

第4部

「西の都」大宰府・沖ノ島と「東の都」齋宮・伊勢神宮

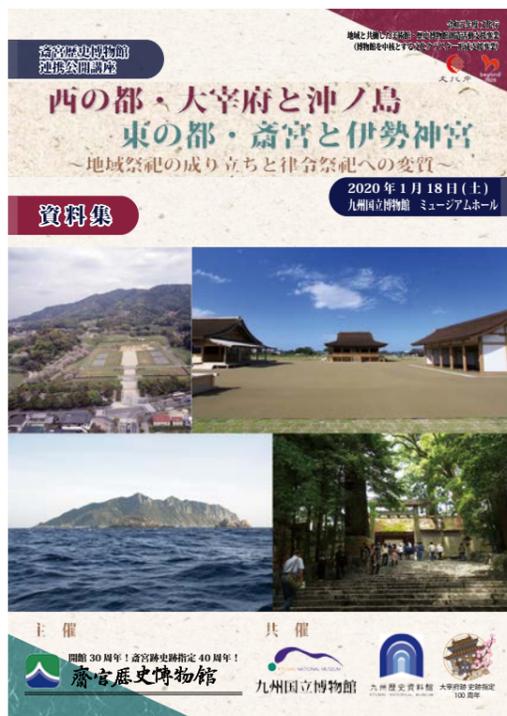


史跡公園「さいくう 平安の社」(三重県多気郡明和町齋宮)

第4部 「西の都」大宰府・沖ノ島と「東の都」齋宮・伊勢神宮

第1章 西の都・大宰府	吉田 東明	205
第2章 東の都・齋宮と齋王	山中由紀子	215
第3章 王権祭祀から律令制祭祀へ	西宮 秀紀	223
第4章 考古資料からみた齋宮・伊勢神宮の成立	宮原 佑治	243
第5章 考古資料からみた宗像君・沖ノ島祭祀の実像	小嶋 篤	253

第4部では、「大宰府・沖ノ島」と「齋宮・伊勢神宮」の比較研究を軸に、古代国家の信仰に迫る。第1・2章では、大宰府と齋宮に係わる研究成果の全体像を把握する。本把握を経て、第3章では文献史料を軸に王権祭祀から律令制祭祀への展開を述べる。第4・5章では、考古資料を軸に、「齋宮・伊勢神宮の成立過程」と「宗像君と沖ノ島祭祀の関係」を論証する。



齋宮歴史博物館連携公開講座
「西の都」大宰府・沖ノ島と「東の都」齋宮・伊勢神宮
当日配布資料の表紙

第1章

西の都・大宰府

吉田 東明

はじめに

〈大宰府とは?〉

大宰府とは、西海道諸国と呼ばれた古代九州の各国を管轄し、また海外との外交や交易の拠点として重要な役割をになった国の機関である。

大宰府に関連する主要なまつりごとや儀式を執り行った、いわば大宰府の中枢部にあたるのが「大宰府政庁」である。政庁の南側には広場があり、周辺には複数の官衙群が置かれ「府庁域」が形成された。また、政庁の東には官人養成の教育機関「府学校」や、西海道随一の寺院として繁栄した「観世音寺」も置かれていた。

大宰府政庁の南には、幅36mの道路「朱雀大路」がまっすぐのびており、その左右には碁盤目状の区画「条坊」広がっていた。朱雀大路沿いには外国使節の饗応施設「客館」と推定される施設が発掘調査で見つかっている。さらに政庁から北西に約1kmの条坊区画外には国分寺や国分尼寺も置かれていた。

〈大宰府の成立〉

大宰府がいつ頃成立したか、実のところよく分かっていない。宣化元年(536)、那津の畔の官家(那津官家)を修造し、非常に備えて諸国の穀物を集積させたことが知られるが、那津官家は軍事的拠点施設と考えられており、のちの大宰府の前身とも考えられている。『日本書紀』によると推古17年(609)、「筑紫大宰」は百濟僧らの肥後国葦北漂着を報告した。これはのちの大宰府の呼称につながる筑紫大宰の初見であり、外交機能の起源をこの頃に求める意見もある。

7世紀の朝鮮半島三国の動乱に巻き込まれるかたちで、倭は百濟復興のための援軍を派遣したが、663年の白村江の戦いで唐・新羅連合軍に大敗を喫した。翌664年、唐・新羅連合軍の侵攻を恐れた倭は、博多湾からの侵攻に備えて水城を築いた。翌年には大野城・基肄城を築造して大宰府の地を囲む防衛線を形成した。これをもって防衛都市としての大宰府が誕生したといえる。

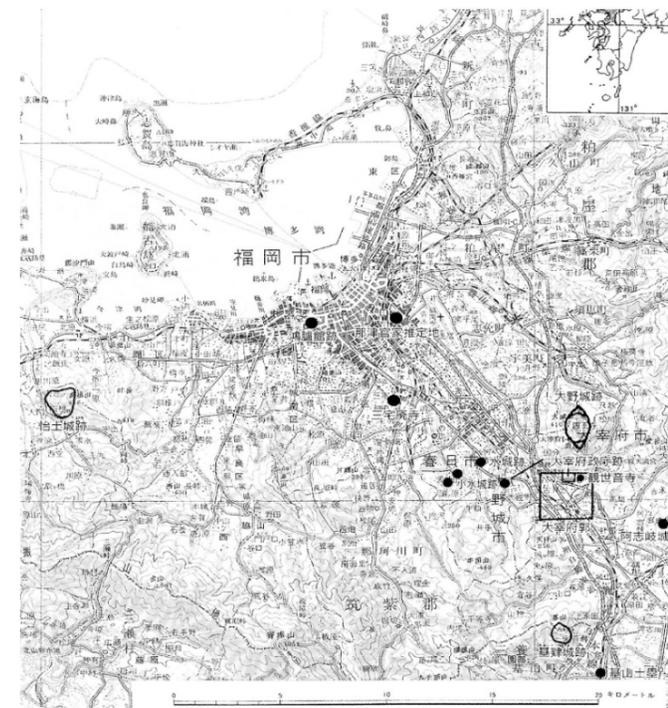


図1 大宰府の位置

1. 西海道の統轄機関

〈大宰府政庁〉

大宰府の中枢部にあたる大宰府政庁は、菅原道真が詠んだ詩「不出門」の一節にちなんで「都府楼」とも呼ばれている。

大宰府政庁は南側に門を配し、その内側には中門が置かれる。中門から入った正面には広い空閑地があり、その両側には東脇殿、西脇殿が二棟ずつ軒を揃えて並ぶ。正面には正殿があり、これらを囲むように回廊が巡る。正殿の背後には後殿、北門が配置され、南北両門と回廊との間には築地が築かれていた。このような建物配置は朝堂院形式と呼ばれ、都宮の平城宮とも共通する建物配置である。

昭和43年に始まった政庁跡の発掘調査の結果、大宰府政庁は二度にわたって建て替えられていたことが明らかになった。7世紀後半頃に掘立柱建物として造営されたI期、8世紀のはじめ頃に礎石建物として造営されたII期、その後焼失し、10世紀後半に再建された後、12世紀前半頃まで存続したIII期、という三つの時期の変遷を辿ったことが判明している。

〈周辺官衙〉

西海道諸国島を統括した大宰府には、司・所とよばれる実務的な行政機関が置かれていた。記録によれば、政所、税司、蔵司、警固所、蕃客所、匠司、学校院など全部で十九の司・所が確認されている。これらの多くは大宰府政庁周辺の「府庁域」に置かれたと考えられている。

司・所がどの場所に置かれていたのか、場所が特定できたものはあまり多くないが、政庁西側の丘陵一帯は「蔵司」という字名が残っており、西海道の税物を収納・管理した官衙「蔵司」が置かれた場所の有力な比定地である。

九州歴史資料館では平成21年度からこの蔵司地区の発掘調査を行っている。蔵司地区の丘陵西側にある平坦地には、SB5000と命名された、大宰府史跡で最大規模を誇る大型礎石建物が以前から知られていたが、これまでの発掘調査によって、桁行9間、梁行2間で南北に廂が付く建物構造であることや、

この礎石建物を遡る7世紀末頃の掘立柱建物が3棟あることなどが確認された。さらに、丘陵東側の平坦地では総柱の礎石建物が合計6棟確認され、これらは中央の空閑地を囲むように「コ」字形に配置されていたことも明らかになった。現在、丘陵南端の狭い平坦面の発掘調査を行っているが、ここでは大

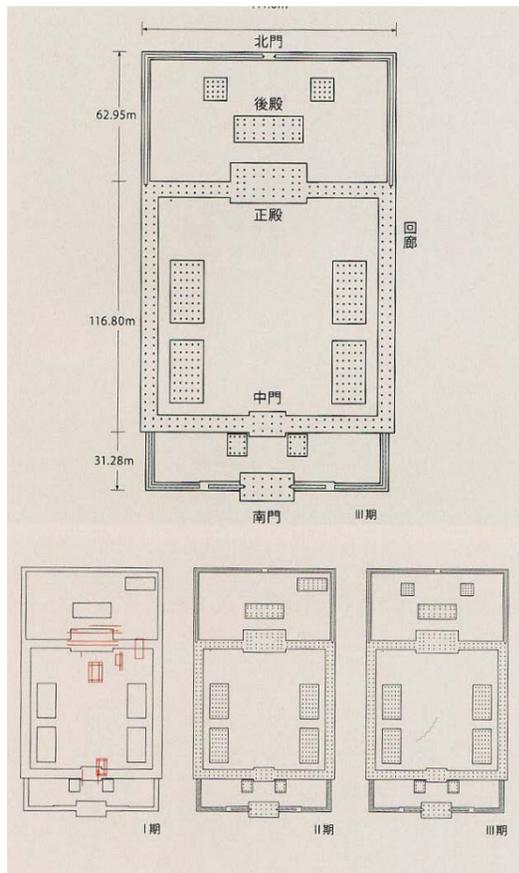


図2 大宰府政庁の変遷

大宰府 (筑前国府を兼ねる、後廢止) — 諸国 — 諸郡	
学校院	官吏の養成
兵馬所	公私の馬牛の管理
蕃客所	外国客の饗応 (その客館が鴻臚館)
主厨司	主に外国客を饗応するための調理、朝廷に対する貢上物 (饗) の納入
主船司	船舶の修理
匠司	建造物・武器・船の新造
修理器仗所	武器の修理
防人司	辺境の防衛
警固所	外敵の侵入に対する警備
大野城司	大野城の防衛
蔵司	絹・絹など調物の収納・管理
税司	庸米・税米の収納・管理
大帳所	課税負担義務の有無を記載した帳簿類の保管・管理
公文所	文書の保管・管理、土地の相論・訴訟の裁断
薬司	府管内の患者の診察・治療
貢上染物所	中央に貢上する調物の染色
作紙所	紙の生産
貢物所	関係役所で扱う各種貢物の送付
政所	各役所のとらまとめ、行政の処理 (これらの所・司は常時併存していたわけではない)

図3 大宰府の司・所



図4 蔵司地区の発掘調査状況

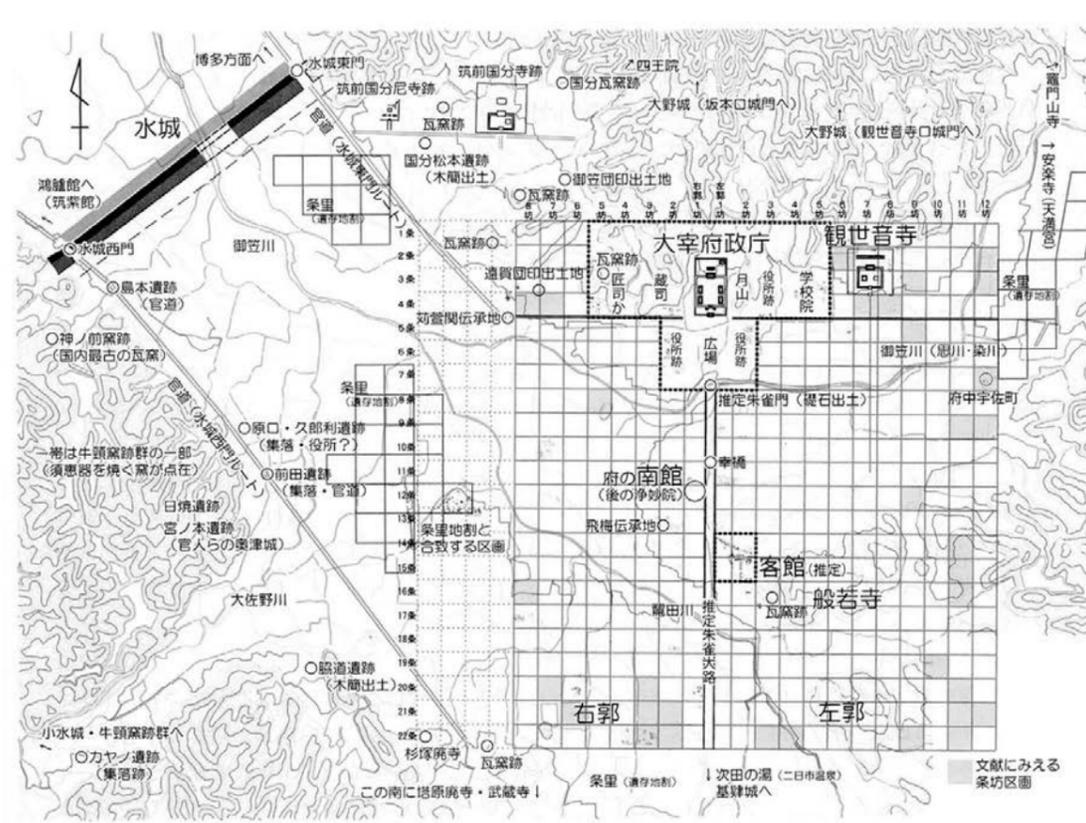


図5 大宰府条坊跡および周辺図 (出典: 太宰府市教育委員会『大宰府条坊跡44』2014)

量の瓦が密集した状態で確認されている。

〈条坊都市〉

条坊制とは、中国都城の制度にならって日本古代の都城で施行された、碁盤目状の都市区画のことである。大宰府条坊は現在の太宰府市、筑紫野市域に広がっている。近年では発掘調査の成果をもとに一区画を90m四方とする方格地割の条坊案が提示され、また条坊制の施行が政庁Ⅱ期を遡る7世紀末～8世紀初頭の時期とみられるようになった。

大宰府条坊域の中でも、西鉄二日市駅の近くにある西鉄操車場跡地では、柱筋を揃えて南北に並んだ大規模な掘立柱建物が見つかったことで脚光を浴びた。北棟は桁行16間、南棟は桁行11間で、梁行はどちらも3間の身舎に2間の廂が付く構造である。

出土品には佐波理の匙や碗、加盤、漆器皿、新羅土器（蓋・壺）、奈良三彩等の高級食器類が見られた。調査地点は朱雀大路に近い場所であり、平城京の客館や平安京の鴻臚館と同じような場所であることから、8世紀中頃から9世紀前半頃の、外国使節に宿泊や食事を提供した「客館」跡と推定されている。

2. 対外防衛の拠点

〈水城〉

水城は福岡平野の南端、平野部が最も狭まった場所を塞ぐように築かれた人工の土塁である。全長約1.2km、幅約80mの基底部（下成土塁）の上に、幅約20m、高さ7～9mの土塁本体（上成土塁）が構築される。『日本書紀』天智天皇3年条には「筑紫に大堤を築きて水を貯えしむ。名づけて水城と日ふ」とあり、ダムのように内側（大宰府側）に貯水したとする説と、外側（博多湾側）に濠を設けて水を貯えたとする説があったが、発掘調査で幅60mの濠が外側で確認され一応の決着をみた。濠の水を満たすため、土塁の地下には「木樋」と呼ばれる巨大な導水管も設置された。

水城の土塁は粘土質の土と砂を交互に重ねて突き固めながら積み上げた「版築」と呼ばれる工法によって造られている。また、基底部付近では木の枝や葉を混ぜ込みながら積み上げる「敷粗朶」と呼ばれる工法も確認できる。これらは朝鮮半島の高度な土木技術を用いたものである。

遮断された水城の内外を通行するために、東と西にそれぞれ城門が設置されて関の役割を果たし、城門には官道が通じていた。

東門は土塁と旧国道3号線東側の旧道とが交差する箇所にあったとされる。道路の傍らには現在も門の礎石が残っており、近世の絵図には「鬼の硯石」と記されている。

西門はJR水城駅近くの土塁と市道が交差する場所にあった。発掘調査によって城門の構造や変遷が明らかになった。当初（7世紀後半）の城門は掘立柱型式で、冠木門と呼ばれる簡易な構造を採用する。間口が4.2mと狭く、壁面には土塁崩壊防止のための石垣を築いた堅牢な城門である。大宰府政庁Ⅱ期と連動して8世紀前半には礎石型式の八脚門へと変化する。屋根には瓦が葺かれ間口も10mに拡幅されており、律令制の整備に伴い人物の往来を重視した、大宰府の表玄関に相応しい壮麗な門へと変貌す



図6 空から見た水城

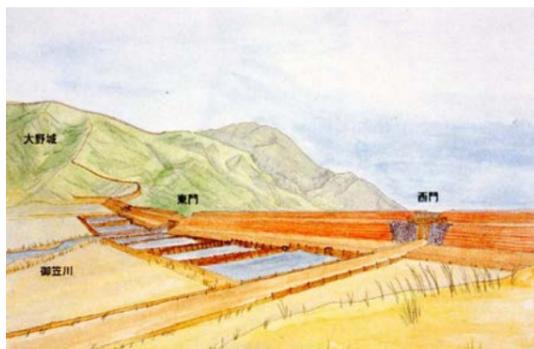


図7 水城の復元図

る。しかし8世紀中頃以降、新羅との緊張関係が再び高まると、一変して防御機能の高い楼門へと改築される。水城の城門構造は東アジアの情勢にも連動していたとみられる。

水城の西側には、牛頸山から派生する複雑な地形の丘陵地帯が広がっている。大野城・太宰府両市にまたがる水城本堤に対し、この丘陵地帯の小谷を塞ぐように築かれた土塁は小水城と呼ばれている。大野城市上大利水城、春日市大土居水城、同天神山水城の三つの小水城が現在も残っている。

〈大野城〉

大野城は、大宰府政庁跡の北側背後にそびえる四王寺山（大城山・標高410m）に築かれた古代山城である。尾根線に土塁、谷部に石塁を築き、総延長約8kmにわたって城壁をめぐらせた、東西約1.5km、南北約3kmの範囲が城域である。城壁の南側と北側はそれぞれ二重の構造になっている。

大野城の土塁も水城と同じように「版築」によって堅固に築かれる。石垣は谷の部分に築かれており、雨水を排水するための水門も設置される。

土塁で囲まれた城内へ入るための城門は、現在までに9ヶ所確認されている。南側の主門である太宰府口城門では7世紀後半に掘立柱式の城門が設置され、8世紀初頭には礎石式の瓦葺きへと変わり、8世紀後半以降は門の側壁を改変したことが発掘調査によって確認された。

また、北石垣城門は発掘調査によって懸門（内外に高低差があり、取り外し可能な梯子が架けられた門）構造であることが確認された。門の石材には門柱の軸受金具が残ったままで発見された。

城内には8つの地区にわたって合計70棟以上の建物跡が確認されている。建物には掘立柱建物と礎石建物があり、総柱構造が多いことから大部分は倉庫とみられている。主に米を備蓄するための倉庫だったらしく、焼米ヶ原地区では炭化した米粒が今でも多く見つかる。

〈大宰府外郭線〉

天智3年（664）に設置された水城は、翌天智4年（665）に築かれた大野城とともに、小水城や周辺の地形と一体となって玄界灘側（福岡平野側）から侵攻する外敵に対する防衛線を形成する。大野城と同じ年に築造された基肄城は500mほど東にある関屋土塁、とうれぎ土塁とともに南側（筑後平野側）

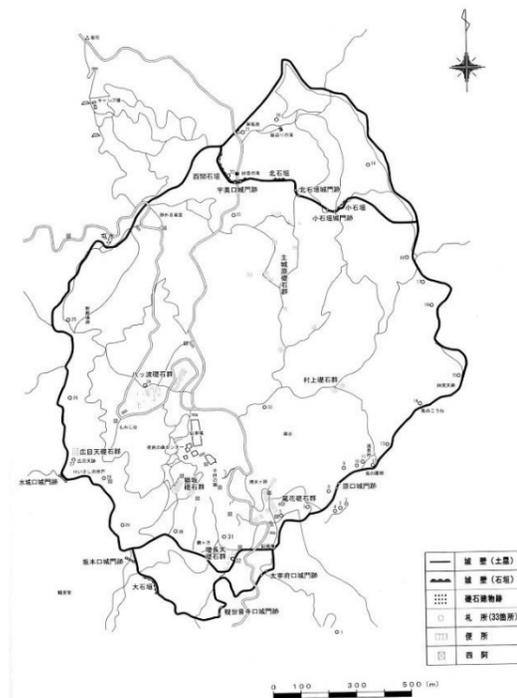


図8 大野城跡の遺構分布

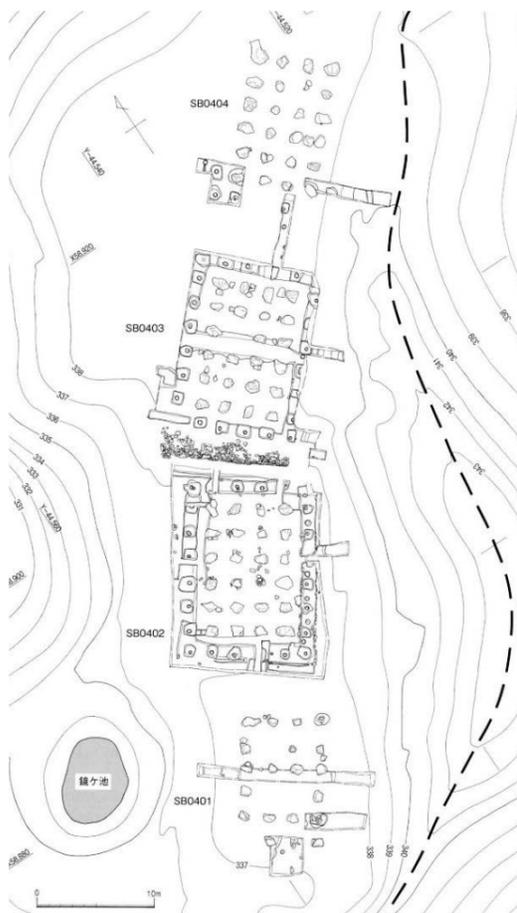


図9 増長天地区礎石群

の防衛線を構成する。

これらを含む形で、西側や東側にも連続するラインを想定し、大宰府の四周に自然地形を大きく取り込んだ防御施設「羅城」を想定したのが「阿部義平説」である。羅城は大宰府造営の際に模範とされた百済の泗泚都城にも通じることから注目されたが反対意見も少なくなかった。

ところが、平成27年（2015）に始まった筑紫野市前畑遺跡第13次調査で、阿部説の東側ラインに近い場所で古代のものと思われる土壘が発見されたため、一躍脚光を浴びることとなった。土壘は丘陵の尾根線に近い場所で長さ390mにわたって続いている。断面観察では層状に積土を行い、古代山城の版築に類似することも確認された。

九州歴史資料館では現在、大宰府都城外郭線の調査を関連自治体と連携して実施している。

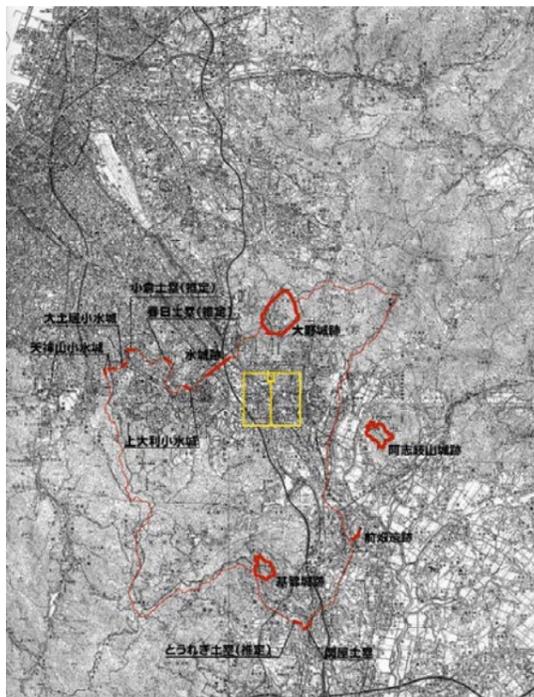


図10 大宰府外郭線の推定

3. 信仰・文化・外交

〈観世音寺〉

観世音寺は大宰府政庁跡から500mほど東にある。朝倉 橘 広庭宮にて崩御した齊明天皇の冥福を祈るため、天智天皇によって発願されたが、造営には80余年を費やし、天平18年（746）にようやく供養が営まれた。天平宝字5年（761）には観世音寺境内に戒壇院が設置された。戒壇院とは出家者が正式な僧尼となるための戒律を授けるために設置した施設である。古代においては大宰府の庇護のもと「府の大寺」として、名実ともに西海道随一の寺院として繁栄した。平安時代には大風・大火等の罹災を被り、同時代末には東大寺の末寺となるが、中世においては四十九の子院を擁し、現在にまで法灯を伝えている。

発掘調査の結果、塔の基壇は心礎が露出するまで削平を受けているが、一辺15mで東西2ヶ所に階段を設けていたことがわかった。金堂は創建時には東西18m、南北24mの瓦積基壇だったものが、10世紀中頃のII期には乱石積基壇となり、康治2年（1143）の金堂火災後は石垣積基壇に改築された。この頃の基壇は東西21m、南北19.8mの大きさだったことが分かっている。講堂建物の礎石は創建当初のもので原位置を動いていないとされていたが、その下層から礎石根石が発見されたことから従来の定説が覆される結果となった。従来、観世音寺の伽藍配置は川原寺式伽藍配置の省略形と言われてきたが、発掘調査によって回廊内の東側に五重塔、西側に東面する金堂が配置され、その北側には講堂が位置し中門から延びた回廊とつながる、独自の配置であることが明らかになった。

〈大宰府を代表する出土品〉

大宰府は海を介して唐や新羅などの諸外国と外交を行う拠点でもあり、海外の情報や文物がいち早くもたらされた。大宰府には都にはない独自の文化が創出された。

大宰府から出土した遺物の中でもひときわ異彩を放っているのが、「大宰府式鬼瓦」である。大宰府式鬼瓦は8世紀前半、大宰府政庁第II期の造営にともなって製作された日本最古の鬼面鬼瓦とされている。その特徴は立体感豊かな優れた彫塑性にある。統一新羅時代の鬼瓦の影響がある一方、大宰府ならではの造形も認められる。

学校院地区では特徴的な文様塼が出土することが知られている。塼は基壇の装飾のために敷かれたタ



図11 観世音寺の位置

イルで、大宰府では方形、長方形、三角形の三種類の文様塼が知られている。どれも街区に珠文をめぐらせ、内区は水波文の上に華文様を配した繊細な文様構成を採用する。

大宰府では政庁や観世音寺をはじめ瓦葺建物となる官衙や寺院が数多く建立された。それらの屋根を覆った瓦は「大宰府系古瓦」と総称されている。大宰府系古瓦は律令制の浸透にあわせて西海道各地へと広がっていった。老司I式と呼ばれる瓦は観世音寺の創建瓦である。福岡市老司瓦窯跡で発見されたことからこの名前が付けられた。鴻臚館式と呼ばれる瓦は第II期政庁に主として葺かれた瓦で、この頃造営された大宰府の各施設にも使用された。

外交の拠点として賑わった大宰府からは海外のさまざまな陶磁器類が出土する。唐三彩をはじめ、越

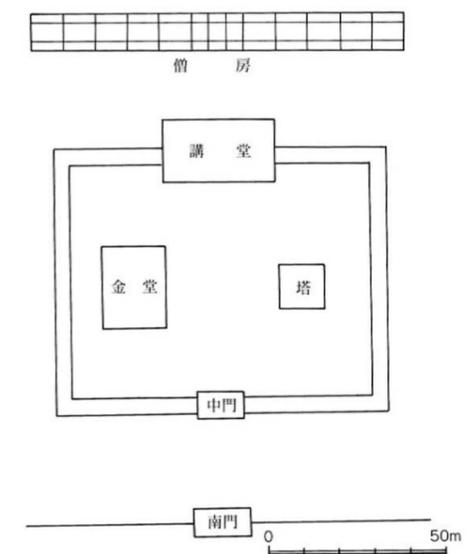


図12 観世音寺の伽藍復元



図13 観世音寺出土初期貿易陶磁



図14 観世音寺出土東南アジア・イスラム系陶磁器

州窯系青磁、長沙窯系青磁などの初期貿易陶磁は、全体的な遺物量からみればそれほど多くはないが、国内の他の遺跡と比較すると際立って多い数である。

〈宝満山と大宰府の祭祀〉

大宰府政庁の東北にそびえる宝満山は、古くは御笠山、竈門山と呼ばれ、大宰府の成立とともにその守護の山となり国家的な祭祀が行われた。平安時代以降になると遣唐使船に乗る入唐僧たちが航海安全を宝満山の神に祈るなど海の神としても信仰された。標高830mの巨岩に覆われた頂上をはじめ、九合目の竈門岩、三合目の辛野など、山中の所々から古代の墨書土器や滑石製品、皇朝銭、製塩土器など多彩な祭祀遺物が採集されている。山麓には広範にわたって古代寺院跡も認められる。



図15 左：大宰府式鬼瓦／右：文様埴



図16 左：老司I式軒瓦／右：鴻臚館式軒瓦

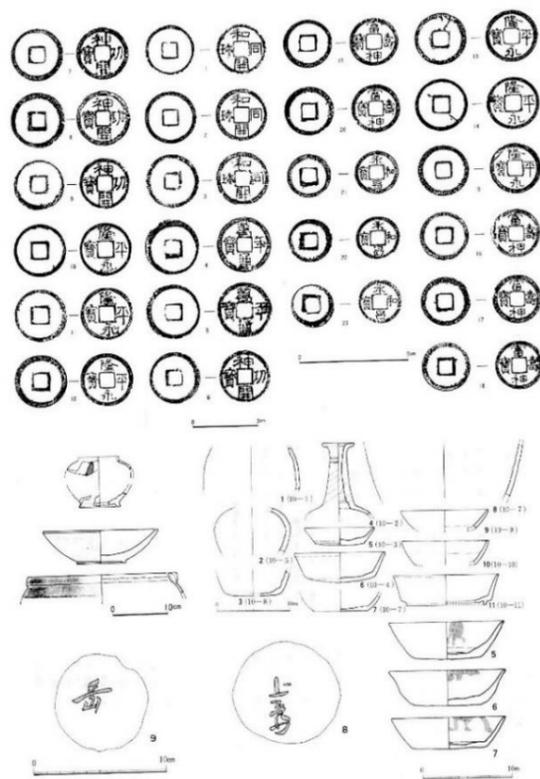


図17 宝満山山頂から出土した遺物
(出典：太宰府市教育委員会『宝満山総合報告書』2013)

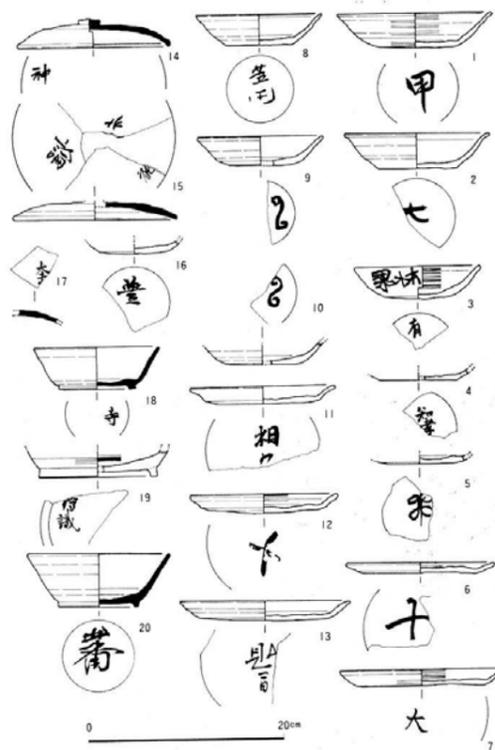


図18 宝満山辛野地区出土墨書土器
(出典：太宰府市教育委員会『宝満山総合報告書』2013)

沖ノ島祭祀に用いられた金属製雛形や滑石形代、祭祀専用土器などはみられないことから、どちらも航海安全を祈るための祭祀遺跡だが、その内容は質的に異なっていたと考えられている。

おわりに

〈元号「令和」を迎えて〉

新年号「令和」は、『万葉集』に収録された「梅花の歌三十二首」の序文から引用された。その出典とされた万葉集は、奈良時代を代表する歌人であった大伴家持によってまとめられたとされる。収蔵の和歌は約4,500首を数え、その中には筑紫ゆかりの歌が300首以上収められている。天平2年(730)正月13日、家持の父である大宰帥の大伴旅人の邸宅において、大宰府や西海道諸国の役人が集い、「梅花の宴」が催された。中国の書聖・王羲之の蘭亭の詩会を意識して、この日参集した32人が中国渡来の高貴な花とされる梅花を主題に作歌を繰り広げた。「わが園」ではじまる和歌は、主人である旅人がわが庭で咲き散る梅の花を雪に見立てて詠んだものである。旅人が「わが園」と呼んだ邸宅は岡(丘)のあたりにあったとされる。大宰府政庁跡の西北、蔵司の丘に連なる坂本八幡宮を想定する説が出され、それが伝承となったが、政庁跡の東にある月山丘陵あたりに比定する説や、菅原道真が謫居した府の南館跡である榎社周辺に比定する説も有力視される。昭和43年(1968)年に大宰府史跡の発掘調査が始まり、平成30年(2018)にはちょうど50年の節目を迎えた。平成31年4月には大宰府にゆかりのある元号「令和」が発表となり、大宰府にはわかに脚光を浴びることとなった。坂本八幡宮を参詣する人々は今なお列をなして賑わっている。令和3年3月には、大宰府跡と水城跡が国の史跡に指定されてからちょうど100年の節目を迎える。大宰府史跡が色々な形で注目を集めている昨今、大宰府史跡の調査研究もこれまでとは違った色々な視点で見ると、また新たな視野が開けていくだろう。

梅花の歌三十二首 序を并せたり

天平二年正月十三日、帥老の宅に萃まり、宴会を申ぶ。時に、初春の令月、氣淑しく風和らぐ。梅は鏡前の粉に披き、蘭は佩後の香に薫る。加以、曙の嶺に雲移りて、松は羅を掛けて蓋を傾け、夕の岫に霧結びて、鳥は殻に封されて林に迷ふ。庭には新蝶舞ひ、空に故雁帰る。ここに於て、天を蓋にし地を坐にし、膝を促け鶯を飛ばす。言を一室の裏に忘れ、衿を煙霞の外に開く。淡然として自ら放にし、快然として自ら足る。若し翰苑に非ざれば、何を以てか情を摑べむ。詩に落梅の篇を紀す、古今それ何ぞ異ならむ。宜しく園梅を賦して、聊かに短詠を成すべし。

参考文献

- 九州歴史資料館 2002『大宰府政庁跡』
 九州歴史資料館 2007『観世音寺』－遺物編1－
 九州歴史資料館 2007『観世音寺』－考察編－
 九州歴史資料館 2009『水城跡』－上・下巻－
 九州歴史資料館 2010『大宰府 その栄華と軌跡』九州歴史資料館 開館記念特別展
 福岡県教育委員会 2010『特別史跡大野城跡整備事業V－上・下巻－』福岡県文化財調査報告書第225集
 杉原敏之 2011『遠の朝廷 大宰府』シリーズ「遺跡を学ぶ」－076 新泉社
 太宰府市教育委員会 2013『宝満山総合報告書』太宰府市の文化財 第118集
 九州歴史資料館 2014『特別史跡 水城跡』大宰府史跡ガイドブック－1
 太宰府市教育委員会 2014『大宰府条坊跡44』太宰府市の文化財 第122集
 九州歴史資料館 2015『特別史跡 大野城跡』大宰府史跡ガイドブック－2
 九州歴史資料館 2016『大宰府史跡発掘調査報告書IX』平成26・27年度
 九州歴史資料館 2018『特別史跡 大宰府跡』大宰府史跡ガイドブック－3
 九州歴史資料館 2018『大宰府への道－古代都市と交通－』大宰府史跡発掘50年記念特別展

第2章

東の都・齋宮と齋王

山中 由紀子

1. 齋王とは

「齋王」とは、天皇の名代として皇祖神たる伊勢の大神に遣わされた未婚の皇族女性である。その歴史は飛鳥時代から南北朝時代まで約660年間続き、実在が確認される齋王で見ると60余名を数える。齋王は「齋宮」と記される場合もある。

(1) 齋王の資格

齋王・齋宮については、『延喜式』中の「齋宮式」（以下、『延喜齋宮式』と記す）に定められているが、それ以前、実在が確認される飛鳥時代の齋王・^{おおくのこうじょ}大来皇女もそうであるように、これは実情に合わせて後に改めて規定されたものと思われる。

齋王の資格を具体的に記すと、

- 当代の天皇と血縁関係にある女性であること
- 未婚であること

である。齋王は、天皇が即位すると^{ぼくじょう}卜定（^{きぼく}亀卜）にて選ばれ、その天皇一代の間、伊勢の大神に仕える。

齋王は飛鳥時代以降、60余名が選ばれているが、摂関期など天皇が幼帝の場合、娘はいないため、姉妹など近くても2親等、オバやメイなど3親等と血縁で言えば遠い齋王が選ばれることとなる。このような事情がない場合でも、その時々により齋王の

天皇との血縁関係に差があり、卜定により選出されるといってもおそらく何らかの政治的な意図も働いていたと考えられる。それは、平安時代から始まる賀茂齋院の選出とも無関係ではない。

(2) 齋王の役割

齋王の役割は、天皇の名代として伊勢の大神に仕えること、それに尽きる。では、具体的にどのようなその役目を果たしていたのだろうか。

まずは齋王が選出され、その任が解かれるまでの流れを『延喜齋宮式』に基づいて見ていこう。

齋王は卜定により選ばれると、まず大内裏内の既設の殿舎に設定された「^{しよさいいん}初齋院」に入り、1年間齋戒生活を重ねる。その後、京外の清浄な地に造営された「^{ののみや}野宮」で更に1年間潔斎の日々を過ごし、卜定から3年目の9月上旬、大極殿での「^{はっけんぎ}発遣の儀」を経てようやく伊勢へと旅立つ。

齋王の任期として定められた期間は特にない。齋王がその任を解かれるのは、その代の天皇の譲位・崩御、齋王親族の死による服喪などを契機とする。そのため、都での潔斎期間に齋王の交替が決まる場合もあれば、^{だいご}醍醐天皇の御世の^{やすこ}柔子内親王のように最も長い例で足掛け34年間、うち伊勢の地で32年



図1 齋宮位置図

にわたって過ごした齋王もいた。

齋王は、伊勢においては、伊勢神宮（以下、神宮と記す）の「三節祭」—6月と12月の月次祭、9月の神嘗祭—という神宮における重要な祭祀に奉仕した。そのために、特に重要な神嘗祭の場合は8月末に尾野湊で禊を行い、ここからは各祭とも同じであるが、15日に現在の宮川近くの離宮院に入り、翌16日に外宮に赴き祭に奉仕し、その日のうちに離宮院へ戻る。そして翌17日に内宮に赴き祭に奉仕、その日は離宮院で泊まり、齋宮へと戻るのは18日のことであった。

三節祭において齋王が行うことは、拝礼し神が宿るとされる「太玉串」を捧げること。齋王は太玉串を神宮の巫女である「物忌」に託し、物忌が瑞垣御門の西頭にこれを立てるのである。その後、祭の間は齋王候殿（現在の神宮にはない）において、祭の進行を見守るのである。三節祭には、齋王は天皇

表1 『延喜齋宮式』による忌詞

内七言

忌詞	元の語	意
なかご 中子	ほとけ 佛（仏）	「中子」とは中心という意味があり、仏像が堂の中心に安置されることから
そめがみ 染紙	きょう 経	経典の料紙に染色された紙を使用することから
あららぎ 阿良良岐	とう 塔	アララギという植物の形態が仏塔の九輪などに似ていることから
かわらぶき 瓦葺	てら 寺	神宮の社の屋根は萱葺、他社禁裏殿舎の屋根が檜皮葺であるのに対して、寺院建築の屋根が瓦葺であることから
かみなが 髪長	そう 僧	僧が剃髪するのに対し、反語である還俗者の様子から
おんなかみなが 女髪長	あま 尼	僧と同様
かたしき 片膳	とき 齋	「齋」とは、仏家での一日午前一回の食事を指す。当時、通常の食事が午前・午後二回であったので、通常の二食に対して一食、つまり「片食」から

外七言

忌詞	元の語	意
なおる 奈保留	し 死	「奈保留」とは「直る」。死が「曲（禍）」の極致、汚穢であり、その状態を改善されることを「直る」という。「死」=「曲（禍）」の反語として用いた
やすみ 夜須美	やまい 病	「夜須美」とは「休み」。病が全快する状態を意味し、「病」の反語として用いた
しおたれ 鹽垂	なく 哭	「塩垂」。死者を悼んで泣く際に流す涙によって服の胸元が濡れてしずくが垂れることから
あせ 阿世	ち 血	体内より発する液体「血」「乳」「唾」「汗」は同類のものとし、そのうち「血」と同音の「チ」とは異なる発音の「汗」を用いた
なず 撫	うつ 打	神宮の神官が外部の者に殴られたり、神職同士の殴り合いが多かったので、それを忌み嫌い「打」の反語である「撫」を用いた
くさひら 菌	しし 穴	「穴」とは猪や鹿等の獣肉のこと。獣肉と食用した際、味が類似する松茸や椎茸等の「菌」を用いた。もしくは獣肉も茸類も山の幸であるからとの説もある
つちくれ 壊	はか 墓	墓は土壌を積み重ねて築くことから

別忌詞

忌詞	元の語	意
こりたき 香燃	どう 堂	仏堂は常に香を焚くところであるから
つのはず 角筈	うばそく 優婆塞	優婆塞とは在家の出家者のこと。その優婆塞の髪型が、角製の弓や矢筈に似ていることから

（西宮一民1974「齋宮の忌詞について」『皇学館大学紀要』第12輯 皇学館大学 から）

の名代として奉仕するが、齋王とは別に都からの勅使も参列している。また既に触れたように、齋王が任を解かれて都へと戻り、次の齋王が卜定により選ばれ、潔斎の2年間を経て伊勢へと下向する間、伊勢では齋王は不在となる。しかし、神宮の三節祭は齋王が不在であっても毎年実施されている。

齋王は、三節祭に奉仕する以外の日は、齋宮の年中行事に携わりながら、都と変わりのない雅な生活を過ごしたと思われる。齋王の周りには、齋宮を維持する役所に属する役人の他に、多くの女官が彼女に仕えていた。若いというよりも幼い齋王が多かったことから、女官たちは齋王を慰め、教育する役割をも担っていたと考えられる。

都と変わりのないといっても、齋宮に特有のものとして「忌詞」がある。齋宮ではある言葉を発することを良しとせず、それを呼称・表記する際に別の言葉で表現することが規定されており、それが「忌詞」である。『延喜齋宮式』には「内七言」「外七言」「別忌詞」について記述され、「内七言」「別忌詞」は仏教に関するもの、「外七言」はケガレに関するものである（表1）。「外七言」に相当するものは『延喜式』の「齋院司」・「踐祚大嘗祭」に見られるが、「内七言」は齋宮に特有のものであり、天皇の名代として伊勢の神に奉仕する齋王の特殊性が窺える。

(3) 文学に残る齋王

伊勢の齋王として有名な女性に、『万葉集』に弟への哀切な想いの歌を残した大来皇女がいる。その他、『伊勢物語』や『源氏物語』などの王朝文学にもその姿は見られる。在原業平がモデルとされる『伊勢物語』の第69段「狩の使」は伊勢齋宮を舞台としており、「をとこ」と齋王の不思議な一夜が物語の核となっている。この齋王は実在する清和天皇の御世の恬子内親王がモデルとされる。

また、『源氏物語』の六条御息所とその娘（秋好中宮、梅壺女御とも）は実在の齋王をモデルとしたとされる。朱雀天皇の御世の齋王・徽子女王（齋宮女御）とその娘で円融天皇の御世の齋王・規子内親王である。徽子女王は退下後、村上天皇の女御となるが、村上天皇の死後、規子が齋王に選ばれると、本来は肉親が齋王に付き添うことはご法度とされたのにもかかわらず、円融天皇の制止もきかず娘とともに伊勢へと下向した。六条御息所が光源氏への思いを断ち切るように娘とともに伊勢へと下ったというストーリーは、徽子女王の実際のエピソードから採られたのである。齋宮女御は歌と琴の名手として知られ、三十六歌仙にも選ばれているが、その姿は几帳を伴う華やかさで人気の画題である（写真1）。

今回挙げたのは3人の齋王であるが、歴史に残る齋王たちの生きざまには魅力的なものが多々あり、それが現代の人々を齋王に惹き付ける要因ともなっている。



写真1 三十六歌仙の中で唯一の皇族である齋宮女御。纏網縁（うんげんべり）の置き畳に座し、几帳に姿を隠して高貴な身分を表す。住吉具慶画『三十六歌仙図画帖』より「齋宮女御」（齋宮歴史博物館蔵）

2 齋宮とは

齋王の居所である宮とその維持機関である「齋宮寮」、そしてその下にある十三の司の総称を「齋宮」という。これらは全て、齋王たる1人の女性のための機関であり、都と同様の都市的な区画が形づく

れていた。

(1) 齋宮寮

齋宮には「齋宮寮」という官司が置かれ、「齋宮十三司」ともいう部局があった。齋宮寮の長官は「齋宮頭」と称され、奈良時代末期以降には伊勢国司と兼務する例がしばしばみられる。齋宮寮は、『続日本紀』神亀4年(727)に齋宮寮官121名の任命記事があり、『類聚三代格』には神亀5年(728)に出された官符に齋宮の十一司の定員と官位相当が記されている。この整備は、元正・聖武朝の齋王・井上内親王の就任に連動している。

(2) 齋宮の建物

12世紀中頃に成立した『新任弁官抄』では、齋宮の建物について「内院(齋王の居所)」は檜皮葺、「中院(齋宮頭の居所)」は檜皮葺、「外院(それ以外の役所施設)」は茅葺とあり、齋宮には瓦葺の建物がなかったと考えられ、内裏と共通する。神に仕える齋王であるので、仏教を忌避する前提があり、それは前述した「忌詞」の中の、寺院を表す言葉「瓦葺」にも表れている。瓦を葺かないからこそ基礎も礎石等は不要であり、神宮と同様、地面に穴を掘り柱を埋め建てる「掘立柱建物」が主体となっている。実際、発掘調査でも礎石建物はなく瓦の出土が稀であり、瓦葺建物が主体となる国府などの官衙遺跡とは対照的である。

(3) 齋宮の位置

齋宮は、神宮の神郡とされる地域内にある。すなわち、度会郡と多気郡内、特に齋宮は多気郡の西端に位置している。三節祭のみとはいえ、なぜ神宮まで約15kmも離れて立地しているのか。

これについて明確な回答はないが、考えられることとして朝廷と古来在地の神であった神宮との関係がある。神宮は在地勢力の神であったのが、伊勢の地を東国への玄関口として当時の朝廷が重要視したこともあり、皇祖神としての位置づけがなされたということが考えられる。これは神宮側からすると朝廷の支配下に置かれたという側面もあるのではないだろうか。すなわち、天皇の名代として伊勢の大神に仕えるため、伊勢に遣わされた齋王の住む齋宮は、朝廷による伊勢支配の前線基地のような意味を持ち、神宮側からすれば「目障りな存在」のため、神郡の西端に「しかいられなかった」と考えられる。それは、天長元年(824)の齋宮の離宮院への移転、そして火災をきっかけとした承和3年(839)、多気の元の地を「常齋宮」とする齋宮の再移転という記録からも想像できる。また朝廷と神宮との対立は、長元4年(1031)の託宣事件からもうかがえる。

その他、神郡内を神宮へと向かう齋王の行列を長く行えるようにという意味もあると言われる、しかしこれも、齋王=天皇の威力を神郡の民に見せつけるという役割があり、やはり根底には政權と神宮・伊勢在地勢力との確執があると考えられるのである。

3 齋宮跡の調査

(1) 発掘調査の歴史

南北朝時代になると、卜定されても伊勢へ下向しない状態が続き、齋王制度は消滅する。江戸時代に齋王を顕彰する動きやその所在地を探る活動が見られるが、それは文献資料に基づくものであった。

昭和45年、現在の齋宮歴史博物館周辺で住宅団地造成の計画が浮上し、発掘調査を実施したところ、奈良時代の大型掘立柱建物や総柱建物を確認し、蹄脚硯や大型土馬などが出土した。考古学的に齋宮の存在が実証されたのである。その後、東西約2km、南北約700mの137haが昭和54年(1979)に史跡指定された。そして現在まで発掘調査を続けており、令和元年度に史跡指定40周年、令和2年度に発掘調査開始50年を迎えた。

齋王制度の最盛期たる平安時代齋宮については、史跡中央～東部における発掘調査により方格街区や内院・寮庁の構造がある程度明らかにされているが、飛鳥時代～奈良時代の齋宮については未だ調査

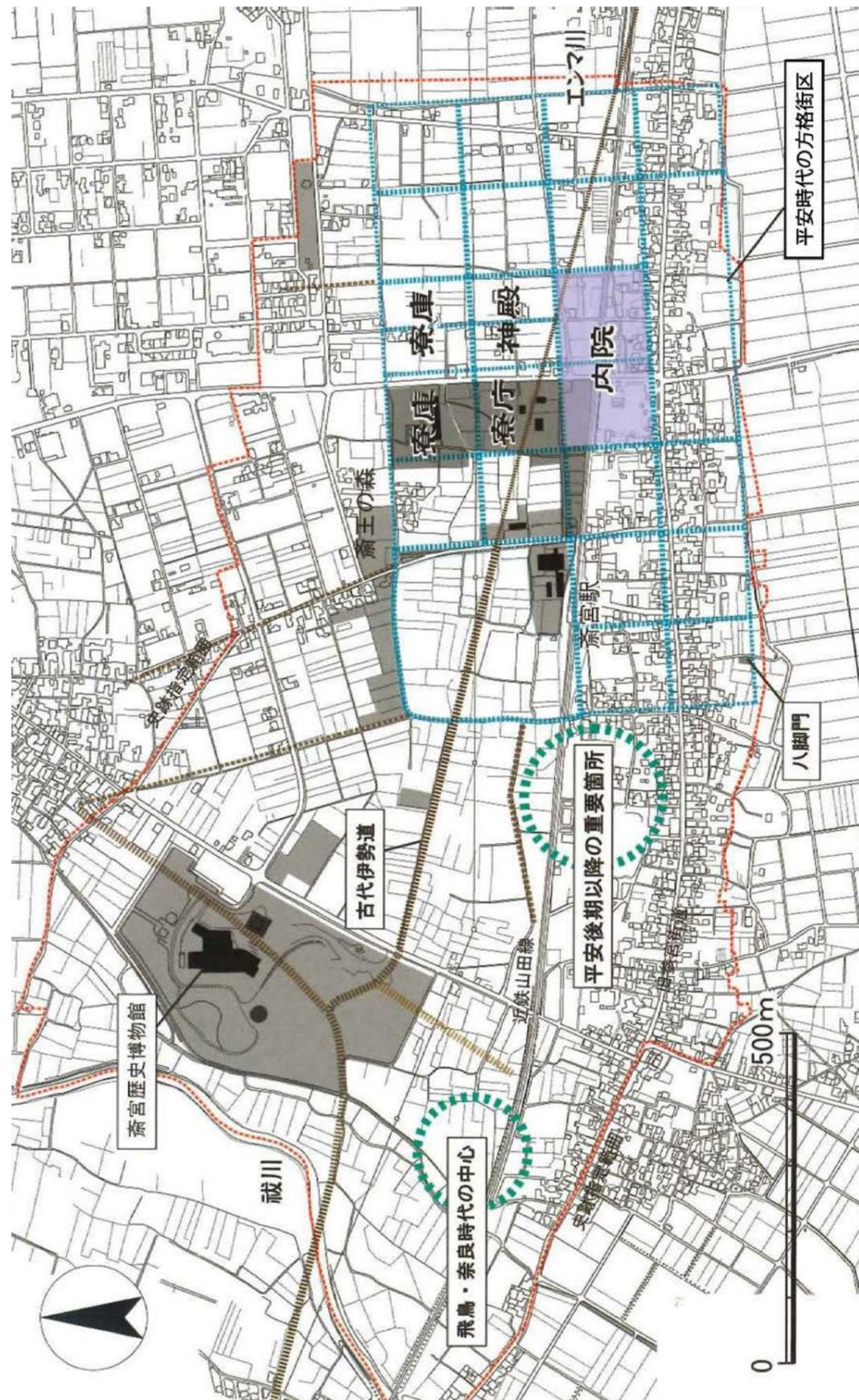


図2 史跡齋宮跡全体図

研究の半ばである。そこで平成28年に『発掘調査基本方針』を策定し、飛鳥時代・奈良時代齋宮中枢部が想定される史跡西部の中垣内地区に重点を置いて継続的な調査を行うこととなった。平成30年度の調査では飛鳥時代齋宮の区画位置の特定、それに伴う倉院の発見など、平成29年度から始まった継続調査において、飛鳥時代齋宮の全貌が明らかになりつつある。

また出土遺物は、他に例をみない特殊な遺跡である齋宮跡の実態を知るうえで欠かせない資料であり、その学術的価値は極めて高いため、平成21年に「三重県齋宮跡出土品」として、2,661点が重要文化財に指定された。

(2) 飛鳥時代・奈良時代齋宮の調査

平成2年度(1990)第85-8次調査により飛鳥時代の塀と考えられる柱列や倉庫が検出され、平成5年度(1993)には第100次調査において奈良時代の柱列が検出されたことにより、史跡西部、博物館から南において、飛鳥時代・奈良時代齋宮中枢部の存在が指摘されるようになった。

① 飛鳥時代齋宮

飛鳥時代齋宮は、平面方位が北から東に約33°傾く遺構群である。区画塀は第85-8次調査で塀列が、平成30年度(2018)第193次調査で区画北東角が見つかり、その規模が東西約41m(115大尺)・南北55m以上と確定できた。そしてその内部に2間×3間以上の掘立柱建物の存在が判明した。

この区画の西部、段丘崖に沿って実施した平成30年度第195次調査において、総柱建物群が見つかった。この倉庫群は、4段階の変遷が見られ、ほぼ同位置に複数回の建て替えを確認している。

区画については、特に掘立柱塀は同一箇所に2回の建て替え(柱の差し替え)が見られる部分もあるが、総じて建て替えはなされていないと考える。また、掘立柱建物についても建て替えは見られない。しかしながら、倉庫群は4段階の変遷が見られることから、倉庫群が区画とどのように対応するかは不

明であり、あるいは後続する奈良時代齋宮に付随する可能性も考えられる。『大神宮諸雑事記』に孝徳朝、竹屯倉を立つという記事があり、倉庫の古段階はこの記事に関連する可能性もある。

② 奈良時代齋宮

飛鳥時代齋宮の南において、正方位を志向する区画が2カ所で確認されている。第193次調査においても東西方向の柱列が見つかり、区画外にも建物が存在する可能性がある。区画内の構造についてはまだ調査を行っておらず、今後の課題である。

③ 古代伊勢道

古代伊勢道は、東海道から現在の三重県亀山市で分岐する、神宮・志摩国府へつながる古代官道である。『延喜式』によると、齋宮までに東海道の鈴鹿駅家から市村・飯高の駅家が置かれた。この古代伊勢道は、齋宮のたつ段丘に差し掛かると北に弯曲し、その後は史跡内を北西から南東へと直線で伸び、史跡外へと進む。その規模は、側溝芯々間で9.0mの規模を測る。この弯曲の東で伊勢道から南へ分岐する派生道路(古代伊勢道派生道路)が南進するが、道路方向は飛鳥時代齋宮の約33°の傾きとほぼ同じであり、派生道路が飛鳥時代齋宮と何かしらの関係にあると考えてよい。

奈良時代末、史跡東部に方格街区が造営されるようになると、古代伊勢道は、方格街区に入り区画道路の東西道路(内院と寮庁区画の間)を東進するように進路を変更する。

(3) 平安時代の方格街区の発見

平安時代齋宮を特徴づけるものに方格街区がある。これは、道路により東西7区画・南北4区画の碁盤の目状に区画された都市計画で、様々な変遷・変容を重ねながら12世紀まで存続した。その造営プランは、計画幅50尺の区画道路と一辺400尺四方の方形区画により構成されることを基本とする。

その萌芽は、『続日本紀』にある宝亀2年(771)11月に齋宮造営のため鍛冶正気太王を派遣した記事であり、これは奈良時代末の光仁朝の齋王・酒人内親王の赴任に合わせて造営された「内院」区画のみの齋宮であろう。その後、延暦4年(785)、紀朝臣作良を造齋宮長官として派遣したという同じく『続日本紀』の記録から、「内院」の拡張・整備が行われ、それ以降方格街区の整備が本格的に行われたと考えられている。これは桓武朝、朝原内親王を齋王としたのに合わせた整備と考えられる。

「内院」は現在、中央を鉄道が走るなどから調査に制約があるが、その北の区画群については発掘調査により明らかになりつつある。「内院」に比定する「牛葉東区画」の北側に位置する「柳原区画」は「齋宮寮庁」と考えられ、集中的な調査、整備により建物の復元を行い、現在、平安時代齋宮を体感できる史跡公園「さいくう平安の杜」(写真2)となっている。また、その北に接する「下園東区画」、その東の「西加座北区画」では5間×2間の東西棟の掘立柱建物群が確認されているが、これは『延喜齋宮式』にある

「寮庫」にあたり、蔵部司が調庸雑物を監理した施設と考えられる。その他の区画については、調査面積の粗密などから詳細な検討は今後の課題である。



写真2 史跡公園「さいくう平安の杜」

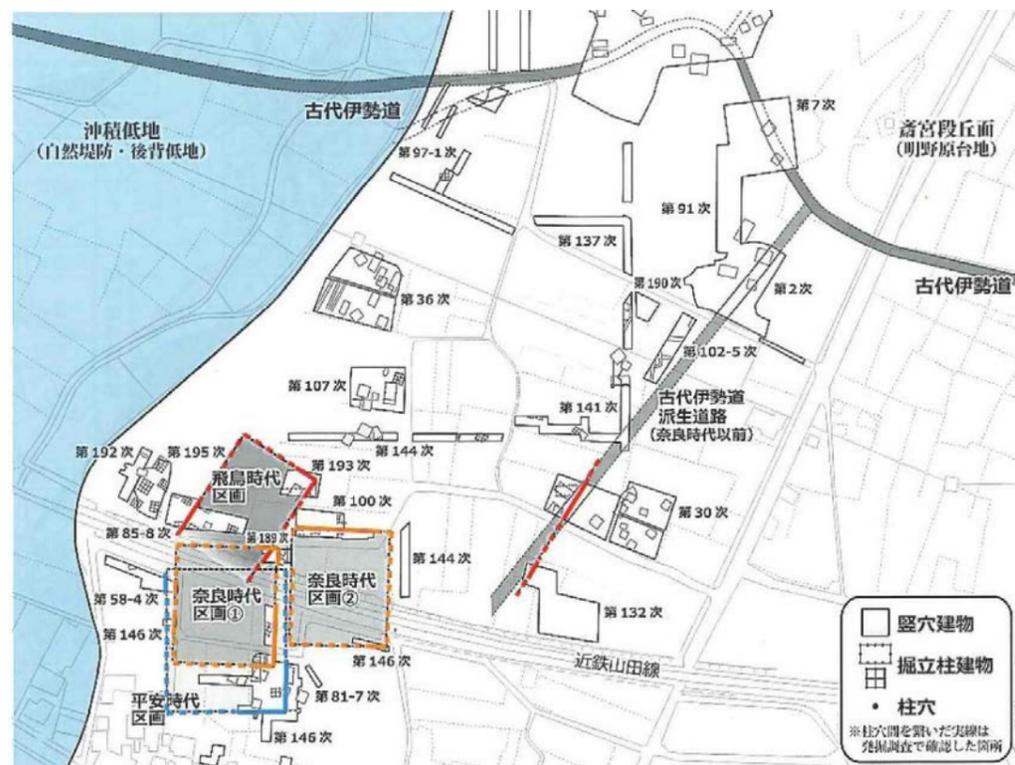


図3 史跡西部 飛鳥時代・奈良時代齋宮全体図

4 結びにかえて

齋宮跡は、飛鳥時代・奈良時代齋宮の解明という発掘調査における大きな画期を迎えている。齋宮は、どのような形・規模で伊勢の地に導入され、どのように変遷して平安時代を迎えたのか。そして神宮との関係はどのようなものであったのか。もちろん、発掘調査により全てが明らかになるわけではないが、平安時代の齋宮がそうであったように、今後、調査研究を重ねることで、飛鳥時代・奈良時代齋宮の姿が明らかになるであろう。

主要参考文献

泉雄二2009『日本の遺跡9 伊勢齋宮跡－今に蘇る齋王の宮殿』同成社

榎村寛之2010『伊勢齋宮の祭祀と制度』塙書房

榎村寛之2017『齋宮・伊勢齋王たちの生きた古代史』中公新書

齋宮歴史博物館編1999『幻の宮 伊勢齋宮－王朝の祈りと皇女たち－』朝日新聞社

西宮一民1974「齋宮の忌詞について」(『皇学館大学紀要』第12輯 皇学館大学)

西宮秀紀2019『伊勢神宮と齋宮』岩波新書

第3章

王権祭祀から律令制祭祀へ

—伊勢神宮・宗像神社・齋宮・大宰府を手掛かりに—

西宮 秀紀

はじめに

日本の古代の祭祀を俯瞰したとき、律令制の導入によって、それまでのカミマツリ（西宮秀2006）は大きな変容を遂げた。それを、王権祭祀から律令制祭祀へというシェーマのもとに概観したいと思う。王権祭祀については様々な議論があるが、ここではヤマト王権の祭祀のこと、つまり律令制導入以前の時代の祭祀と定義づけておきたい。また、律令制祭祀も様々な定義があるが、ここでは養老令（大宝令）規定の祭祀と律令の補完法典である格式のうち、主に式（『延喜式』等）制の神祇祭祀も含めたいと思う（西宮秀2020）。

さて、王権祭祀から律令制祭祀へどのような変容を遂げるかについて様々なアプローチの方法があるが、本稿に与えられた課題は、伊勢神宮・宗像神社（現在の宗像大社、沖ノ島は宗像神社の奥津宮）・齋宮・大宰府の四テーマを盛り込むということであった。そこで、伊勢神宮・宗像神社という国家・朝廷と関係の深い祭場・祭祀と、それに関係の深い齋宮・大宰府などの官司との関係に留意しながら論じることにした。

なお、それぞれ大きなテーマで膨大な研究史があり、それに論究するだけで紙面が潰えるため、伊勢神宮と齋宮や、沖ノ島と宗像神社についての詳細や研究史などは、概ね先稿¹⁾に委ねたことを了とされたい。また、それらの最新の考古学的知見については本論集の他稿等を参照していただくとして、本稿では文献史料を中心に論述することにする。

本稿の組み立てとしては、まず1章で王権祭祀と伊勢神宮・齋宮、王権祭祀と宗像神社・大宰府の関係を明らかにし、2章で律令制祭祀と伊勢神宮・齋宮、律令制祭祀と宗像神社・大宰府の関係を明らかにし、「おわりに」で本論のシェーマに沿ってまとめることにする²⁾。

1. 王権祭祀と伊勢神宮・宗像神社・齋宮・大宰府

(1) 伊勢神宮と齋宮の成立

伊勢神宮は大神宮（以下、内宮と略称）と度会宮（以下、外宮と略称）を中心に、それぞれ撰社・末社を擁する神社群でもあった（『延喜式』伊勢大神宮1大神宮条～3度会宮条・5諸社条）。

伊勢神宮の前史について、考古学的に遡れば荒祭宮近辺出土の祭祀遺物や水源に可能性が求められる（穂積2013）が、それが伊勢神宮という現在我々が目にするような神社形態をとるには、やはり王権の強力な後盾が必要であったと思われる。伊勢神宮が現在のどのような形態をいつからとるか、また齋宮（齋王）がいつから派遣され出したか、種々説がある。伊勢神宮の創始に関する伝承は、『日本書紀』崇神天皇（以下、崇神紀と略称）6年条に、天照大神・倭大国魂2神を天皇の大殿の内に祭ったが、神の勢いを恐れ天照大神を豊鍬入姫命に託け、倭の笠縫邑で祭り神籬を立てたところから始まる。垂仁紀25年3月丙申条によれば、天照大神を豊稲入姫命から倭姫命に託け、鎮座地を求めて菟田の篠幡から近江、美濃を巡り伊勢国に到ったことが記されている。そのとき、天照大神は倭姫命に「是の神風の伊勢国は、則ち常世の波の重波帰する国なり。傍国の可怜国なり。是の国に居らんと欲う」と述べ、「大神の教の随に、その祠を伊勢国に立て、因りて齋宮を五十鈴川の上に興てたまう。是を磯宮と謂う。則ち天照大神の始

めて天より降ります処なり」とある。この記事には「一云」という異伝があり、そこには倭姫命が「神の誨の随に、丁巳年の冬十月の甲子を取りて、伊勢国の度遇宮に遷しまつる」と干支が記されており、丁巳年は垂仁天皇25年（丙辰）と合わない上、神宮側の史料である『太神宮諸雑事記』では伊勢大神の託宣で等由気大神を迎えた雄略天皇21年の干支と一致し、また「止由気宮儀式帳」にも雄略天皇が等由気大神の託宣を夢告し御饌殿を造った伝承があるところから、元々これは外宮の設置伝承のことを干支を遡らせ述べたものと考えられる。したがって、外宮の成立は5世紀後半の成立らしきことがうかがえるが、外宮は内宮の日神（天照大神）のための御饌神の性格であるから、内宮の設置は論理的にそれ以前に成立していることになり、それ以上いつまで遡るかは不明と言うのが穏当であろう（西宮秀1999・2019）³⁾。

一方、齋宮（齋王）については、雄略紀元年是月（正月）条に娘稚足姫皇女（栲幡姫皇女）が伊勢大神の「祠」に侍ったこと、同3年4月条にその栲幡皇女が汚され五十鈴川に神鏡を埋め自殺したこと、継体紀元年（507）3月癸酉条に荳角皇女が伊勢大神の「祠」に侍ったこと、欽明紀2年（541）3月条に磐隈皇女が伊勢大神に侍り祭っていたが、後に茨城皇子に汚され解任されたこと、敏達紀7年（578）2月条にも菟道皇女が伊勢の「祠」に侍ったが池辺皇子に汚され解任されたこと、などが記されており、とても聖域とは思えない記事が続く。一方、『古事記』継体天皇段（以下、継体記と略称）に佐々宜皇女（王）の名しかみえていないのは、『日本書紀』の上記の皇女が好ましくない伝承であることや『古事記』自体の編纂意図が関係するのであろう。荳角皇女の母は近江息長真手王の娘麻績娘子であり、後に齋王群行が近江を経たのはこれが伏線になっている（門脇2008）と言われているように、いわゆる王朝断絶の継体天皇が王権祭祀をつぐために派遣した皇女で実在性が高いと思われ、その意味で6世紀前半には皇祖神（日神）が伊勢に祭られていた可能性は高いと考える。また、「齋宮」は多気郡ではなく「五十鈴川上」に建てたという伝承や、先ほどの栲幡皇女が神鏡を五十鈴の川上に埋めたという伝承からすれば、伊勢大神の「祠」近くの「五十鈴川河上」に存在していた（プレ齋宮居館）ことを暗示していると思われる。従って、伊勢神宮は遅くとも5世紀後半に皇祖神を祭る王権守護神として創始され、齋王は遅くとも6世紀前半には天皇（大王）の分身として、「日神」に仕える巫女として派遣されていたと想定される。

以上の記事に比べ、用明即位前紀（敏達天皇14年〈585〉9月壬申条）は「酢香手姫皇女を以ちて伊勢神宮に拝して、日神の祀に奉らしむ。〈是の皇女、此の天皇の時より炊屋姫天皇（推古天皇）の世に逮るまで、日神の祀に奉る。自ら葛城に退きて薨せましぬ。炊屋姫（推古）天皇の紀に見ゆ。或本に云わく、三十七年の間、日神の祀に奉る。自ら退きて薨せましぬという。〉」とあり、用明紀元年正月朔条には葛城直磐村の娘広子が一男・一女を生み、それは麻呂子皇子（当麻公の先祖）・酢香手姫皇女といい、酢香手姫皇女は三代にわたって日神に仕えたとある⁴⁾。

したがって、用明天皇即位の二週間後から崇峻天皇・推古天皇（30年〈622〉まで）の三代にわたって、伊勢神宮の「日神」に奉仕したことになる。ここでは、天皇即位と共に天皇の娘が「齋王」として派遣されており律令制下の齋王に近いが、天皇の代替わりに際し都に戻っていないところが相違し、律令制的な齋王制の過渡期を示す。また、天照大神ではなく「日神」と記されており、いまだ天照大神という名称の祭神ではなかった可能性が高いと思われる。

ところで、乙巳の変により蘇我氏本宗家が滅び、いわゆる大化改新詔が出され政治改革が行われたことが『日本書紀』に記されているが、「皇太神宮儀式帳」によれば伊勢地域にも大きな影響が及んだことがわかる。それによれば、垂仁朝から孝徳朝にかけて有爾鳥墓村に「神寺」を造り「神政所」としていたとあり、孝徳朝に「評」（コホリ）という行政単位をおいたとき、10郷（サト）を分けて度会の山田原に屯倉を立て督領・助督を置き、竹（多気）村に屯倉を立て督領・助督を置き、初めて「大神宮司」という役所を置き「神寺司」を中臣香積連須気とし、度会山田原に「神寺」を造ったが名称を改め「御厨」とし、やがて「大神宮司」と名付けたという。そして、天智天皇甲子（同天皇3年〈664〉）に多気郡・

度会郡（評）の4郷（サト）を申告して割き、飯高宮村に屯倉をおいて評督領を置き、すべて「公郡」（公評）としたとある。この「皇太神宮儀式帳」の記事は、孝徳朝のコホリを立てた記事に「評」の漢字を使用しており信頼性が高いと思われる。これによれば、伊勢神宮の三神郡（評）の由来が書かれており、伊勢神宮の経済基盤として神3郡（評）が置かれた経緯と、評の官人、それに評の屯倉（役所）がそれぞれ置かれたこと以外に、孝徳朝に初めて山田原に「大神宮司」という神宮管理の役所が置かれ「神寺司」という官人が奉仕したという由来と職名が記されている。したがって、伊勢神宮もこの頃朝廷の制度改革の中で、中央集権的な統制下に入ったことが想定される。

このような伊勢神宮の制度化が更に進展するのは、有名な壬申の乱で大海人皇子（天武）が東国に向かう途中、朝に朝明郡（評）の迹太川辺で「天照大神」を拝んだ記事である（天武紀元年〈672〉6月丙戌条）。『積日本紀』巻十五には、この戦に従軍した阿斗智徳の日記が収録されており、26日の辰時（7～9時）であったことが知られる。朝明郡（評）で朝日を遙拝するのはやはり意図的な行為であり、日神（天照大神）が戦勝祈願の助力となり内乱に勝利したことから天照大神、ひいては伊勢神宮の特化へ大きな要因となったことは間違いない。そのせいか、翌天武紀2年4月己巳条に早速、大来皇女を「天照大神宮」に奉仕させるため、最初に泊瀬齋宮（奈良県桜井市）に住ませ、同3年10月乙酉によく伊勢神宮に向かわせることになった。これらの記事は、まず「天照大神宮」と記されているように、伊勢神宮の祭神名が「天照大神」になっているというのを思わせ、また泊瀬齋宮は『延喜式』齋宮の規定にみえる、身を清め徐々に神に近づくための野宮に相当する。ところが、朱鳥元年（686）10月に大津皇子の謀反事件がおこり、11月壬子に「伊勢神祠」に仕えていた大来は帰京した⁵⁾。近年史跡齋宮で発掘された建物跡は、この大来皇女が居た時代のものとされており（前期齋宮）、もしそうであれば、これ以前に「五十鈴川上」に置かれたプレ齋宮居館から移動したものと想定される。

さて、伊勢神宮の成立を考える上で、重要な記事が次の持統紀6年（692）閏5月丁未条である。伊勢大神が天皇に「伊勢国の今年の調役を免したまえり。然れば其の二神郡より輸すべき赤引糸参拾伍斤は、来年に其の代を折ぐべし」と奏上したとある。この年の3月辛未、持統天皇は三輪高市麻呂の諫言にもかかわらず伊勢行幸を敢行した。壬午に、通過した神郡（評）などの「調役」が免除されていたが、6月の月次祭の赤引糸（西宮2010・藤森2017）納入期日が迫っており、免除することができずその代わりに来年の分を減じる事になったのである。このことは神宮祭祀の月次祭が行われていたこと（熊田1980）、赤引糸を供える神宮祭祀が行われていたらしいこと、それが律令制祭祀の月次祭と連動していたことが想定される。また、伊勢大神の奏上となっており伊勢国司を通じてという説もあるが⁶⁾、先述したように大神宮司が孝徳朝に置かれていたとするならば、伊勢大神の託宣として祢宜から大神宮司のルートを通じて奏上された可能性も想定できよう。

持統紀6年（692）12月甲申条によれば、新羅の調が伊勢・住吉・紀伊・大倭・菟名足社に奉じられており、これ以降神社を連記する場合に伊勢神宮は諸社の筆頭に記されることになり、神社の中の最高社格として伊勢神宮が確立していたことがみてとれる（直木1964）。それに合わせて『太神宮諸雑事記』第一には、白鳳14年〈乙酉〉9月10日（天武天皇14年〈685〉にあたる）に初めて伊勢神宮に神宝21種を納め、20年に一度の新宮造替遷御を長例とするとあるが、朱鳥3年〈己丑〉9月20日（持統天皇3年〈689〉にあたる）にもほぼ同文記事があり、翌4年に大神宮、同6年に豊受宮の遷宮が行われたことが記されており、『同書』には和銅2年（709）に大神宮、同4年に豊受宮遷宮と記されているところからも、朱鳥3年が正しいと思われる⁷⁾。『同書』は神宮側の史料であるが、神話伝承時代ではなく持統朝に遷宮記事が記されていることから信頼でき、式年造替（岡田1992）や神社社殿の整備が持統朝に行われたことは間違いない。しかし、持統朝ではなぜか齋王が任命されなかった。代替わりに齋王を派遣する制度は天武の時に固まったと思われるが、女帝の持統・元明・称徳天皇時代は置かれず、途切れず続くようになるのは光仁天皇からである。いずれにせよ、神宮社殿整備（式年造替）・齋王常置制度の成立・神宮祭祀の律令制祭祀化が天武・持統朝に開始されたことは、やはり大きな画期であった。

(2) 宗像神社と大宰府の成立

次に宗像神社の場合をみてみよう。宗像神社の祭神については、『日本書紀』神代上第六段瑞珠盟約に関する神話に記述がある。その前段の第五段四神出生章で、素戔鳴尊は乱暴ゆえ根国に追放となるが、素戔鳴尊は根国に行く前に高天原の姉に会いに行き、姉は暴悪な弟に対し男装をして迎える。そこで、素戔鳴尊は姉天照大神の疑いに対して、姉と共に誓約する。素戔鳴尊が「誓約」で「子を生むが、私が女を生んだら濁い心、男なら清き心」と述べる。天照大神が素戔鳴尊の「十握剣」を3段にして、天真奈井で濯いでかみ砕くと田心姫・湍津姫・市杵島姫が生まれた。素戔鳴尊は天照大神の「八坂瓊五百箇御統」を、天真奈井で濯いで噛み砕き五男を生む。天照大神は「物根を尋ねると瓊は私の物で、五男神は私の子である」と述べ、引き取って養育した。また「剣は素戔鳴尊の物なので、三女神はお前の子である」と述べ、素戔鳴尊に預けた。この女神たちが筑紫の胸肩君らが祭る神である、と説明がある。

以上のように、三女神（田心姫・湍津姫・市杵島姫）が胸肩君の奉祭する神であった。『古事記』も同様の神話を記すが、先に生まれた多紀理毘売命は胸形の奥津宮に鎮座し、市寸島比売命は胸形の中津宮に、田寸津比売命は胸形の辺津宮にいて、この3柱の神が胸形君等が祭る3前大神である、とする。この3神である多紀理毘売命・市寸島比売命・田寸津比売命は、それぞれ霧の化身の女神・斎女神・激流の化身の神とされている（西宮一1979）。ちなみに、先の『日本書紀』の田心姫は田霧姫命（第三の一書）、田紀理毘売命（『古事記』）と同神である。

『日本書紀』神代には一書という異伝が併記されており、それぞれ祭神と物実との関係など相違点があるが、とりわけ本論と関わるのは次の第一の一書で、最後に日神が生んだ三女神を「筑紫州」に天下りさせ「汝三柱、道中に降り居て、天孫を助け奉りて、天孫の為に祭られよ」と述べたとある。この「道中」とは、北九州から朝鮮半島への海路の道中のことである。後文は「天孫の降臨の際に助け奉り、天孫の為に人人から物をうけよの意」とする説（坂本他1967）と、「天孫を助け奉って、天孫によって祭られよ」とする説（井上他1987・小島他1994も同様の訳）がある。しかしながら、「天孫の爲に祭られよ」の主旨は三女神であることから、三女神が「天孫の爲に」祭りをするよう日神が教えたことになる。つまり、天孫（大王）を助け、天孫（大王）のためにお祭りするのが宗像三女神の役割だった、あるいはそのような認識を『日本書紀』編者がもっていたことになる⁸⁾。なお、第三の一書は、日神が生んだ三女神は葦原中国の宇佐島に天降りし、今海の北の道の中にいて道主貴と号し、これは筑紫の水沼君らが祭る神であるとし、三女神を水沼君らが奉祭する異伝を載せる⁹⁾。

さて、以上の話は神話であるので、宗像氏などに伝承されていた、いくつかの核となる話をもとに、おおよそ7世紀後半に宮中で概ね再構成されたものであろう。その前の時代はどうだったのか、やはり記紀の神話以降の文献記事から、宗像神（社）に関わる歴史的な事象を振り返ってみる必要がある。

まず4世紀後半から5世紀にかけてである。応神紀の最後に記されている是月条は、同紀41年2月条の後ろに記されているが、内容的に同紀37年2月朔条と関係する話である。即ち同紀37年2月朔条によれば、阿知使主・都加使主を具に派遣して縫工女を求めた。そして、阿知使主らが高麗国の道案内により具に至り、具王が工女兄媛・弟媛・具織・穴織の4人の工女を与えたとある。その続きで、是月条に阿知使主らが具から筑紫に帰って来たとき胸形大神が工女らを求め、兄媛を胸形大神に献じたとある。こうして、3人の婦女を率いて津国に至ったが、武庫に到着したときに天皇が崩御したので大鷦鷯尊（仁徳）に献上し、この女人らの子孫が今の具衣縫・蚊屋衣縫である、とする。

この同紀37年2月条は、雄略紀12年4月己卯に身狭村主青らを具国に派遣し、同紀14年正月戊寅に身狭村主青らが具の献上した手末才伎・漢織・具織と衣縫の兄媛・弟媛を率いて住吉津に泊まり、3月に衣縫の兄媛を大三輪神に奉り、弟媛を漢衣縫部とし漢織・具織・衣縫は飛鳥衣縫部と伊勢衣縫らの先祖である、という記事と極めて類似しており、雄略紀記事をもとに架上したものとすることもできる。しかし、胸形大神の記事は応神紀にしかみえておらず、仮に応神紀記事が雄略紀記事をもとに架上され

たものとしても、胸形大神をめぐるとなんらかの歴史的な事象がなければ、伝承記事としての意味をなさないであろう。具の工女を胸形大神が望んだという伝承の背景には、国家と具との対外交渉関係に胸形神が関与していたこと、その見返りに工女が賜与されたこと、が挙げられる。ちなみに、その時代は干支二運繰り下げ、5世紀前半の頃と思われる¹⁰⁾。

なお、応神紀41年は月条に今筑紫国にいる御使君の祖が兄媛とあるところから、兄媛を奉祭する氏族が御使君であるかのような記述であるが、筑紫国の御使君については他見せず不明な点が多い。付け加えるなら、この伝承記事は『延喜式』神名下44筑前国条に宗像神社3座と並んで織幡神社（名神大）があり、後述するようにこちらをその伝承による神社と考えた方が良いであろう。

さて、宗像神に関しては、次の三つの記事が重要である。

一つは、履中紀5年3月朔条の伝承である。それによると、筑紫の3神が宮中にあらわれて、「何ぞ我が民を奪いたまう。吾、今し汝に慚みせん」と述べたため、祈禱は行ったが祀りを行わなかった。同紀5年10月甲子条によると、9月癸卯に皇妃黒媛が突然亡くなり、天皇は神の祟りを鎮めることができず皇妃が亡くなったのを悔いてその原因を求めたところ、ある人が「車持君、筑紫国に行きて、悉に車持部を校り、兼ねて充神者を取れり、必ず是の罪ならん」と述べた。天皇が車持君を召して問いただすと事実であった。そこで、責めて「爾、車持君なりと雖も、縦に天子の百姓を検校れり。罪の一なり。既に神祇に分り寄せまつれる車持部を、兼ねて奪い取れり。罪の二なり」と述べた。そこで悪解除・善解除を科し（西宮秀2018c）、長渚崎（摂津国河辺郡）に出て「祓禊」をさせた。そして詔して、「今より後、筑紫の車持部を掌ること得じ」と述べ、悉く収公して再配分し三神に奉ったという。

二つは、雄略紀9年2月朔条によれば、凡河内直香賜と采女を遣わして胸方神を祀らせた。香賜と采女が「壇所」に到り祀りを行おうとしたとき、その采女を犯した。天皇はそれを聞いて、「神を祠りて福を祈ること、慎まざるべけんや」と述べた。そこで難波日鷹吉士を遣わして殺させようとしたが、そのとき香賜は逃亡していなかったため、天皇はまた弓削連豊穂を遣わしてあちこち捜させ、遂に三嶋郡の藍原で捕らえて斬った、とある。

三つは、雄略紀9年3月条によれば、天皇は自ら新羅を討とうとしたが、「神」が天皇を戒めて「な往しぞ」と述べた。天皇は、行くことを果たさなかった。紀小弓宿禰らにも命じたが、苦戦して不成功に終わったという。この「神」は文脈から宗像神の可能性が高いとみられ、先の凡河内直香賜と采女が、对新羅戦争のための胸形神へのカミマツリに、大王から派遣されたことと密接に関連しよう。

以上、三つの記事からわかることは、遅くとも5世紀後半には宗像神には王権から崇敬を受けており、使者と祭祀に携わる巫女としての采女が派遣され祭祀が執り行われていたこと、また对新羅戦争のおり、つまり対外関係に関して託宣を下していたらしいことがわかる。5世紀段階には、宗像大神は王権と中国や朝鮮半島との間の対外交渉（戦争も含む）のさいに、神意を示して宗教的権威があり崇敬を受けており、それへの見返りとして工女や神民が捧げられたことが背景にあろう¹¹⁾。

その後の6～7世紀、宗像神は文献から姿をみせなくなる。ただ、7世紀後半に間接的に宗像神に関わる記事がみえる。その端緒が天武紀2年（673）2月癸未条で、これより以前に、胸形君徳善の女尼子娘を娶り高市皇子を儲けていたことがわかる。高市皇子は長屋王・鈴鹿王の父であり、壬申の乱のおり全軍を任せ活躍し、持統紀4年（690）7月庚辰には太政大臣に任命されており、同10年（696）7月庚戌に亡くなったとある。文武の父草壁皇子に対して、「後皇子尊」と称せられた有力者であった。その関係もあり、胸形君は天武紀13年（684）11月朔に朝臣姓を賜っている。このような天皇家との関係が、宗像氏の地位の向上をもたらしたことは言うまでもないであろう。ただ、ヤマト王権と宗像神との直接的な信仰の関係は、やはり4世紀後半～5世紀が画期であり、文献上6世紀以降のヤマト王権との関わりはみられなくなり、それ以前と比べ相対的に低下したと思われる。

最後に、宗像神とヤマト王権との関係にも関わる、大宰府や主神司の成立について文献から概略をみておこう。宣化紀元年（659）5月朔条によれば、「官家」（ミヤケ）を「那津」の港に建て、諸「郡」

に割り当て運ばせ非常時に備えることとした。これを大宰府の起源と捉えるか否かは論者によって差があるが(小田和2017)、外交の一元化や西海道総管の歴史的前提という意味で評価できるものである(酒井2008)。その後、斉明紀5年(659)7月戊寅条引用の伊吉連博徳書に、8月11日「筑紫大津浦」より遣唐使を発するとあり、これも那津にあたるのであろう。斉明紀7年(661)3月庚申条には那大津にいたり磐瀬行宮¹²⁾にいて、那大津を長津に改名した記事がある。

天智紀6年(667)11月乙丑条には、百濟鎮守将劉仁願が司馬法聡らを派遣して、境部連石積らを「筑紫都督府」に送ってきた記事があり、後の大宰府の前身にあたる行政府を指そう。同7年7月栗前王を「筑紫率」に任命し、同8年正月戊子に蘇我赤兄を「筑紫率」としている。同10年11月癸卯には対馬国司が使者を「筑紫大宰府」に派遣して、唐の郭務悰等2000人が比知島に停泊していることを報告している。また、天武紀6年(677)11月朔条には「筑紫大宰」から赤鳥が献上され、「大宰府諸司人」に賜禄が各差があったことがみえており、大宰府という役所に複数の官人がいたことがわかる。持統紀5年(691)正月丙戌条には、詔の中に筑紫史益が「筑紫大宰府の典」に召され今で29年とあり、逆算すると天智天皇称制元年(663)にあたる。この天智天皇称制元年は白村江の戦いの前年であり、朝鮮半島が緊迫していた時期であり、先の天智紀6年11月乙丑条からしても、当時大宰府に相当する役所が置かれていたと考えてよからう¹³⁾。その大宰府、或いはその前身官司の帥が「祠社」を掌っていたか、あるいは主神が置かれていたかについては、残念ながら不明である¹⁴⁾。

先述した持統紀6年12月甲申条でも、新羅調は伊勢神宮以下4社に奉獻されているが宗像神社はなく、代わりに航海神として住吉社が上がっている。白村江以降の対外情勢も相俟って、やはりかつての対外航海神的な宗像神社の国家的地位は、相対的に低下したとみられる。それは上記の7世紀後半の那津の開発により、朝鮮半島に渡る際にも壱岐・対馬の北路コースをとることが安全であり、沖ノ島経由の意義は次第に失われていったように思われる。そのように考えると、宗像神社はこの時期、主に宗像氏や後述するような漁民による地域神として、崇敬されていたと想定した方がよからう。

2. 律令制祭祀と伊勢神宮・宗像神社・齋宮・大宰府

(1) 伊勢神宮と齋宮の展開と律令制祭祀

本節では律令制下の祭祀と伊勢神宮・齋宮の関係についてみてみたい。伊勢神宮を直接記す令文規定は養老神祇令17常祀条の本注に「唯し伊勢の神の宮は、常の祀も亦同じ」とあるだけである。また、この本注は『続日本紀』天平2年閏6月甲午の制に、伊勢奉幣使の五位以上規定があるところから大宝令に規定が無かったとみられており、大宝令制で伊勢神宮は直接規定されていなかったことになる。しかし、奈良時代以降も例えば慶雲3年(706)閏正月戊午条に、新羅調を「伊勢神宮及び七道諸社に奉る」とある(『続日本紀』)ように、諸社の筆頭として別扱いであった。

ところで、伊勢神宮に関する律令制祭祀は祈年祭・月次祭・神嘗祭・神衣祭が神祇令に規定されており、奉幣使や幣帛・祝詞奏上によって神宮祭祀(藤森2017・西宮秀2019)とリンクし、臨時奉幣使も派遣されることがあった(西宮秀2004)。神宮祭祀の実際の詳しい儀式・料物などは、延暦23年の朝廷への解文である両宮儀式帳(「皇太神宮儀式帳」「止由気宮儀式帳」)に詳しく、また神宝に関しても神財19種の内訳として「金銅揣・御鏡・麻笥・加世比・罽・銀銅揣・麻笥・加世比・罽・弓・矢・玉纏横刀・須加流横刀・雑作横刀・比女鞞・蒲鞞・革鞞・鞞・楯・戈・鷄尾琴」が挙がっており、沖ノ島祭祀遺物と共通するところがあることが指摘されており(笹生2012)¹⁵⁾、沖ノ島の祭祀遺物が幣物だけでなく、神宝的なものも捧げられた可能性がある(西宮秀2012)。

次に、伊勢神宮機構をみてみよう。令制官司の中で神祇祭祀を掌る神祇官が、神宮行政機構である大神宮司と管隸関係を結んでいたと思われ、大神宮司という官司に行政と祭祀を監督する神宮司らを筆頭として、案主10人・司掌1人・鑰取3人・厨女1人がおり、さらに卜部1人が置かれていたことは後

述する大宰府の主神(以下、大宰主神とも記す)を考える上で興味深い。また、神宮内では祭祀の実務を担当する禰宜を筆頭に大内人・大物忌・物忌・(小)内人という職階が属し、それぞれ各自の祭祀実務や祭物・祭具の製作・確保などを、分業体制により日々行う事になっていた(西宮秀2019)。

一方、齋宮は齋王が派遣されるおりに設置される令外官であった。それが整備される経緯を辿ってみよう。大宝元年(701)8月甲辰、齋宮司は齋宮寮に准拠し属官は長上に准ずる事になり、養老2年(718)8月甲戌には齋宮寮の公文に初めて印を用いたとあり(『続日本紀』)、役所としての体裁が整ってきたことがわかる。神亀5年(728)7月21日勅によれば、齋宮寮には主神司と舎人司以下10司(他に推定の門部司・馬部司を含むと12司)の官司が所属し、また主神司には中臣1人(従

7位)・忌部1人(従8位)・宮主1人(従8位)・神部6人・卜部4人が属しており(関・熊田1989、飯田1984)、この官符は前年8月壬戌条の補任の追認という(古川1993)。ちなみに、このうちの卜部4人は『令集解』神祇令1神祇官条の「直丁二人」に付された古記所引(官員令)別記に「齋宮卜部四口・廝二口」とあり、大宝初年には卜部4人に廝2人が充てられていたことがわかる。なお、主神司は齋宮寮に管轄されておらず、勤務評定方法がなかったため神祇官の管攝となっている(『類聚三代格』延暦19年11月3日太政官符)。天平2年(730)7月癸亥、齋宮の年料は官物を用いることにし、神戸の調庸物を充て用いることとなった(『続日本紀』)。

ところで、齋宮と伊勢神宮は離れていたため、延暦16年(797)8月3日、それまで度会郡沼木郷高川原にあった離宮院を宮川西の同郡湯田郷宇羽西村に移転させた(『神宮雜例集』)。延暦20年9月13日の太政官符によれば、これまで封戸調絶三百疋・庸米三百斛を神祇官に納められていたが齋宮寮に納め雑用に充てることとし、諸国から送られてくる齋宮料の同等分を神祇官に納める事になった(『新抄格勅符抄』)。これは齋宮寮の財源の納入先を変えたもので、齋宮寮への財源自体には変化がなかった。天長元年(824)9月乙卯、多気齋宮は大神宮から遠く不便という理由で度会離宮に移転することとなり(『類聚国史』)、翌2年に初めて齋宮寮院を建てたという(『神宮雜例集』)。しかし、承和6年(839)11月癸未に齋宮で大火事があり官舎百余宇が焼失し、12月庚戌に度会離宮(齋宮)は再び多気宮地に移っている(『続日本後紀』)。

さて、伊勢神宮の経済基盤は宝亀11年(780)5月壬辰条に1023戸とあり(『続日本紀』)、『新抄格勅符抄』によれば封戸1130戸と新封30戸(天慶3年〈940〉8月27日)とあり、『延喜式』伊勢大神宮68神田条・69封戸条によれば、神田36町1段と封戸(伊勢国〈三神郡と152戸、諸国201戸〉)とある。また、伊勢神宮の奉齋氏族は内宮が荒木田氏で、外宮は度会氏であり、禰宜として神宮内の祭祀実務の監督を行った(両宮儀式帳)。

一方、齋宮でも祭祀が行われた。以下、『延喜式』齋宮の諸規定条文によれば、外院の主神司に後述する17座が祭られていたと推測されているが、野宮の忌火神・庭火神・御竈神はみえておらず、関連所に祭られていたようだ。また、内院の齋王が居住したところの神殿は、主神司が勤守することになっていた。主神司は齋宮内の祭祀を掌るとともに、管轄する小社に班幣を行っており(榎村1999)、齋宮の

齋宮寮の職制

齋宮寮	頭(1, 従五位)・助(1, 正六位), 大允(1, 正七位), 少允(1, 従七位), 大属(1, 従八位), 少属(1, 従八位), 使部10, (史生 4) ¹⁾
主神司 ²⁾	中臣(1, 従七位), 忌部(1, 従八位), 宮主(1, 従八位), 神部(6), 卜部(4)
舎人司	長官(1, 従六位), 主典(1, 大初位), 大舎人(20), 舎人(10)
織(藏)部司	長官(1, 従六位), 主典(1, 大初位), 藏部(6)
膳部司	長官(1, 従六位), 判官(1, 正八位), 主典(1, 大初位), (膳部(?))
炊部司 ³⁾	長(1, 従八位), 炊部(4)
酒部司	長(1, 従七位), 酒部(4)
水部司	長(1, 従七位), 水部(4)
采部司	長(1, 従七位), 女采(女部)(2)
殿部司	長(1, 従七位), 殿部(6)
薬部司	長(1, 従七位), 医生(2)
掃部司	長(1, 従七位), 掃部(6)
門部司 ⁴⁾	〈長(1, 従七位), 門部(?)〉
馬部司 ⁴⁾	〈長(1, 従七位), 馬部(?)〉

注 神亀5年7月21日の勅(狩野文庫本『類聚三代格』四による)。なお、尊経閣文庫本『類聚三代格』により「織部司→藏部司」「女采→女部」。また膳部司に膳部□人を補う(飯田瑞穂説)。()内の数字は定員。
1)延暦22年正月丁巳。設置(『日本紀略』)。
2)令外官。延暦19年11月3日。神祇官の管攝となる。
3)大同3年8月3日。長官・主典が置かれ、舎人・藏部司の官位に準拠する。
4)門部司・馬部司の二司は推定である。

主神司こそが都の神祇官と同様の位置付けであった。

さて、齋宮の主神司が対象とする祈年祭神は115座で、その内訳は齋宮内の大社17座（大宮売神4座・御門神8座・御井神2座・卜庭神2座・地主神1座）、小社は多気郡・度会郡の98座で、2月4日に幣が班たれ祭られることになっていた。また、月次祭と新嘗祭の班幣以外に、鎮火・道饗・大殿・御贖・大祓、朔日忌火、庭火などの祭祀があった。そして、毎月晦日には齋王の御体安否を問うため卜庭神祭が行われ、三時祭には齋王が参入するときも行われた。なお、12月には齋王から二所大神宮に幣が供されたが、主神司が請い供えることになっていた。一方、各諸司では膳部神祭（膳部司）・炊部神祭（炊部司）・酒部神祭（酒部司）・水部神祭（水部司）・氷室神祭（水部司）、竈・炭竈山・戸・御川池等神祭（殿部司）の春秋祭が行われることになっていたが、主神司の関与は不明である。

（2）宗像神社と大宰府の展開と律令制祭祀

次に、律令制下の宗像神社をみてみよう。その位置づけは、『延喜式』神名下44筑前国条によれば西海道筑前国の宗像郡4座のうちの宗像神社3座（名神大）であり、もう1座は織幡神社1座（名神大）であった。宗像神社の3座は言うまでもなく、先述した記紀神話にみえる宗像三女神である¹⁶⁾。まず、律令制祭祀との関係で言えば、『延喜式』四時祭上5祈年祭国弊条にあるように、西海道の大座38座と小座69座も祈年祭のおり国司が祭ることになっており、座別に「糸三両、綿三両」が祭日に班幣されることになっていた。また、「名神・大」とあるのは名神で大座という社格（大社）を示し、名神は名神祭の奉幣に預かる資格を意味し、『延喜式』臨時祭28名神祭条に幣物として「座別に純五尺、綿一屯、糸一絢、五色薄絶各一尺、木綿二両、麻五両、裏料薦廿枚」が挙がっており、大きな祈禱のさいには純5丈5尺を加え、布1端を糸1絢に代えることになっていた。それ以外に、養老神祇令17条に基づき、臨時奉幣の対象となり、事実承和9年（842）7月乙未には筑前国宗像神・竈門神、肥後国健甕龍神などの社に祟りがあったので奉幣したという（『続日本後紀』）。同様に、貞観12年（870）2月丁酉には港湾での新羅海賊船による略奪行為報告のため、八幡大菩薩宮・香椎廟と並んで宗像大神などに告文・奉幣がなされる（『日本三代実録』）など、筑前国では名神として崇敬を集めていたことがわかる。このような朝廷による神の加護への期待が、承和7年4月丙寅条に宗像神が従五位下を授かり勲八等とあり（『続日本後紀』）、その後天慶年中（938～947）に正一位勲一等まで昇りつめたことと連動しているであろう（『類聚符宣抄』）。

宗像神社の経済基盤については、大同元年（806）の『新抄格勅符抄』の大宰府神封に「七十四戸〈已上四社同国〉」とあり、筑前国に神封があったことがわかるが、宗像神社の位置する宗形郡は、遅くとも養老7年（723）11月16日太政官処分¹⁷⁾に全国8神郡の1郡としてみえている。そこでは三等以上の親族が郡司任用の連任が許可されており（『令集解』選叙令7同司主典条、「筑前国宗形・出雲国意宇」郡の場合は文武天皇2年（698）3月癸巳に詔で、すでに三等以上親族の連任が許可されていた（『続日本紀』）。また、延暦19年（800）12月4日太政官符に以下のような宗像神社の状況が記されている（『類聚三代格』）。大宰府から太政官に上申された解によれば、宗像郡の大領（郡司の長官）の補任の日に慣例では神主を兼任し五位が叙せられており、去る延暦17年3月16日の勅で譜第（家を継いだ系譜）の選考を停廃し才能で拔擢し用いることになったが、丁度大領兼神主外従五位下宗像朝臣池作が2月24日に亡くなってから頻りに祭祀を欠き、後継者の才能を試して補任しようとしたが、なかなか適任者が見つかることができなかった。また、去る延暦7年2月22日符によれば、以下のようにある。今後氏中の「潔清廉貞」で祭事に堪える者を神主に補任し6年交替制をとる、ということなので、神主の任期は制限があるが、郡司は終身職で神主の6年任期を兼帯するというのは穏便ではない。そこで、神祇官が太政官の裁定を希望したところ、郡司と神主職は別なので、郡司は神主職兼帯を禁止するというのが天皇の勅であった。

以上のことから、当時宗像神社の神主は大領が兼帯し続けていたが、桓武朝の行政改革により全国的

に郡司の才能採用と神主6年任期制が命じられたため、宗像池作の後任選任が難航していたことがわかる。恐らくその縛りをなくしてもらおうと思い、大宰府を通じて上申したのであるが、兼帯まで禁止されやぶ蛇だったことになる。それだけ宗像神社では、代々宗像地域の氏族が大領という行政トップと神主という祭祀トップを兼ねて、祭政一致の長として地域に君臨していたことがわかる。これは遅くとも8世紀初頭に宗像郡が神郡という特殊な郡として認められており、先に見たように郡司も三等親まで連任が許されるという特別扱いを受けていたことにもよろう¹⁷⁾。ちなみに天元2年（979）2月14日太政官符によれば、宗形氏能が初めて大宮司になっており（『類聚符宣抄』第一）、令制の宗像神社の職階としては、（神宮司）－神主、それに他社の例からして祝部が存在したと思われる（西宮秀2004）。

ところで、筑前国宗像神社の状況を間接的にうかがえるのが、元慶5年10月16日太政官符である¹⁸⁾。これは大和国城上郡に分社された宗像神社に、筑前国本社と同様神主を設置することを願ひ許可された内容であるが、氏人高階忠峯の解状によれば天武天皇時代から今に至るまで、氏人等が神宝と園地を奉獻し、その数は次第に多くなっていた。しかし、守ることを掌る人がいないので神宝を紛失し、祭事を闕怠することがあり祟りをするので、神主補任を願ったものである。このことから類推すると、筑前国の宗像神社でも神社の氏人からの神宝の献上など、行われることもあったことが想定される。

また、承和5年（838）3月甲申条（『続日本後紀』）によれば、遣唐使はしきりに漂流して引き返し渡海できないので、大宰府の監以上の者を国ごとに一人派遣し国司・講師を率いて、その国の内外を問わず年齢が25歳以上の適格者9人を出家させ、香襲（香椎）宮2人・大臣（香椎宮の武内宿禰）1人・八幡大菩薩宮2人・宗像神社2人・阿蘇（肥後国阿蘇郡）神社2人を国分寺・神宮寺に置いて供養するよう命じている。また、天平神護3年（767）8月辛巳条によれば、宗形郡大領外従六位下宗形朝臣深津が外従五位下、妻の無位竹生王が従五位下に叙せられたが、その理由は僧寿応の善き誘いにより金崎船瀬を造ったからという（『続日本紀』）。当時、称徳天皇の時代で仏教信仰が盛んであったとは言え、宗像神社の神主も兼ねていた宗形郡大領が、仏教信仰の知識などによる船瀬造営を試みているのは興味深い。金崎の突端には同じく式内社の織幡神社が鎮座し、宗像神社の奉祭氏族である宗像氏の影響下にあったこともわかる¹⁹⁾。また、延暦13年（794）3月戊寅条（『類聚国史』）によれば、少僧都伝燈大法師位等定らを八幡・宗形・阿蘇三神社に派遣し読経させ、3神のために7人得度させたとある。このように、遅くとも平安時代には宗像神社には神宮寺が置かれており、神仏習合が進んでおり、臨時の奉幣や度者の派遣・読経行われていたことも知られる。

また、織幡神社と宗形郡人の関係を知る史料として、『肥前国風土記』基肆郡の姫社郷に関する伝承がある。これによれば、山道川の西に荒ぶる神がいて道行く人を多く殺害していたので、祟る理由をトったところ、「筑前国宗像郡の人珂是古をして、吾が社を祭らしめよ。もし願いに合えば、荒ぶる心を起さじ」と託宣したので、珂是古を探し求めて神社を祭らせた。珂是古は幡を捧げ自分の祭を欲する神のもとに落ちるように祈禱したところ、幡は山道川ほとりの田村に落ちた。その夜、夢に臥機と絡瑠が舞い遊び、体を押さえて目を覚ませたので織女神と知り、社を立てた祭ったとある。それ以来道行く人は殺されずに済んだという伝承である。ここでは宗像郡の珂是古と呼ばれ託宣をしているが、その神が織女神ということは宗像郡人と織幡神社の関係を思わせ、珂是古も姓は宗像（部）であった可能性があるだろう。

ところで、例えば『万葉集』巻十六-3860～3869とその左注によれば、筑前国宗像郡百姓宗形部津麻呂が対馬送粮の船舵師に宛てたが、滓屋郡志賀村の白水郎荒雄のもとに行き交替を頼んだとき、「われ郡を異にすれども、船を同じくすることは日久し」と述べて引き受けたが、結局荒雄は亡くなっている。肥前国松浦県美祿良久崎から対馬に渡る航海でも命がけであった。百姓とあるが、たびたび船を同じくしているところからすれば、船を漕いだ経験者であり、さらに言うなら漁民であった可能性もあろう。つまり、宗像郡には地理的にみても船を操り、漁業を生業にしている人々が多く存在したことを示しており、彼らが信仰する神は宗像神、宗像神社であったと推測される。

以上のことからすれば、8世紀に入り遣唐使のコースが南路になれば、なおさら沖ノ島への直接の立ち寄りには考えられなくなるであろう²⁰⁾。むしろ遣唐使船や新羅船などがもたらした希少価値の高い物は、臨時の奉幣（ミテグラ）の形で宗像神社に届けられた可能性がある。例えば先述した慶雲3年（706）正月戊午条に新羅調を「伊勢神宮及び七道諸社に奉る」とある（『続日本紀』）七道諸社には宗像神社も含まれた可能性がある。また、宗像神主が出雲神主と同様、代替わりに朝廷から叙位・賜物を受けている（亀井2010）ところから、それらの賜与物を持ち帰り、宗像神社に幣（ヌサ）物あるいは神宝として奉獻したと考えることができるかもしれない。また、沖ノ島の露天祭祀遺跡の祭祀遺物の量の多さなどを考えれば、やはり宗像氏による沖ノ島のカミマツリによる奉獻、宗像神社神宮域周辺の近海で漁を行う漁民の信仰による奉獻物も考えるべきであろう。

3. 大宰府・主神と律令制祭祀

最後に、大宰府機構と律令制祭祀との関わりをみてみよう。大宰府官制（森2018、松川2018・2019）をみると養老職員令69大宰府条に「主神一人〈掌らむこと、諸の祭祀の事〉、帥一人〈掌らむこと、祠社のこと〉」とある。帥より先に主神（以下、大宰主神とも記す）が置かれているのは、すでに指摘があるように太政官の前に神祇官が置かれていることと同じ思想で（渡辺1972a）、帥が「祠社」を掌る²¹⁾のは国司の守の職掌規定（養老職員令70大宰府条）と同じで地方官としての統一規定である²²⁾。

一方、大宰主神は正七位下が相当位で（養老職員令14正七位上条）、主神は5人の事力（職分田の耕作にあてる正丁）を給わる事になっていた（養老軍防令51給事条）。また、公廩の分配率は帥十分、主神に一分大半（三分の二）などとあり（『延喜式』主税上16大宰府公廩条）、主神に仕丁6人が与えられることになっていた（『延喜式』民部下43大宰仕丁条）。

さて、主神の「祭祀」とはどのようなものであったのであろうか。まず、『令集解』職員令69大宰府条の「主神」の解釈をみると、穴説は神祇官の祭との別は式によるべしとあり、朱説は諸祭祀の事は九国三島の内の祭祀を束ねるとし、たとえば神祇官が諸国の社に幣帛を加え班つというようのものであるとする。さらに朱説は後に顧みて、あるいはそうではなくただ筑前国内の事か、などとする。穴説は神祇官の祭祀と別とするも、どのような区別があったのか残念ながら式については不明である。したがって、『令集解』の名法家の説から主神の「祭祀」の具体像を探ることは、困難だということがわかる。

ところで、大宰主神は齋宮の主神司と名称が同じであるが、皇祖神を祭る齋王に奉仕する齋宮と、行政官庁の中にある大宰主神とは相違点が目につく。まず、齋宮主神司は先述したように「司」として内部に中臣以下の官人を抱え神を祀っていたが、大宰主神は一つの職名であり齋宮主神司の「司」のような役所ではなく、大宰府内に神を祭る規定はない。また、大宰主神を神祇官に当てはめ、祝部神戸名籍の職掌や祈年祭などの場合管内の特定の大社は大宰主神が祭り、それ以下の小社はその祝を大宰府に召して幣帛を授けて祭らせるといふあり方をしていた、と推測する説（平野博1966）もあるが史料的に無理であろう²³⁾。つまり、大宰府が班幣と関わりとすれば、筑前国司を兼ねていた場合である。その場合、筑前国の式内社（宗像神社と織姫神社）への班幣を大宰師が行うが、その職務は大宰帥の職掌で、それを大宰主神が手助けしたことは考えられよう。つまり、大宰府が廃止され筑前国司が置かれていた時代には、両者への班幣は筑前国司の職掌となるから大宰帥も主神も関与しないことになるのである。

それ以外に、大宰主神が「祭祀」と関わったことを直接示す史料はないが、類推できる史料がある。貞観3年（861）2月29日（『日本三代実録』）によれば、大宰大式清原岑成が府の倉庫修理のため神社の木を伐った祟りで没しており、これは大宰府の官人が府の倉庫に絡む祟りであるので主神が関与したと思われ、その場合の実務は後述する卜部が関与した可能性がある。また、同6年12月26日己卯条（『同上』）に大宰府から肥後国阿蘇郡健磐龍命神靈池や比売神嶺に怪異があり、府司等の「亀筮」の決に水疫の災があると出た事がみえており、府の陰陽師か卜部の可能性が指摘されている（渡辺1972a）が、

亀卜は卜部の存在がなければ不可能であろう。

養老令職員令69大宰府条によれば、大宰府に卜部の規定はないが、その存在は時代が降るが後述する『類聚三代格』天安3年（859）3月13日太政官符に「府卜部」とあることからわかる。その他の史料として『八幡宇佐宮御託宣集』（以下、『託宣集』と略称する）・「廣幡八幡大神大託宣并公家定記」（『石清水八幡宮史料叢書二 縁起・託宣・告文』、以下「定記」と略称する）・「大日本古文書 石清水文書之二」に収録された宝亀4年（773）の文書群に、大宰主神と卜部がみえる²⁴⁾。ただ以下述べるように、原文書ではなく後世の写しであるので、史料批判が必要となる。

紙幅の関係上、本論と関係する文書と内容を略記しておく。まず、①豊前国司解（宝亀4年正月2日）は大宰府の監典一人・主典一人・下部三人を要請したものである。その理由は八幡大神の禰宜・官（宮カ）司の人等が神託に寄せて妖言し国家を擾乱し、朝廷を詐偽することがあったので、その実否を明らかにするためであった。次に②大宰府符（正月9日）は、主神従七位上中臣朝臣宅成と従2人、上3人と従各1人を派遣するというものであった。③「ト_食託宣虚実_{（并）}任_用称宜等_状」（正月15日）は、国守和氣清麻呂らが上記の事について明らかにするため、ト食の申状という形態をとっている。そのうちイは「禰宜辛島勝与曾売所_{託宣}者、大神実託宣歟」について、ト部酒人直弟定とト部道作がト食し「三火不_合、推云、与曾咩託宣、既偽虚者」であった。ロは「任_用禰宜大神朝臣少吉備咩_{（并）}」について、ト部酒人直弟定とト部道作がト食し「三火並吉合」であった。ハは「任_用官司外従五位下大神朝臣田麿_{（并）}」について、ト部酒人・直弟定とト部道作がト食し「三火並吉合」であった。ニは「案_前日託宣状_{（并）}称、大神大隅国故早欲_所顯祀_者実歟」について、ト部酒人・直弟定とト部道作がト食し「三火実合、推云、大隅国〈尔〉実□□〔欲_被カ〕_{顯祀}者」であった。ホは「又日向大隅国海中作_島者、大神吾不_立作_{（并）}、他神所_作、此神依_不見_祀、国家之為、屢起_禍恠_{（并）}、宜_早顯祀_者、実歟不歟」について、ト部酒人・直弟定とト部道作がト食し、「五火実合、一火不合、推云、他神作_島至者」であった。以上が、託宣の虚実と禰宜・官司等任用の卜定結果である、とする。署名箇所には「主神従七位下中臣朝臣宅成・対馬島ト部大初位上ト部酒人・大初位下直弟定・壱岐島ト部無位ト部道作」とある。④宇佐池守解（正月18日）は、宇佐池守による禰宜与曾売の偽託宣の上申解状で、国判とあり、大宰府の主神従七位下中臣朝臣宅成の名がある。⑤川原度津問答状（正月19日）は与曾売への尋問で、与曾売は託宣を聞かなくなったと答える。そこで、⑥豊前国司解（正月18日）では、禰宜与曾売と官司池守を解任し、新しく禰宜に大神小吉備売、祝に辛島勝龍麿、大官司に大神田麿を任用することになったこと、八幡大神の禰宜・官司らの偽神託と妖言を主神らと豊前国司等がともに神宮で卜定した状を、大宰府に報告している。

さて、これらの文書内容は『続日本紀』にみえておらず、和氣清麻呂が当時豊後国守であったかどうか『続日本紀』になく不明であるが、大筋は信用できるという説（平野邦1964・平野博1966）と、やはり豊前守の補任の点²⁵⁾で信用できない部分もあるとする説（若杉1982）がある²⁶⁾。

ところで、実はこれらの文書のあとに、まだ⑦国司遷替記文（2月7日）、⑧豊前国司解（2月10日）、⑨八幡宮司牒（2月26日）、⑩イ国司覆勅・ロ神歌（2月29日）・ハ清麻呂私状（3月6日）、⑪八幡大神宮司解（3月7日）、⑫八幡大神宮司解（3月14日）、⑬（八幡大神宮司解カ・⑫と同じ）、⑭八幡大神宮司解、⑮放生会託宣（養老4年〈720〉）が続いている。このうち、⑮は養老4年の話で宝亀4年の文書群とは直接関係しないもので、⑬は⑩、⑭は⑫と同内容であるから、全体的には⑫が実質的な最後の文書となる。そして、⑫のあとに、承平2年（932）7月27日と永延2年（988）10月3日に、二度新写したことも記されているところから、その時点での改竄の可能性も想定できるであろう²⁷⁾。

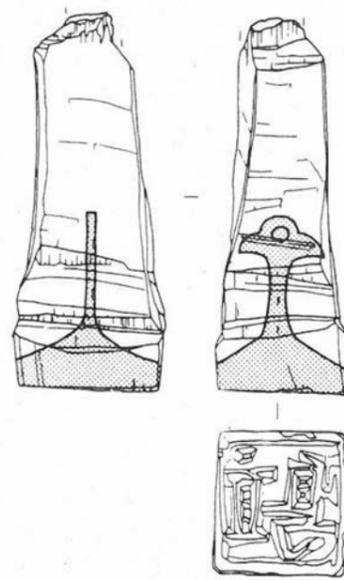
さて、私見によれば、①～⑥までは直接宇佐八幡宮の託宣を妖言として取り扱う行政内容で、⑦以降は宇佐八幡宮側からの託宣を述べる神宮側の立場で書かれているところから、①～⑥の文書群と⑦以降の文書群は性格が異なり、切り離して考えるべきものと思われる。つまり、①～⑥までは直接宇佐八幡宮の託宣を妖言として取り扱う行政内容で、⑦以降のように宇佐八幡宮側からの託宣を述べる神宮側の

立場で書かれたものではないこと、少なくとも①・②・⑥は形式が律令制下の行政文書として整っていること、などから後述する「国守和気清麻呂」の署名部分や⑤の存在は不明であるが、その他の部分は当時原文書の写しとして何らかの存在を想定してもよいのではないかと考える。

内容に少し踏み込んでみよう。①～⑥の大宰府から大宰主神が卜部を率いて派遣され処理を担当している点は、他の史料にはみられず特異な史料ではあるが、神祇官に卜部20人（養老職員令1神祇官条、大宝官員令にも存在〈『令集解』同条の古記所引（官員令）別記規定²⁸⁾〉したが大宝令には定員規定がなかった）や先述した齋宮主神司に卜部が配属されていたこと、また『延喜式』臨時祭42宮主卜部条によれば、都の宮主は卜部の事に堪えた者を取って任用したが、その卜部は伊豆5人と壱岐5人・対馬10人を採用することになっていたこと、また『類聚三代格』天安3年（859）3月13日太政官符（虎尾達2006）には筑紫の防人12人を減じ「在京及府卜部の厮丁」に宛てるとあり、先の壱岐島5人・対馬島10人の合算と合わないが、この官符は対馬島の解から発していることからすれば、対馬島10人が都の卜部で、残る2人が大宰府の卜部に宛てられたと解せないこともなく、やはり大宰府に対馬島卜部と壱岐島卜部が存在した可能性は高いこと、とりわけ③は申状と言うべきもので類例がなく、うかがい知ることの出来なかった卜部の卜食方法が記されていること、などを考えると、偽文書と一言で片付けられないところがある。なお、対馬島卜部の姓（ウジ名）の直については、『日本文徳天皇実録』天安元年（857）6月庚寅条で、上県郡擬主帳卜部川知麻呂と下県郡大領直浦主の姓名から対馬島には卜部・直姓があり、参考史料として、天長5年（828）成立と言われている『新撰龜相記』（沖森他2012）には、四国卜部として、壱岐島卜部は5人2氏（卜部・土〈直カ〉）、対馬島卜部は10人3氏（直・卜部・夜良直）が挙がっている。さらに、大宰府史跡来木地区から出土した木印は「直嶋」と刻まれており（『大宰府史跡』1997）、8世紀後半から9世紀初頭の井戸跡から斎串や土師器とともに出土しており、松川博一氏によれば府卜部として大宰府に上番していた対馬の卜部直氏の私印の可能性があるという（松川1997）。これらのことは、③の卜部としての姓（ウジ名）の直を傍証してくれるものであろう。

さらに、『続日本紀』などの確認がとれそうなものとして、③の二の卜食の最後の「日向大隅国海中作嶋」という記載がある（平野博1966）。この記事は、『続日本紀』天平神護2年6月己丑条に「大隅国の神造の新島、震動りて息まず」ということを指しているであろう。③の二の「前日の託宣状を案ずるに称わく、大神大隅国（に遷るカ）故、早く顕祀せらるる所を欲す」に対して、「三火実合」とあり「推して云う、大隅国に実に顕祀（せられんと欲す）」とある。ところが、その次の③のホでは、八幡大神はこれを他の神が作ったもので、この神を祀らないので国家のためにしばしば禍・恠を起こすので、早く顕祀すべし、と述べており、卜食の結果、それまでの他の火卜に対して「五火実合」で「一火不合」とあり、「推して云う、他の神、島を作るに至るてえり」としており、火卜の数が他と比べ多く「不_レ合」もあった。これは妖言などとは異なる海中に起こった島という事実に対する、八幡大神の評価への主神以下卜部の卜食判断であり、国家の災禍に及ぶため、慎重な卜食がなされたことを示すのであろう。ちなみに、この新島は『続日本紀』宝龜9年12月甲申条で、大穴持神を官社に列したとある記事につながるものである。

さて、以上のように、②・③及び⑥（④・⑤）の主神や卜部の記事は少なくとも八幡宮側に有利なものではなく偽作する必要がない文書であり、「国守和気清麻呂」部分の論証は現段階では不可能である



木印「直嶋」
（大宰府史跡第170次調査、
太宰府市教育委員会蔵）

が仮に後世書き換えられた可能性があると考えても、文書全体を無碍に否定されるべきものではないと考える。

以上のことを踏まえて、再び文書を見てみたい。とりわけ興味深いのは③の事案を一つずつト食した結果が記されている点である。ト食は卜部酒人と直弟定と卜部道作で、署名から酒人と弟定は対馬島卜部で道作は壱岐島卜部であることがわかる。その結果をみてみると、禰宜辛島勝と曾売の託宣が大神の託宣かどうかのト食のみ「三火不合」、つまり虚という判定であった。④は宇佐池守司の解で、禰宜与曾女の偽の託宣を述べたものである。⑤は豊前国司解で禰宜と宮司を解任すべきことと、かわりに禰宜・祝・大宮司を任用すべきとしているが、ここでも主神・卜部らが豊前国司らと神宮に向かいト定したとある。傍証史料が無く残された点もあるが、本論では大宰府の主神の下に対馬島と壱岐島の卜部が属し実務を行っていた、ということが言えればよいであろう。これは、この史料でしか知り得ないことだからである。

さらには、大宰府のある筑前国だけでなく、豊前国へも主神・卜部が派遣されていることが明らかとなれば、先述した貞観6年12月26日条（『日本三代実録』）に肥後国阿蘇郡の災異のト占が、報告による大宰府内でのト占か、現地への派遣によるト占かは不明だが、これこそ大宰府管内のト占を、大宰主神が担当していたことになる点である。

さて、『令集解』職員令1神祇官条の主神に古記が付されていないため、大宝令から主神が存在したか否か不明であるが、有名な天平2年（730）の大宰帥大伴旅人の宅での梅花宴の歌の中に、大宰府の官人等の職名も記されており、その中に「神司荒氏稲布」²⁹⁾とある（『万葉集』巻五-832）。この「神司」は恐らく主神のカムツカサという訓に宛字で記されたもので、「神司」という職名ではないであろう³⁰⁾。大宝令官制施行時期であるので、大宝令にも主神が存在したと考えてよいであろう（渡辺1972a）。また、『続日本紀』神護景雲3年（769）9月己丑条には中臣習宜阿曾麻呂が道鏡に媚びて八幡神の教えを偽った有名な記事があり、阿曾麻呂は「大宰主神」とある。『延喜式』雑式2大宰奏神事条によれば、大宰帥独署とあり、もし帥故あれば少式以上一人署奏ということになっており、やはりこの時の反省によるものであろう（虎尾俊編2000）。ちなみに、先述した『託宣集』・「定記」によれば、宝龜4年（773）の②・③・④・⑤・⑥文書などに主神従七位上（下）中臣朝臣家成の名前がみえる。『古語拾遺』によれば、大同元年（806）当時大宰主神司は中臣が独占し、齋部が預かっていないとみえているが、やはりその後も、延喜13年（913）に従八位下大中臣朝臣忠扶（『魚魯愚抄』中・『大間成文抄』六）と従八位下大中臣朝臣定経（『魚魯愚抄』中）が氏挙されているように中臣氏の名がみえ、中臣氏の補任ポストの可能性が高い。

最後に、現段階で主神が存在した痕跡を大宰府跡から見つけることはできないが、祭祀あるいは神祇とかかわる木簡が出土しているのでみておきたい。それは、不丁地区出土木簡（九州歴史資料館2014）で、いずれも八世紀前半～中頃の大溝（S D2340）から出土している。「□祭祀□／□」（17・081形式）は上下を欠く断簡で具体的なことはわからないが、大宰府の祭祀にかかわるものであろうと、推測されているものである。なお、報告書では「□祭祀□」だけであるが赤外線写真によると、裏面に一文字あることがわかり、表の「祭祀」の後の一文字は「故」と読めそうである³¹⁾。

なお、大宰府の大祓に関して、大祓の馬は通常国造が準備することになっており（養老神祇令19諸国条）、国造がない国は正税で買うことになっていたが、大宰府及び肥前・肥後・日向三国だけは牧場の馬を充てることになっていた（『延喜式』民部下41大祓馬条）。



木簡「□祭祀□」
（大宰府史跡第85次調査、
九州歴史資料館蔵）

また、筑前国内の祓に関する木簡が出土している（福岡市教育委員会2005）。この木簡は折敷の底板を転用したものであるが、

「凡人言事解除法 進奉物者 人方七十七隻 馬方六十隻 須賀×
水船四隻 弓廿張 矢卅隻 「五色物十柄」 「□□多志五十本」 「赤玉百□ 立志玉百□
□□二柄 酒三× ×「米二升 栗木二□ □〔束〕木八束」

というもので、「解除」（祓）に用いる物品リストであることは間違いない。さらに合点もあり点検の作業のあとが伺える。時期的に8世紀後半か7世紀末から8世紀前半期か判断できないというが、いずれにせよ8世紀代の「解除」に関する物品リストは貴重で、養老神祇令19諸国条などにみえる大祓料物とはまた異なり、いわゆる在地で行われた祭祀遺跡から出土する、形代や模造品と呼ばれるものが使用されたリストなのであろう。不明な点も多いが、人方（形）が77隻・馬形60隻という数値は、もしこれが実際の人間の数に対応しているとすれば、かなり大規模な祓だったことになる³²⁾。

おわりに

以上、王権祭祀から律令制祭祀の過程について、伊勢神宮・宗像神社（沖ノ島）と齋宮・大宰府（主に主神司）を基点とし、主に文献諸史料から復元してみた。最後に総括しておきたい。

伊勢神宮は内宮と外宮それに摂社・末社などからなり、内宮の主祭神は皇祖神天照大神で外宮の主祭神は豊受大神、宗像神社は辺津宮・中津宮・奥津宮（沖ノ島）からなり宗像三女神（田心姫・湍津姫・市杵島姫）が祭神である。宗像三女神は、皇孫によって祀られ「天孫」を助け、「天孫」のためにお祭りすることが日神の教えであったと神代紀の第一の一書に記されていたから、その意味において「天孫」（大王家・王権）と密接な関係にあったことがわかる。

最初に伊勢神宮と宗像神社、それに齋宮（主神司）と大宰府（帥・主神）の律令制祭祀構造における相違点を中心にみてみよう。伊勢神宮に関わる律令制祭祀は、複数の神社を対象とする祈年祭・月次祭と、伊勢神宮のみに関わる神衣祭・神嘗祭、それに臨時祭への奉幣が規定されていた。一方、宗像神社は祈年祭の班幣と臨時祭（名神祭を含む）への奉幣のみという違いがある。ただし、同じ祈年祭でも伊勢神宮は朝廷から使者によって幣帛を受け取る奉幣という方式で、宗像神社は班幣という国府（大宰帥が国司を兼任する場合は大宰府）で神主・祝部が受け取りに赴き、そこで班たれるという方式であった。

次に、伊勢神宮・宗像神社と密接な関係にある、齋宮と大宰府についてみると、律令官制は養老（大宝）職員令官制として都では神祇官（西宮秀2004）が祭祀を掌っていたが、諸国では国司の守の職掌として「祠社」が含まれており、同じく地方官衙として大宰府の長官である大宰帥も「祠社」を担当したが、国司を兼帯したときのみ班幣を行ったと思われる。また、大宰府には主神という職員が配置されており「諸の祭祠」を担当した。その対象の実態は不明だが、主神には対馬島と壱岐島の卜部が付随しており、筑前国を越えて恐らく大宰府管内で卜食を行っていたと思われる。一方、齋宮は都から赴く齋王が決まると齋宮寮という大規模な役所・官人（令外官）等が多気郡に設置・配置され、そこには主神司という官司が付随し齋宮内の祭祀だけでなく、管轄する小社に対し神祇官と同様班幣を行っていた。なお、主神司自体は独立の令外官であったが、やがて神祇官管攝となる。

最後に王権祭祀から律令制祭祀への変遷を、伊勢神宮・宗像神社、そして齋宮・大宰府の歴史過程とともに追ってみよう。

ヤマト王権以来、都の東に位置する伊勢神宮と齋宮は、遅くとも5世紀には王権の皇祖神を祀るための最重要神宮であり、7世紀中頃には神評が置かれ「大神官司」という役所も設置された。また、遅くとも6世紀には皇女が派遣され、当初は伊勢神宮の近辺の五十鈴川の辺に居区が存在した（プレ齋宮居館）と思われるが、7世紀後半の大来皇女以来は多気郡に齋宮（前期齋宮）が設置されるようになった。一方、沖ノ島（宗像神社奥津宮の祭場）をみてみれば、4世紀後半から5世紀にかけて航海や対外関係

の守護神として王権から奉幣があり、辺津宮にあたる祭場には王権からの使者が派遣され祭祀が執り行われた。その後、遅くとも7世紀後半には三宮の祭場が出そろい、少なくとも辺津宮には神社が造営された可能性もあろう。大宰府は、都の西の対外交通の要衝・玄関口として、外港那津とともに7世紀後半に整備・造営されたのである。

しかし、7世紀後半に律令制が整備されるにつれ、伊勢神宮祭祀も律令制祭祀の中にも組み込まれ、祈年祭・月次祭のおりには使者を派遣され奉幣という特別扱いの待遇をえ、また神衣祭・神嘗祭という伊勢神宮独自祭祀名として令に規定されることになった。また3神郡などの広域な経済基盤を有した。また、大神官司という神宮の行政・祭祀を掌る役所が置かれたが、内宮は荒木田氏、外宮は度会氏が禰直となり（大）内人や物忌といった在地の祭祀奉仕者を統率し、日々の祭祀を執り行っていたのである。

一方の宗像神社は、西海道の名神・大社として西海道筑前国に属することになり、筑前国司が廃止された期間は、大宰府が行う律令制祭祀の対象となった。そして、祈年祭には国司（大宰府が筑前国兼帯の時は帥）により班幣が行われ、事があれば朝廷から臨時の奉幣使が派遣されるようになっていた。また、遅くとも8世紀初頭には宗像郡が神郡として設置され経済基盤となった。しかし、遣唐使航路の南路化により沖ノ島に王権・朝廷が直接関与する機会は減少したと思われるが、朝廷からは宗像神社に対して臨時の奉幣使により幣帛が捧げられ、中には諸外国のものも奉獻されることがあったと思われる。また、宗像神社は基本的に宗像地域の氏族である宗像氏の氏神であり、宗像氏は郡司と神主を兼任していたこともあり、在地での祭祀や氏族からの献納、また日々の祭祀が行われていたであろう。その中でヌサヤ神宝が、神社に奉獻されることがあったと思われる。そして、神郡の漁民の崇敬神でもあり、捧げ物がなされたであろう。沖ノ島を含む宗像神社への奉幣・奉献物・神宝（祭祀遺物）には、このような国家（王権）－氏族－漁民からという三重構造のモノが含まれていたと想定すべきであろう（西宮秀2012・2018 a）。

註

- 1) 西宮秀2019・2012・2018 a の註など参照。
- 2) 7世紀後半以前の天皇号については成立していなかった可能性もあるが、便宜上天皇号を使用した。また、ムナカタ（神社）の表記も概ね史料に基づており、一般的な表記としては便宜上宗像神（社）を使用した。
- 3) 『古事記』上巻の神話には、伊須受宮と等由宇氣神は度相に坐す神と区別して記されている。また、そこにみえる「外宮」が後世の鼠入であることは青木紀1970参照。
- 4) 用明記には当麻倉首比呂の娘飯女の子を娶り、当麻王と妹「須加志呂古の郎女」を生んだとあり、この「須加志呂古」は原史料に「代」とあったのを、テと読まずにシロと読んだ誤り（坂本他1965、154頁、頭注11）とされている通りであろう。なお、『上宮聖徳法王帝説』にも葛木当麻倉首比里古の娘伊比古郎女とある。葛城の葛城直（当麻倉首氏）氏の出自故に、酢香山姫皇女は葛城に退いたのである。
- 5) 『万葉集』巻一―163に、上京するときの歌が二首収録されており、「太来」と記した木簡の削屑が飛鳥宮跡から出土している（岸1986）。
- 6) 小島他1998、529頁。
- 7) 『太神宮諸雜事記』の朱鳥3年9月20日記事には、殿舎や御門御垣等は官司が破損したときに修補することが前例になっており、外院殿舎御倉・四面重々御垣を造り加えられたとあり、これが信頼できるならこれ以前は外院殿舎御倉や四面重々御垣がなかったことになる。なお、持統天皇即位4年・6年記事の遷宮記事は、『太神宮諸雜事記』の異本系統の写本記事であることが指摘されている（井後1982）。
- 8) 西宮秀2012・2018 a では後者の説に従ったが、訂正する。なお、『類聚三代格』寛平5年（893）10月29日太政官符によれば、大和国城上郡の宗像神と筑前国宗像郡従一位敷八等宗像大神は同神で、旧記の文章（『日本書紀』神代上第六段第一の一書）を引き、これが今国家が祈禱を請うごとにこの神に奉幣する理由である、としているように、平安時代から宗像神社の国家祈禱の根拠が、1章でみた『日本書紀』神代上第六段の一書の第一であったことがわかる。
- 9) 水沼君は、筑後国の三瀨郡三瀨郷（現在の久留米市三瀨町高三瀨）を本貫とする豪族であり、異伝の由来は不明だが、三女神は筑後国の豪族まで奉祭するくらい神威があったか、次の記事からわかるように水沼君も筑紫に進出することがあり、そのおりに三女神を奉祭するようになったかもしれない。その記事とは雄略紀10年9月戊子条で、身狭村主青等が呉から献上された鶴を持って筑紫に到着したとき、水間君の犬が噛み殺してしまい（筑紫の嶺縣主泥麻呂の犬という別本もある）、そこで水沼君が鶴と養鳥人を献上して、罪を贖った伝承である。これによれば、水間君も呉から到着する筑紫（筑前国）にいたことを暗示

している可能性もあろう。

- 10) 応神天皇37・41年は干支で丙寅・庚午であるので、干支二運繰り下げるとそれぞれ426年（丙寅）・430年（庚午）となる。426年の丙寅は宋の元嘉3年にあたり、『宋書』巻九七の夷蛮伝・倭国には「元嘉二年、讚又遣_二司馬曹達_一、奉_レ表献_二方物_一」とあり、元嘉2年は425年にあたり一年のずれがあるが426年（丙寅）と近い。そうすると、応神紀の記事は5世紀前半の話となる。応神記には、百済国主照古王の時代に呉服西素らを貢上したとあり、「横刀及大鏡」も貢上したなどの記事がある。百済国の近肖古王はほぼ4世紀後半の王であるが、文中の「横刀及大鏡」は神功皇后摂政紀52年9月丙子条に「七枝刀一口・七子鏡一面」の献上記事が有り、これが石上神宮所蔵の七支刀にあたり、金象嵌の文字「泰□四年」が東晋太和四年とすれば369年にあたり、呉服西素らを同じ時代ととれば4世紀の話ともとれる。なお、神功皇后摂政52年(壬申)は干支二運下げると372年にあたるので、「泰□四年」銘の鉄剣献上と時期が近いことになる。
- 11) 考古学的にみれば、現段階では奥津宮としての沖ノ島の祭祀遺跡が、4世紀後半から5世紀中頃に至るとされており（小田富2011）、また4世紀第3四半期に遡ることが言われており（白石2011）、中津宮の大島の御嶽山山頂祭祀遺跡が7世紀末から10世紀初頭までの遺物が継続的に出土し、その中でも8世紀末から9世紀初頭に一つの画期を迎えるとされている（宗像市教育委員会2012）が、中津宮境内からは5世紀後葉の子持勾玉が出土しているという（大平2008、花田2012）。また、辺津宮の宗像社の高宮や、その周辺で発見された遺物から下高宮土器出土地→上高宮の古墳→中殿山祭場→下高宮・医王院の順で推移し、5世紀の中殿山の祭祀から8世紀の下高宮周辺での祭祀まで連続で行われていた（花田2012）とされている。また、未報告資料から、沖ノ島・大島・下高宮、三箇所での祭祀行為が国家祭祀以前に求められ、三箇所での祭祀が8世紀まで継続した可能性が指摘されている（福嶋2018）。これらのことから、概ね遅くとも7世紀末には沖ノ島・大島・辺津宮で祭祀が行われていたことになるが、初源は遅くとも5世紀後葉には遡るであろう。なお、言うまでもないが、この頃から記紀の三女神が存在していたわけではなく、原初は海神として5世紀には存在していたと推測され、三女神の名称は本文でも少し述べたが、7世紀後半の記紀の編纂と関わるものであろう。
- 12) 磐瀬は『延喜式』の兵部に石瀬駅があり福岡市南区三宅に比定されているが、西鉄高宮駅の南西側の磐瀬の地名（現福岡市南区高宮・大稲）から丘陵裾部周辺を宮の所在地に想定する説がある（小田和2017）。
- 13) 大宰府政庁跡の発掘により、最下層1期（7世紀後半）とされているのが参考となる（九州歴史資料館2002、杉原2007）。これを、長津宮（磐瀬宮）で行われていた軍政及び公的な儀式を都府樓の地に移すことにより、I期大宰府が成立したとする説がある（小田和2017）。
- 14) 斉明紀7年（661）5月癸卯条には天皇が朝倉橘広庭宮に移り、朝倉社（現麻氏良布神社）の木を伐り祟りが起こった記事がみえる。誰が祟りをトったのか残念ながら記されていないが、亀トであればト部が担当していた可能性もあろう。主神付きのト部については後述する。
- 15) 沖ノ島祭祀の金属製雛形について被具とする金子1985説に対して、小田富2011に反論がある。
- 16) ちなみに、『釈日本紀』巻七作日矛条によれば、「先師説」として胸肩神軀は玉の由、『風土記』にみえたとあり、筑前国風土記逸文に宗像神の神体が玉であることが明記されている。この点については西宮2012の註32参照。
- 17) そのほか、慶雲3年（706）には、国造兼帯神主で新任の日、妻棄てが行われるという特殊な風習があったらしい。また、奈良時代を通じて宗像郡大領は神斎供奉の状を朝廷に奏上し、外従五位下や物を賜ったことがみえる（亀井2010・西宮秀2012）。
- 18) 『日本三代実録』元慶5年（861）10月16日辛卯条に、大和国城上郡宗像神社に神主設置と高階真人の氏が補任されることが記されている。
- 19) 筑前国宗像郡金埴には宗像神社の賤民が存在したようである。その16人を良民とし調庸を出させ、その神封物を大和国宗像神社の修理工料として、随近の徭丁を請い宛てることが認められている（『類聚三代格』寛平5年（893）10月29日太政官符）。
- 20) 航路及び沖ノ島との関係については、東野2007、森2013、大高2018など参照。なお、『日本三代実録』貞観18年（876）3月9日条によれば船員一六五人に対馬に米を送っていたが、往古以来全員安着することは希であったという。肥前を早朝に出て夜壱岐に着き、壱岐対馬間も同じであったが、漂流沈没後を絶たなかったという。なお、日本海の海流については広瀬・尹・宮本2019及び「討論 古代東アジアの航海と宗像・沖ノ島」2019参照。
- 21) 『万葉集』巻六-957の前書に、11月に大宰官人等が香椎廟を参拝したとあるが、広義に解釈すれば帥大伴旅人は帥の職掌として参拝したことになる。
- 22) 養老職員令68撰津職条の大夫1人の割注に「掌むこと、祠社のこと。(以下略)」とみえる。
- 23) 平野博之氏は、斉衡2年（855）5月21日格に祈年・月次・新嘗などの祭幣を祝が神祇官に受けとりに来ない国をあげて譴責しているが、大宰府官内の諸国が一つもなく、それは大宰府で受け取るものであったためであろう、としている。また、大宰府官内には社格の高い大社が38あったことからみても、大宰主神が神祇官に代わって祭るべきものとされていたとみる方が妥当ともされているが、『延喜式』四時祭上4祈年祭官弊条にあるように、神祇官で祭る官社に西海道は含まれておらず、西海道38座は国司が祭ると『同』同5祈年祭国弊条に明記されているので、論拠とはならない。
- 24) 『八幡宇佐宮御託宣集』については、①『史料拾遺 第一・二巻 宇佐託宣集』（財団法人古代学協会、1966年）、②重松1986、③『神道大系 神社編 宇佐』（財団法人神道大系編纂会、1989）などがある。このうち、①・③は応永2年（1395）筆写の宇佐本、②は応永11年清書の奈多本を底本としている。また、「廣幡八幡大神大託宣并公家定記」に関しては、④『石清水八幡宮史料叢書二 縁起・託宣・告文』（石清水八幡宮社務所、1976）・⑤『大日本古文書 家わけ四ノ二 石清水文書之二』（東

京帝国大学、1910）に収録されており、先の『八幡宇佐宮御託宣集』とほとんど同文である。『八幡宇佐宮御託宣集』には「令条三云」と神祇令常祀条を「卜食」の説明のために挿入している点や署名部分の並べ方、などが異なる。なお、『八幡宇佐宮御託宣集』は宇佐宮学頭神畔が編纂したもので、正応3年（1290）2月10日から正和2年（1313）に編纂を完了したものである。一方、「廣幡八幡大神大託宣并公家定記」は、④の解説に拠れば、「黄紙の原表紙に外題あり、料紙は黄紙十六枚を継ぎ罫を引く、内題は外題に同じ、また軸付紙には寛永六年権別当法眼敬清の修補記がある」（509頁）とあり、近世以前の写本ではない。従って、宝亀4年の文書群を収録した『八幡宇佐宮御託宣集』があり、そこから宝亀4年文書関係を抜き出し書き上げたものが「廣幡八幡大神大託宣并公家定記」と考えるのが穏当と思われるが、後考に委ねたい。なお、『八幡宇佐宮御託宣集』の諸写本については二宮1976参照。

- 25) 『続日本紀』によれば、確かに宝亀2年（771）11月辛丑、安倍朝臣御県が豊前守に任ぜられ、約2年4か月後の同5年3月甲辰、多治比真人豊浜が次の国守に任ぜられている。安倍御県から多治比豊浜までの2年4か月の間に、清麻呂豊前守補任・赴任が可能かどうか、である。なお他に和氣清麻呂が宝亀2年に豊後国守であったことを記す史料がある。それは『東大寺要録』巻四に所収された弘仁12年（821）8月15日官符で、『類聚国史』同日条に「以_二大神宇佐二氏_一為_二八幡大菩薩官司_一」とあるのに対応するが、『類聚三代格』には収録されていない官符である。平野博之氏の専論によれば、実在したものであり弘仁6年に近い時期のことはかなり信憑性があるが、奈良時代の部分は若干年紀のかけ方の誤りはあるが、何らかの歴史的事実を反映しているとし、慎重な取り扱いをすれば史料として利用出来るとしている（平野1963）。史料中には「宝亀2年、和氣朝臣清麿任_二豊前守_一、此時大神託宣、以_二田麿_一宛_二吾官司_一、仍申_レ官即田麿任_二大官司_一、池守少官司」とあり、小田富士雄氏の豊後守補任を宝亀3年のこととする説（1961）を支持し、その誤りとしている。ただ、その論拠はやはり本論で述べる「定記」の文書であり、「定記」の信憑性にかかっているとと言っても過言ではない。
- 26) 藺田氏は、「その実例は、これも偽文書であるが、『託宣集』巻十所収の宝亀四年の一連の文書あり。とくに「卜食託宣虚実并任用称宜等状」参照」（藺田1981、279頁の註（55））と述べるに止まっている。
- 27) 若杉氏は、承平2年（932）の署名が宝亀4年に和氣清麻呂が決定した官司職の内容と全く同じであるところから、「承平2年の時期に合わせて宝亀四年三月十四日の内容を操作したともとれる。」と断言を避け、それは和氣使が丁度確立された時期であることも指摘している（若杉1982）。
- 28) 本規定の解釈については、平野博1965、森1993参照。
- 29) ちなみに、荒氏はみあたらないので、荒木・荒田井・荒井氏と想定されている（小島他1995）。なお、天平17年（745）8月己丑条によれば「大宰府管内諸司十二面」と大宰府管内の諸司に12面の印を給わったが（『続日本紀』）、この諸司を九国三島司と採る説（渡辺1972b）と大宰府被管の諸司と採る説（鈴木1976、倉住1985・1990、松川2018）、解釈保留とする説（森2018）がある。なお、天平14年に大宰府は廃止されたが、同17年6月に復置されており（『続日本紀』）、これにちなむ印配布であったことは間違いない。ちなみに『続日本紀』に「大宰府管内諸司」とみえるのはこの天平17年8月己丑条のみで、他条では「大宰府管内諸国」（同8年5月丙申条・同9年4月癸亥条・天平勝宝7年〈755〉6月癸卯条・宝亀7年〈776〉9月丁卯条）、「大宰府鎮祭管内諸国」（天平勝宝6年閏10月辛亥条）、「筑紫府管内諸国官人」（天平12年9月癸丑条）などというように、「管内諸国」の例ばかりである。従って、素直に解釈すれば「被管諸司」となるが、司印が国史にみえるのは『続日本後紀』承和10年〈843〉10月甲戌条の園池司が初見で、齋宮主神司印の初見も『日本三代実録』貞観6年〈865〉正月丙辰条であり（鎌田2001、236頁表1）、平安時代に初鑄記事がみえ出すことになり、奈良時代の司印記載としては異例となることも事実である。記して後考に委ねたい。なお、大宰府の被管十二司については、松川2018が詳しい。
- 30) 『続日本紀』の天平勝宝元年（749）11月朔条の「主神司従八位下大神田麻呂」や同12月丁亥条に「主神大神朝臣田麻呂」、また同6年11月甲申条に「八幡神宮主神大神朝臣多麿」とあるが、いずれも大宰主神と関係がない（渡辺1972）。
- 31) 酒井芳司氏のご配慮により写真観察を行った。氏にこの場を借りて謝意を表したい。これに関連して、すぐ近くから「肥前国松浦郡神戸調薄腹」（10・081形式）という下端が折れ、左右両辺が二次的に切断されている木簡が出土している。大同元年（806）の『新抄格勅符抄』によれば、大宰神封について「田島神十六戸肥前国」とみえる。田島神は『延喜式』神名下の肥前国松浦郡にみえる名神大社である。したがって、これは本来田島神社に貢納されるべきもので、不丁地区から出土している理由は不明である。報告書では内容から見てこれは文書的なものであり、おそらくは神祇令の前掲条（神戸条）にいう「国司檢校、申_二送所司_一」にかかわるようなものであったのではないだろうか」とする（九州歴史資料館2014、5頁）。同地区からは「薄腹」（18・081形式）も上下を欠損しているが出土しており、『延喜式』主計上によれば、筑前・肥前・肥後・豊後・日向など4国調庸および壱岐島の調とされている（同書、6頁）。また、「大野郡黒葛」（62・081形式）も出土しているが、両者とも祭祀と関係するかどうか不明である。
- 32) 報告書では、「赤玉・立志玉」を装身具としているが、これは恐らく「解除」を行うとき、榊木や土器にかけたり入れたりする呪具の一種と思われる。また、宝満山採集遺物（滑石製有孔円板・皇朝銭・墨書土器「神」）があり、古くから竈門神社（『延喜式』神明下44筑前国条、御笠郡〈名神大〉）があり、大宰府の鬼門にあたり、神亀元年（724）創建伝承（『竈門山宝満大菩薩記』〈鎌倉時代の成立〉）があるのも参考になるかもしれない（九州国立博物館2009）。

（附記） 本稿は2020年1月18日の講演原稿が元であるが、2章3節の宝亀4年文書に関してはその後の考察を含んでいる。

西宮秀紀2010「古代伊勢国の糸・絹」『日本古代の王権と社会』塙書房

西宮秀紀2012「文献からみた古代王権・国家のカミマツリと神への捧げ物ー沖ノ島祭祀の歴史的前提ー」『「宗像・沖ノ島と関連遺産群」研究報告Ⅱー1』株式会社ブレック研究所

西宮秀紀2018 a「古代王権・国家における沖ノ島祭祀」『考古学ジャーナル』707号、ニューサイエンス社

西宮秀紀2018 b「神祇官と律令祭祀」『古代文学と隣接諸学 7 古代の信仰・祭祀』竹林舎

西宮秀紀2018 c「矢野建一の律令国家祭祀論を読む」『専修大学人文科学研究所月報』303号

西宮秀紀2019『伊勢神宮と齋宮』岩波新書

西宮秀紀2020「律令祭祀」『日本古代思想史事典』丸善出版株式会社

二宮正彦1976「宇佐八幡託宣集の一考察」『横田健一先生還暦記念 日本史論叢』

花田勝広2012「宗像地域の古墳群と沖ノ島祭祀の変遷」『沖ノ島祭祀と九州諸勢力の対外交渉』九州前方後円墳研究会

平野邦雄1964『和氣清麻呂』吉川弘文館

平野博之1963「東大寺要録卷四所収弘仁十二年八月十五日官符について（上）ー宇佐八幡宮史料批判の一齣ー」『東大寺要録卷四 所収弘仁十二年八月十五日官符について（下）ー宇佐八幡宮史料批判の一齣ー』『九州史学』21・24号

平野博之1965「対馬・壱岐卜部について」『古代文化』17巻3号

平野博之1966「大宰主神考ー8世紀を中心としてー」『和歌山工業専門高等学校研究紀要』創刊号

広瀬直毅・尹宗煥・宮本真由美2019「東シナ海～日本海の海流と航海環境」『「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群 特別研究事業 第1回国際検討会「古代東アジアの航海と宗像・沖ノ島」報告書』「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議

福岡市教育委員会2005『元岡・桑原遺跡群 4 第12、15、24次調査の報告』福岡市教育委員会

福岡真理子2018「下高宮を中心とした辺津宮境内発見の祭祀品について」『沖ノ島研究』4号「宗像・沖ノ島と関連遺跡群」世界遺産推進会議

藤森馨2017『古代の天皇祭祀と神宮祭祀』吉川弘文館

古川淳一1993「齋宮寮に関する基礎的研究『日本律令制論集 下巻』吉川弘文館

穂積裕昌2013『伊勢神宮の考古学』雄山閣

松川博一1997「大宰府史跡第一七〇次調査出土の木印をめぐって」『大宰府史跡（太宰府市の文化財第36集）』太宰府市教育委員会

松川博一2018「大宰府官司制論ー被管官司の検討を中心にー」『大宰府の研究』高志書院

松川博一2019「大宰府の官衙と木簡」『第四一回木簡学会研究集会シンポジウム「大宰府と木簡」資料』

宗像市教育委員会2012『大島御嶽山遺跡』

森公章1993「卜部寸考」『日本歴史』539号

森公章2013「交流史から見た沖ノ島祭祀」『「宗像・沖ノ島と関連遺跡群」研究報告Ⅲ』「宗像・沖ノ島と関連遺跡群」世界遺産推進会議

森公章2018「大宰府官衙の研究」『大宰府の研究』高志書院

若杉昌昭1982「地方官制度」『大分県史 古代編 1』大分県

渡辺直彦1972 a「主神司の研究」『日本古代官位制度の基礎的研究』吉川弘文館、初出1962改稿

渡辺直彦1972 b「筑前国司廃置に関する研究」『日本古代官位制度の基礎的研究』吉川弘文館、初出1962改稿

参考文献

青木和夫・稲岡耕二・笹山晴生・白藤禎幸校注1992『新日本古典文学大系14 続日本紀三』岩波書店

青木紀元1970「外宮之度相」『日本神話の基礎的研究』風間書房

飯田瑞穂2000『「類聚三代格」巻第四の復原に関する覚書』『古代史籍の研究 中 飯田瑞穂著作集3』吉川弘文館、初出1984

井後政晏1982『「大神宮諸雑事記」諸本分類の再検討』『神道史研究』30巻1号

井上光貞監訳1987『日本書紀 上』中央公論社

榎村寛之2010『伊勢齋宮の祭祀と制度』塙書房

大高広和2018「七世紀における遣唐使の航海と沖ノ島祭祀の変遷」『沖ノ島研究』4号「宗像・沖ノ島と関連遺跡群」世界遺産推進会議

大平茂2008『祭祀考古学の研究』雄山閣

岡田精司1992「〃式年、造替の制度」『古代祭祀の史的研究』塙書房、初出1990

小田和利2014「磐瀬宮における諸問題」『九州歴史資料館研究論集』39号

小田和利2017「I 期大宰府の成立について」『九州歴史資料館研究論集』42号

小田富士雄1961「宇佐弥勒神宮寺成立の背景ー古代宇佐氏の動向と初期仏教ー」『弥勒寺遺跡』大分県教育委員会、初出1957

小田富士雄2011「沖ノ島祭祀の再検討ー4～5世紀宗像地方との関連でー」『第5回「宗像・沖ノ島と関連遺産群」専門家会議資料「宗像・沖ノ島と関連遺産群」研究報告』

小田富士雄2013「沖ノ島祭祀遺跡の再検討3」『「宗像・沖ノ島と関連遺跡群」研究報告Ⅲ』「宗像・沖ノ島と関連遺跡群」世界遺産推進会議

門脇禎二2008「齋王と日本古代史」（『邪馬台国と地域王国』吉川弘文館、初出1999

金子裕之1985「平城京と祭場」『国立歴史民族博物館研究報告』7集

鎌田元一2001「日本古代の官印」『律令公民制の研究』塙書房、初出1994

亀井輝一郎2010「沖ノ島と宗像神・宗像神主ー宗像覚書ー」『福岡教育大学紀要』59

岸俊男1986「飛鳥出土の木簡削片」『季刊 明日香風』17号 財団法人飛鳥保存財団

小島憲之・木下正俊・東野治之1995『新編日本古典文学全集 7 萬葉集 2』小学館

小島憲之・直木孝次郎・西宮一民・蔵中進・毛利正守校注・訳1998『新編日本古典文学全集 4 日本書紀 3』小学館

九州歴史資料館2002『大宰府政庁跡』吉川弘文館

九州歴史資料館2014『大宰府政庁周辺官衙跡Vー不丁地区 遺物編 2ー』

九州国立博物館2009『祈りの山宝満山』

熊田亮介1980「伊勢神宮神衣祭についての基礎的考察」『新潟大学教育学部長岡分校研究報告』25号

倉住靖彦1985『古代の大宰府』吉川弘文館

倉住靖彦1990「大野城司考」『古代中世史論集』吉川弘文館

酒井芳司2008「那津官家修造記事の再検討」『日本歴史』725号

酒井芳司2018『木簡による大宰府の西海道統治の実態に関する研究 平成27～29年度科学研究費補助金基盤研究(C)研究成果報告』九州歴史資料館

坂本太郎・家永三郎・井上光貞・大野晋校注1967・1965『日本古典文学大系 日本書紀 上・下』岩波書店

笹生衛2012「宗像沖ノ島祭祀遺跡における遺物組成と祭祀構造」『日本古代の祭祀考古学』吉川弘文館

重松明久1986『八幡宇佐宮御託宣集ー付 八幡大菩薩本末因位御縁起、宇佐大神宮縁起ー』現代思潮社

白石太一郎2011「ヤマト王権と沖ノ島祭祀」『「宗像・沖ノ島と関連祭祀群」研究報告 I』株式会社ブレック研究所

杉原敏之2007「大宰府政庁の I 期について」『九州歴史資料館研究論集』32号

鈴木茂男1976「日本古印をめぐる二、三の考察」『書の日本史』9 平凡社

関晃・熊田亮介1989『狩野文庫本 類聚三代格』吉川弘文館

藪田香融1981「託宣集の成立ー思想的試論ー」『平安仏教の研究』法蔵館、初出1964

太宰府市教育委員会1997『大宰府史跡 学業院中学校整備に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書（太宰府市の文化財 第36集）』

東野治之2007『遣唐使』岩波新書

「討論 古代東アジアの航海と宗像・沖ノ島」2019『「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群 特別研究事業 第1回国際検討会「古代東アジアの航海と宗像・沖ノ島」報告書』「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会

虎尾俊哉編2000『訳注日本史料 延喜式 上』集英社

虎尾達哉2006「天安三年三月十三日太政官符の成立」『律令官人社会の研究』塙書房、初出1983

直木孝次郎1964「奈良時代の伊勢神宮」（『日本古代の氏族と天皇』塙書房、初出1955

西宮一民 校注1979『新日本古典集成 古事記』新潮社

西宮秀紀1996「伊勢神宮成立論」『古代王権と交流 4 伊勢湾と古代の東海』名著出版

西宮秀紀2004『律令国家と神祇祭祀制度の研究』塙書房

西宮秀紀2006「神祇祭祀」『列島の古代史 7 信仰と世界観』岩波書店

「府の大寺」と呼ばれた古刹、観世音寺に伝わる国宝「梵鐘」。菅原道真の「不出門」に詠まれたこの鐘は、国宝としてのみならず、日本遺産、日本の音百選にも選出され、また年末年始の除夜の鐘として、長く衆人に愛されてきた。1950年からは境内本堂南東の鐘楼に懸垂されてきたが、鐘楼基壇の老朽化など、文化財保存の観点から環境改善が課題となっていた。そのような中、当館開催の特集展示「筑紫の神と仏」での梵鐘の展示についてご相談をしたところ、観世音寺での保存環境が整うまでの間、特集展示終了後も当館にて展示させていただくこととなった。

梵鐘の取り外しと当館への輸送にあたっては、文化庁・福岡県・太宰府市教育委員会と協議を行うとともに、取り外しに必要な設備や足場の設置などについても綿密に打ち合わせた。また現地で梵鐘の清掃を行いつつ、各部位の状態を確認して問題がないかを検証したが、長く懸垂されていたにもかかわらず、梵鐘の状態は極めて良好であった。当日は、輸送に際しての保護、取り外し、鐘楼からクレーンを使用しての積み込み、輸送と細心の注意を払い、無事に当館に到着した。その後清掃と環境変化に伴うシーズニングを経て、高精細写真撮影と重量計測を行ったのち、4階文化交流展示室に新設した展示台に展示を行った。

また今回、公益財団法人九州国立博物館振興財団のご協力を得て、移送前に梵鐘の音色についても高精細の収録を行うことができた。現在はその音色とともに展示し、「国宝 梵鐘」を間近でご覧いただくことができる。

(齋部麻矢)



第4章

考古資料からみた齋宮・伊勢神宮の成立

宮原 佑治

はじめに

〈文献史料からみた齋宮・伊勢神宮の成立期〉

伊勢神宮の成立期については、これまでの文献史料からのアプローチで、垂仁朝説、雄略朝説、継体朝あるいは欽明朝説、用明・推古朝説、天武・持統朝説、文武朝説が挙げられてきた。一方で齋宮については、実在が確実な天武朝・大来皇女（673～686年）を制度上の最初の齋王とする位置づけがある。ただし、『日本書紀』の記述にある大来以前のいわゆる伝承時代の齋王（豊鋤入姫（崇神・垂仁朝）から酢香手姫（用明・推古朝）までの9人）を、実在する人物とみるかどうかで成立期が変動するだろう。

〈考古資料からみた齋宮・伊勢神宮の成立期〉

文献史料に対して、今現在三重県内にある考古資料から、どこまで齋宮・伊勢神宮の成立期にアプローチができるのかがこの報告の主題である。

まず発掘調査成果のある齋宮は、近年の発掘調査で、大来皇女の時代（7世紀後葉～末葉）まで遡る可能性が高い方形区画と区画内建物、さらに区画に隣接する倉庫群を確認した。これにより飛鳥時代の齋宮について、具体的に議論することができる段階となりつつあるが、さらに古い段階、伝承時代の齋王や齋宮と関連する遺構や遺物は、齋宮跡の約50年の発掘調査ではみつかっていない。一方で伊勢神宮は、発掘調査成果がなく、古代に遡った場合は正確な所在地さえわかっていない。

仮に齋宮・伊勢神宮と直結する資料のみで成立期をみた場合、現状では7世紀後葉～末葉の齋宮のみが手掛かりで、それ以前に遡れなくなる。しかし、直結しなくとも関連する可能性のある県内の考古資料や発掘調査成果を加えると検討の幅を広げることができる。また、7世紀後葉～末葉はあくまで齋宮・伊勢神宮が国家的祭祀の対象や制度として確立した年代の下限を示しているに過ぎず、より古い時代の伊勢地域の祭祀形態や地域性を読み解くことで、齋宮・伊勢神宮がなぜこの地に置かれたのか、さらに成立期の上限はどこまで遡るのかを検討できると考えた。

例えば、伊勢神宮が置かれた度会郡や、齋宮が置かれ、神郡として伊勢神宮の運営を支えた多気郡¹⁾周辺の7世紀以前の資料や、広義の伊勢地域を代表する資料を対象とした。

そして、先行研究には伊勢地域で行われる祭祀へのヤマト王権の関与をもって「原・伊勢神宮」の成立とする指摘もあり（穂積2013）、特にヤマト王権の関与を示すような資料を抽出・分析することで、齋宮・伊勢神宮の成立期を検討したい。

1. 伊勢の古墳とヤマト王権のかかわり

ここでは、伊勢地域の古墳にヤマト王権との接点がみられるようになる段階を確認する。

〈古墳時代前期以前（3～4世紀）の様相〉

内宮周辺の伊勢市桶子遺跡から弥生時代末葉の突線紐銅鐸が採集、外宮周辺の伊勢市隠岡遺跡に弥生時代後期の集落遺跡が確認されているが、この頃の伊勢地域は、S字甕の産地とされる雲出川右岸に位置する集落群や前方後方墳群に代表される。大型古墳は円墳や方墳に限定され、三角縁神獣鏡、石製腕飾類、埴輪など、ヤマト王権との積極的な関与を示すようなまとまった資料はみられない。よってこの段階を成立期とすることは難しいだろう。

〈ヤマト王権によって擁立された伊勢各地の首長〉

4世紀後葉から5世紀初頭の伊勢地域沿岸部では、それまでにはみられないような隔絶した規模の前方後円墳が出現する。津市池の谷古墳(90m)、亀山市能褒野王塚(90m)、松阪市宝塚1号墳(111m・図2)などがあり、ヤマト王権と密接な関係を示す墳丘形態や埴輪が採用される。これら前方後円墳は、伊勢の在地勢力のみによる築造とは到底考えられない。特に**宝塚1号墳**は沿岸部最大の前方後円墳で、くびれ部の出島状施設や日本最大級の船形埴輪などの多数の形象埴輪が樹立されるなど、在地勢力単独での築造は不可能といえる程定型化している。一方で、墳丘上では在地的要素の強い壺形埴輪や、作りが不揃いな円筒埴輪も混合して樹立されており、被葬者はヤマト王権に擁立された在地の首長と推測されている(穂積2017)。

〈ヤマト王権による伊勢地域の掌握?〉

宝塚1号墳以後の三重県沿岸部には70m以上の前方後円墳は築造されていない²⁾。前方後円墳に代わって築造されるのは、大型の造出付円墳(帆立貝形古墳)で、5世紀前葉～後葉にかけて伊勢地域の広域に築造される。鈴鹿市白鳥塚1号墳(80m)、経塚古墳(36m)、津市明合古墳(方墳・90m・図3)、松阪市宝塚2号墳(89m・図2)、高地蔵1号墳(58m)、佐久米大塚古墳(45m)、片野池1号墳(40m)、多気郡明和町高塚1号墳(75m・図3)、大塚1号墳(53m)、**神前山1号墳(40m・図3)**などがある。この中で、副葬品がわかる事例は、佐久米大塚古墳から金銅装眉庇付冑、神前山1号墳から画文帯同向式神獣鏡(図6)2面以上、経塚古墳からサルポ(朝鮮半島系農耕具)などがあり、墳丘規模もさることながら、大型前方後円墳に匹敵する内容を持つものもみられる。

ではなぜこれらの古墳の被葬者たちは、前方後円墳に埋葬されなかったのか。可能性として、伊勢地域が畿外にありながらも、他地域より早くにヤマト王権の地域掌握下に置かれたため、前方後円墳の築造が許されなかったことが考えられる。これを補足する説に、当時の軍事力の象徴である鉄製甲冑(古墳副葬品)について、伊勢地域で出土する甲冑が、他地域よりも古い型式のものが主体であることが指摘されている(鈴木2005)。また、『日本書紀』雄略18年(474)にある伊勢朝日郎の乱は、伊勢地域がヤマト王権の掌握下に入ることを象徴する記事とも読み取れる(岡田2005)。こうしたヤマト王権による伊勢地域の掌握が宝塚1号墳の段階にまで遡るかは不明だが、5世紀になる頃には伊勢地域の在地勢力が、ヤマト王権と緊密な関係性を持ち始めたことは間違いないだろう。

2. 伊勢地域の祭祀遺跡とヤマト王権のかかわり

次に、古墳時代の集落・祭祀遺跡とヤマト王権との接点がみられる段階を確認する。

〈港津の形成と東国へのアプローチ〉

地勢的に伊勢地域の沿岸部、伊勢湾の西岸域は、ヤマト王権のある畿内から東国に至るための最短の港が置かれた場所である。伊勢湾西岸域は、4世紀まで海に隣接するような低地の砂堆上に集落遺跡が形成され、大規模な港湾整備が進められた痕跡はみられない。しかし5世紀頃には、集落遺跡や古墳が、低地から丘陵上などの高台に移動し、現代では埋没しているが、当時のラグーンや後背湿地などを見下ろす立地となる。発掘調査で確実な港はみつからないが、港を整備する際にラグーンや後背湿地などは最適な立地であり、畿内から東国への海上交通の要衝としてヤマト王権が重要視したと考えられる。

港の造成を裏付ける資料であるかは断定できないが、5世紀代の伊勢湾西岸部の集落遺跡(古墳も含む)からは、初期須恵器や韓式系軟質土器、特殊な金属製工具などが出土している。従来の伊勢地域にはみられなかった要素で、他地域から、渡来人をはじめとする技術者集団などが移住し、この地域で活動したことを示す。背景にはヤマト王権による港湾整備を主とする地域基盤の強化が考えられ、大型前方後円墳の築造とも連動する。

〈ヤマト王権による地域祭祀への関与〉

伊勢地域の著名な古墳時代祭祀遺跡に、**津市六大A遺跡**(図4)がある。この遺跡では、複数の湧水点に貼石や石組を施した遺構から、多数の土器に加え、木製品や石製品、金属製品、鍛冶関連遺物などが出土した。在地首長による水辺の祭祀遺跡として位置付けられるが、5世紀前半の土器群の中に、近畿以東では最多級となる初期須恵器や韓式系土器が含まれている。他の出土品も踏まえて、古墳時代中期以降の祭祀遺跡としての印象が強い遺跡だが、祭祀の初現は弥生時代後期まで遡る。弥生時代後期は絵画土器などを含む在地の土器が中心で、当初は在地集団(首長)の祭祀場としてはじまったようだ。それが時代を越えて継続し、古墳時代中期に伊勢湾西岸部の港湾整備に着手したいヤマト王権の目にとまったと考えられないだろうか。そして、渡来系遺物や手工業生産に関する遺物なども混在することになることから、ヤマト王権から派遣された多様な出自・階層の集団と在地の勢力を融和させるような性格の祭祀場(在地祭祀と王権祭祀の二重構造か)へと変貌したものと推測したい。

〈その他の祭祀関連考古資料〉

三島由紀夫の『潮騒』の舞台で知られる鳥羽市神島の**八代神社**には、来歴不明の古墳時代から10世紀以降に至るまでの資料が神宝として納められている。中には、古墳時代の画文帯同向式神獣鏡(図6)や頭椎大刀(図8)に加え、8～9世紀段階の金銅製紡織具(たたり1基・栴2基・図8)などがあり(金子2004)、古代の祭祀に関連するような資料も含む。画文帯神獣鏡や頭椎大刀は、5～7世紀の伊勢湾沿岸部の古墳の副葬品にもみられ、さらに金銅製紡織具は神衣祭にも関連する遺物で、伊勢神宮神宝や沖ノ島祭祀遺跡出土遺物にもみられる。神島は志摩半島と愛知県の渥美半島を最短で結ぶ海の難所、伊良湖度合にあり、伊勢湾西岸域から遠州灘を介した東国への最短経路に位置する。そのため、沖ノ島祭祀とは祭祀の条件や規模は異なるが、海上交通に関わる祭祀が神島で行われ、その祭祀遺物が神宝化した可能性は排除できない。このような島嶼部での祭祀の運営には、実際に東国への海上交通を取り仕切り、神宝と共通した副葬品を保有する伊勢湾西岸域の首長層が関与したことが想定されている(穂積2013)。さらには在地首長層にこうした副葬品を下賜したと考えられるヤマト王権も間接的に祭祀に関与していた可能性がある。

その他、伊勢神宮・内宮の神域から、5世紀まで遡る滑石製模造品(図4)が多数採集されている。さらに令和元年に発掘調査を行った齋宮跡第197次調査区でも、齋宮跡の調査で初めて古墳時代に遡る滑石製模造品が出土した。

おわりにかえて～齋宮・伊勢神宮の成立期～

主に古墳時代中期～後期の資料を紹介したが、これらだけでは齋宮・伊勢神宮の成立期を5世紀まで遡らせることは難しいだろう。5世紀初頭～前葉の宝塚1号墳や六大A遺跡には、在地勢力へのヤマト王権の積極的な関与がみられるが、これは東国の地域掌握を推し進めたいヤマト王権と、その後ろ盾を得ることで自身の地位を盤石にしたい在地首長の思惑が合致したものと考えられる。在地首長を王権の内部に取り込み、在地基盤を強化することで、東国への最短の港・海上航路の安定を確保する狙いがあったと推測する。

5世紀前葉までは、齋宮・伊勢神宮から離れた古墳や遺跡が主であったが、5世紀中葉～後葉には多気郡域に伊勢地域で最大規模の造出付円墳が築造されるようになる。その後6世紀末葉には、在地や伊勢湾対岸の三河地域の影響を強く受けた巨大な横穴式石室を持つ**伊勢市高倉山古墳**(伊勢神宮・外宮神域に所在・図7)が(土生田2011)、さらに7世紀前葉には飛鳥時代の齋宮方形区画から北に約1.5kmの地点で、東海地方最大規模の墳丘をもち、金銅装頭椎大刀が出土した**明和町坂本1号墳**(図8)が築造される。先述した5～7世紀代の八代神社神宝も含め、より齋宮・伊勢神宮の近くでヤマト王権との関与を示す資料がみられるようになる。

加えて6～7世紀の多気郡や度会郡では、土器生産、金属器加工、馬匹、紡織など、地域の産業として手工業生産の改革が進む。これは6世紀後葉以降に築造された多数の小規模古墳の副葬品などからうかがえ、急速に地域基盤となる産業が整備されていったと考えられる(宮原2018・2020)。齋宮・伊勢神宮のおひぎ元であるこの地域での突出した地域首長の出現と産業の発展が、齋宮・伊勢神宮の成立の重要な転換期にあると考えるが、神島を除く当該期の特別な祭祀遺跡や祭祀遺物は未だみつからない。今後、直接的な解明に繋がる資料の発見が待たれる。

註

- 1) 664年に多気郡のうち4郷から飯野郡が建郡され神郡から除外されるが、889年に宇多天皇により一代限りの神郡として寄進される。しかし、897年の天皇讓位後は永代にわたり寄進され、伊勢神宮のおひぎもとの「神三郡」が成立した。
- 2) 6世紀以降もこの傾向は続くが、志摩半島や鈴鹿川流域など、一部の地域で前方後円墳が築造される。ただし、いずれも60m以下の中小規模古墳である。

主要参考文献

岡田登 2005 「伊勢朝日郎の誅伐と宝塚古墳群」『神道史研究』53-2 神道史學會
 金子裕之 2004 「三重県鳥羽八代神社の神宝」『奈良文化財研究所紀要 2004』奈良文化財研究所
 鈴木一有 2005 「東海の甲冑出土古墳にみる古墳時代中期の変革過程」『天花寺丘陵内遺跡群発掘調査報告 6』三重県埋蔵文化財センター
 土生田純之 2011 「伊勢市高倉山古墳について」『伊勢市史』第6巻 考古編 伊勢市
 穂積裕昌 2013 『伊勢神宮の考古学』雄山閣
 穂積裕昌 2017 『船形埴輪と古代の喪葬・宝塚1号墳』シリーズ「遺跡を学ぶ」117 新泉社
 宮原佑治 2018 「伊勢湾西岸域における古墳時代木棺直葬墳の展開」『齋宮歴史博物館 研究紀要』二十七 齋宮歴史博物館
 宮原佑治 2020 「古墳からみる飛鳥時代齋宮への地域基盤の形成」『齋宮歴史博物館 研究紀要』二十九 齋宮歴史博物館

図の出典

- 図2：松阪市教育委員会 2005 『土跡宝塚古墳』 図3：三重県 2005 『三重県史』資料編 考古1
 図4：三重県埋蔵文化財センター 2002 『六大A遺跡発掘調査報告』
 図5・6：宮原佑治 2017 「おじょか古墳の横穴式石室の起源に関する一試論」『海の古墳を考えるVI』より改変
 図7：高倉山古墳：伊勢市 2011 『伊勢市史』第6巻 考古編、日和山古墳・岩屋山古墳：関西大学文学部考古学研究室 1992 『紀伊半島の文化史的研究—考古学編—』、塚穴古墳：志摩市教育委員会 2018 『平成23-28年度志摩市内遺跡発掘調査報告』、小金3号墳：三重県埋蔵文化財センター 2010 『小金・高塚・齋宮池古墳群発掘調査報告』
 図8：坂本1号墳：明和町教育委員会 2001 『坂本古墳群発掘調査概要報告』、神島・八代神社神宝：金子裕之 2004・2005 「三重県鳥羽市八代神社の神宝」『奈良文化財研究所 紀要』2004・2005、六大A遺跡：同上

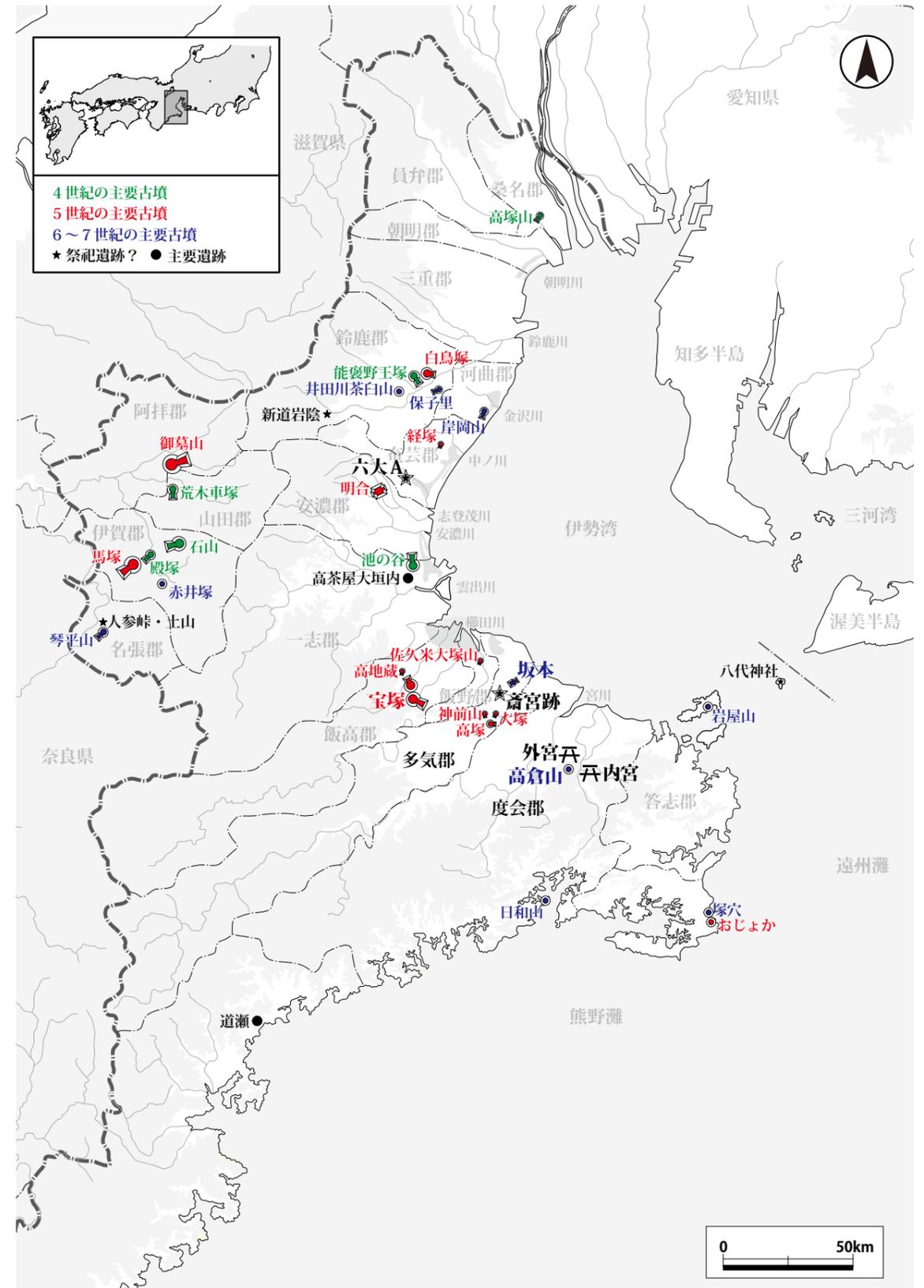


図1 本講座に関連する遺跡と古墳

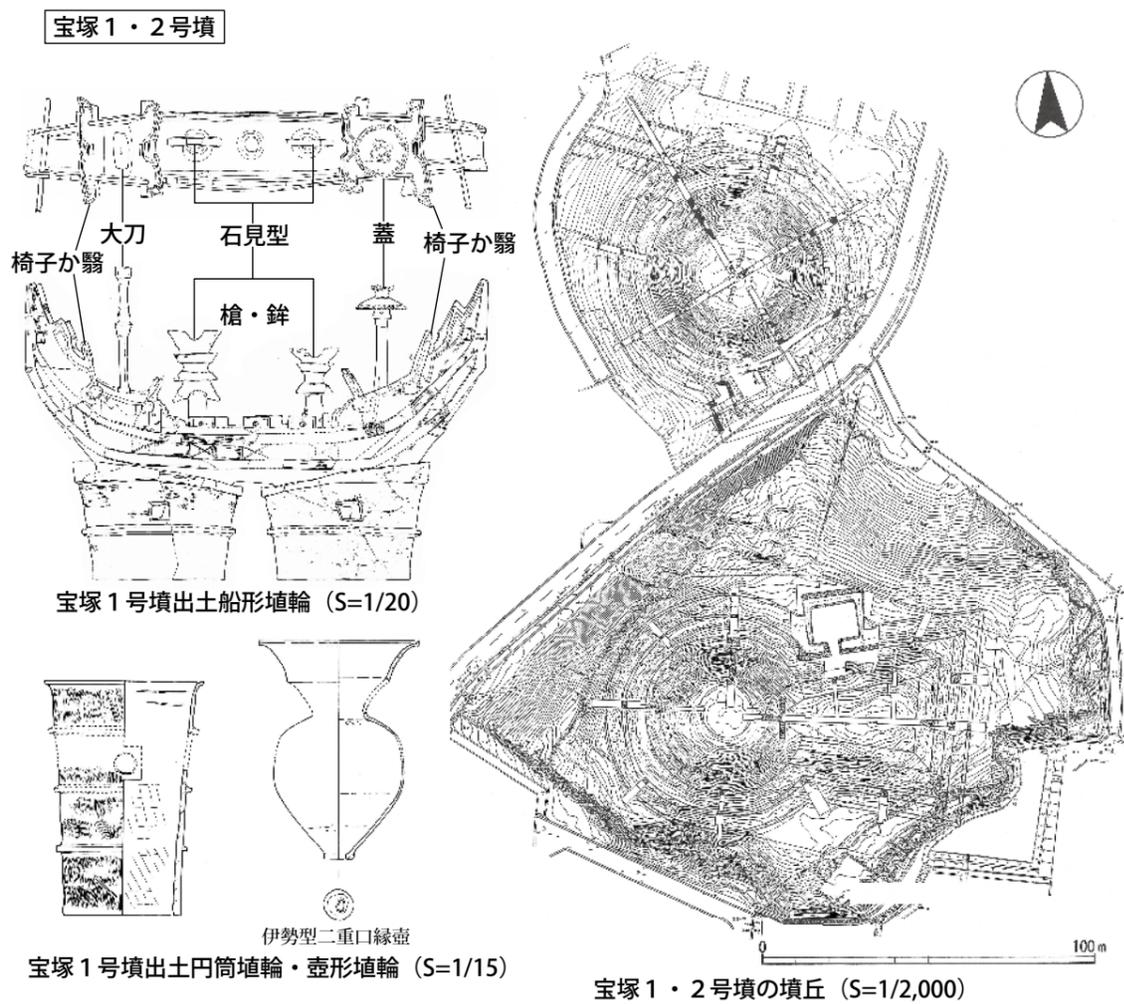


図2 宝塚1・2号墳と出土埴輪

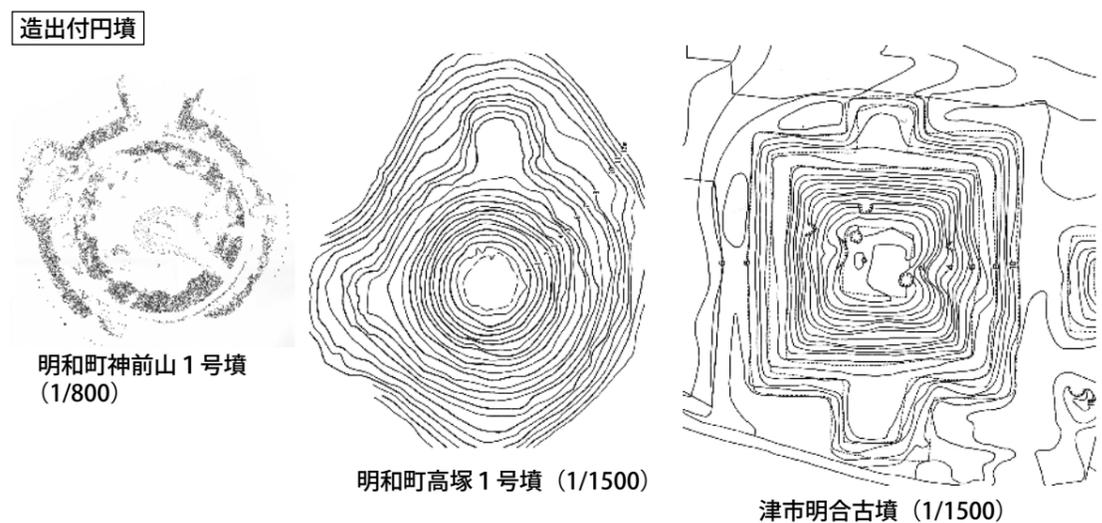


図3 造出付の大型円墳・方墳

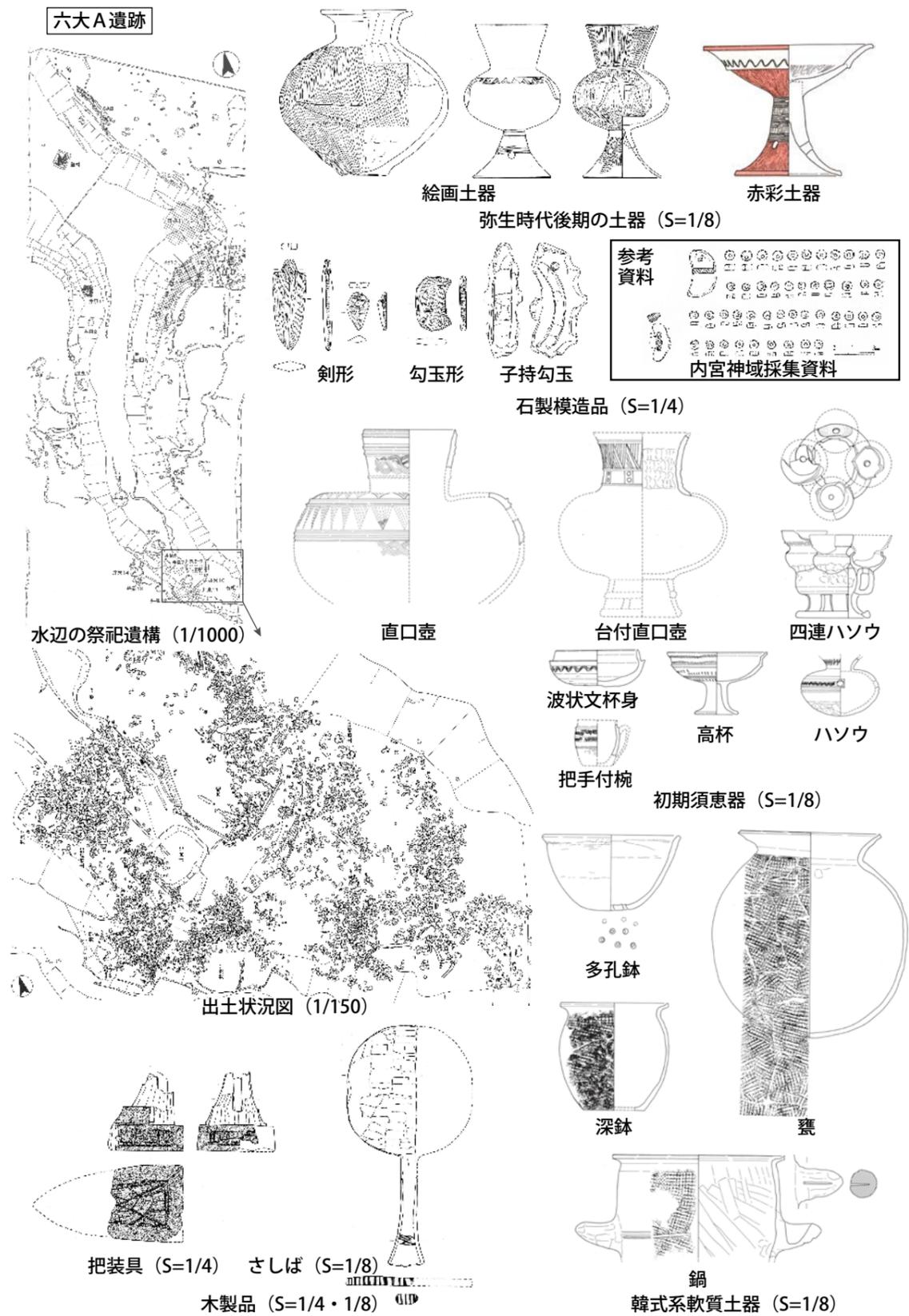


図4 六大A遺跡の遺構図と出土遺物

国内における同型鏡の分布

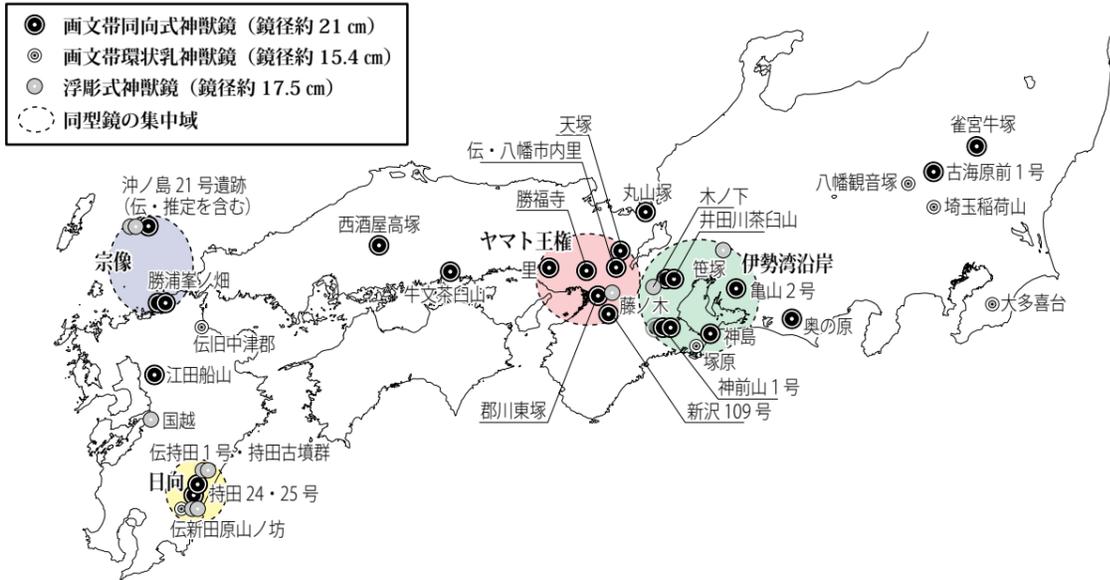
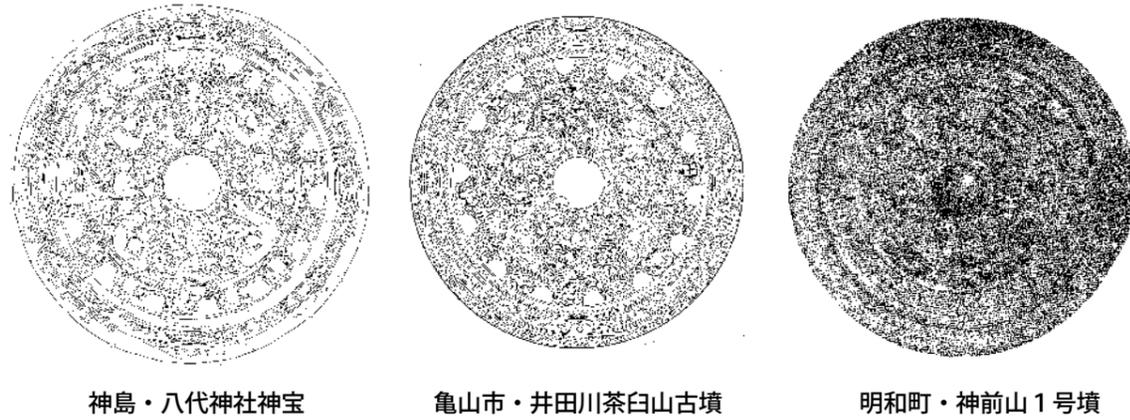


図5 同型鏡の分布と集中域

画文帯同向式神獸鏡



<参考>



伝・沖ノ島21号遺跡出土

三重県内出土の同型鏡 (S=1/4)

画文帯環状乳神獸鏡



志摩市・塚原古墳



図6 伊勢湾沿岸部における同型鏡

高倉山古墳



高倉山古墳出土の
水晶製三輪玉 (S=1/2)

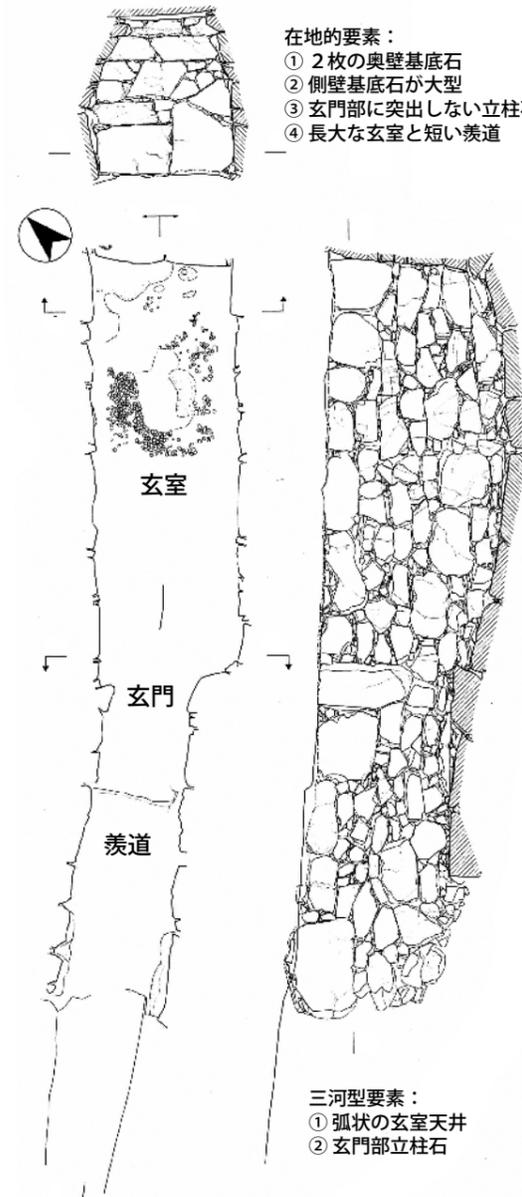
飛鳥寺塔心礎埋納
(593年) 遺物に
類似資料あり



振じりを
もつ金環 (S=1/2)

在地的要素:

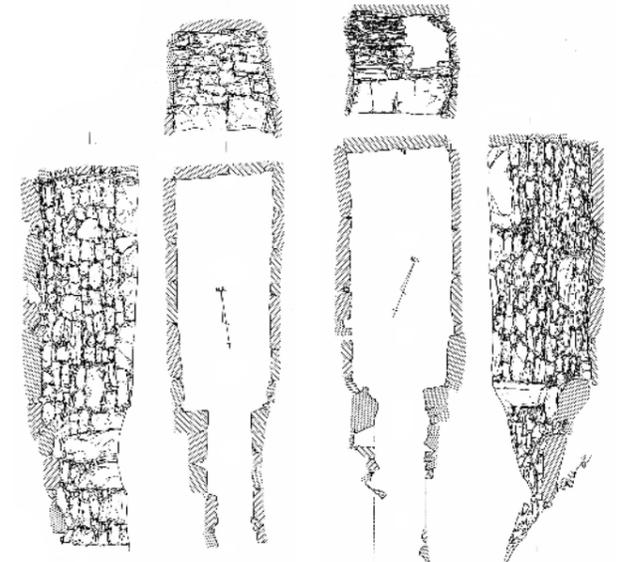
- ① 2枚の奥壁基底石
- ② 側壁基底石が大型
- ③ 玄門部に突出しない立柱石
- ④ 長大な玄室と短い羨道



三河型要素:
① 弧状の玄室天井
② 玄門部立柱石

6世紀末葉
高倉山古墳の横穴式石室 (S=1/150)

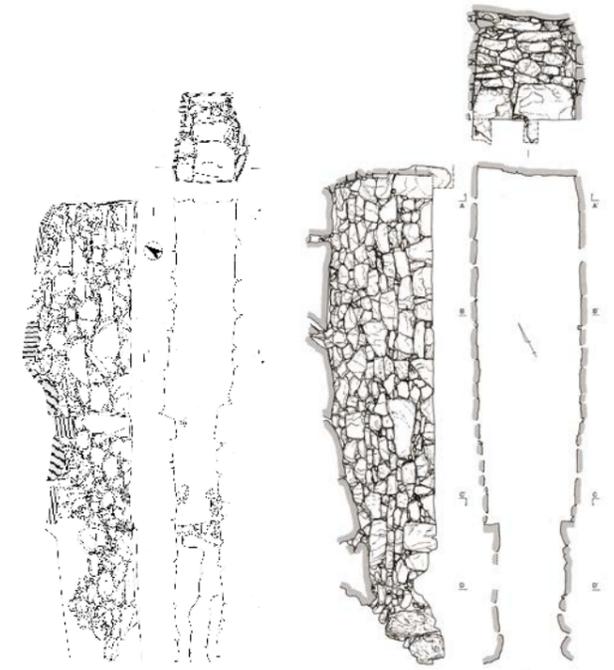
高倉山古墳よりも古い在地の横穴式石室



6世紀後葉
南伊勢町礫浦 (S=1/150)
日和山古墳の横穴式石室

6世紀中葉~後葉
鳥羽市答志島 (S=1/150)
岩屋山古墳の横穴式石室

高倉山古墳よりも新しい高倉山型石室



7世紀初頭
多気郡明和町 (S=1/150)
小金3号墳の横穴式石室

7世紀前葉
志摩市志島 (S=1/150)
塚穴古墳の横穴式石室

図7 高倉山古墳の横穴式石室と周辺地域の横穴式石室

第5章

考古資料からみた宗像君・沖ノ島祭祀の実像

小嶋 篤

はじめに

『「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群』は、2017年7月に世界遺産に登録された。関連遺産群には、宗像君が造営したと考えられる新原・奴山古墳群も含まれる¹⁾(図1)。宗像君と沖ノ島の関係は、現存する日本最古の文献史料『古事記』・『日本書紀』から窺える。

「…先に生まれた神、多紀理毘売命は、宗像の奥津宮に坐す。次に市寸島比売命は、宗像の中津宮に坐す。次に田寸津比売命は、宗像の辺津宮に坐す。此の三柱の神は、宗像君等が齋き祭る三柱の大神である。」
(『古事記』・現代語訳)²⁾

「天照大神は「八坂瓊の五百個の御統は私のものである。だから、御統から生まれた五柱の男神は全員私の子である」と言われ、引き取って養われた。また、「十握の剣は素戔鳴尊のものである。だから、十握の剣から生まれた三柱の女神は全員、お前の子である」と言われ、素戔鳴尊に授けられた。この三柱の女神が筑紫の宗像君らがまつる神である。」
(『日本書紀』卷第一神代上・現代語訳)

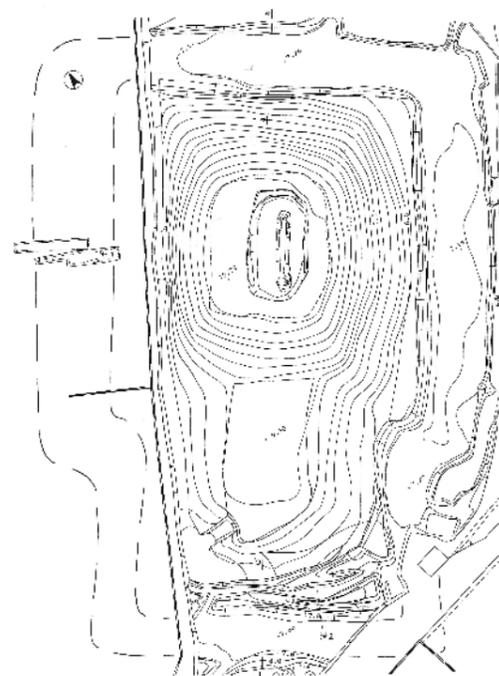
本記事は宗像君の名を記した初出記事でもあり、宗像三女神を奉る一族として両者の分かち難い関係を端的に示す。また、『日本書紀』では三女神を「胸形大神」(応神41年条)、「胸方神」(雄略9年条)とも記すことから、神名と奉斎氏族名の一致も認められる(亀井2011)。文字史料で宗像君と沖ノ島の関係がより明確になるのは、「神郡」設置以降である。宗像君の後裔氏族である「宗形朝臣」一族は、奈良時代を通じて宗像郡の郡司および宗像社の神主を独占的に世襲したことが、『続日本紀』から把握できる(亀井2011)。

以上の文字史料から宗像君と沖ノ島の繋がりは把握できるものの、宗像君がどのような豪族であったかの具体的な姿までは把握できない。本稿では考古資料を軸に、沖ノ島と宗像君の有機的関係の論証を視野に入れながら、沖ノ島祭祀の実像に迫る。

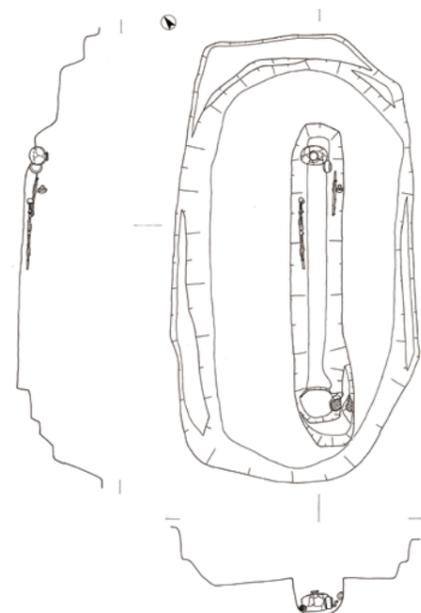
1. 宗像君が遺した考古資料

宗像君が遺した考古資料の一つが「古墳」であり、世界文化遺産の「新原・奴山古墳群」はその代表格として評価されている。新原・奴山古墳群の調査事例は限られるが、5号墳に見られる古墳築造技術や墳丘祭祀は、後述する宗像型石室の初現的かつ典型的事例であるため、宗像君一族を被葬者とする仮説は支持できる。より踏み込んだ評価をすれば、新原・奴山古墳群は、宗像君とその部曲である宗像部等によって築かれたと考えられる(小嶋2018a)。また、大型古墳築造の際には、他地域の集団(服属・婚姻・協力関係にある豪族の部曲)も、古墳づくりに参画した場合もあった。宗像市・桜京古墳の石室に見られる石屋形や装飾壁画、福津市・須多田天振天神社古墳の形象埴輪等からは、胸肩君と肥君等(有明

坂本1号墳



前方後方形の墳丘 (S=1/400)



坂本1号墳の木棺直葬 (S=1/100)

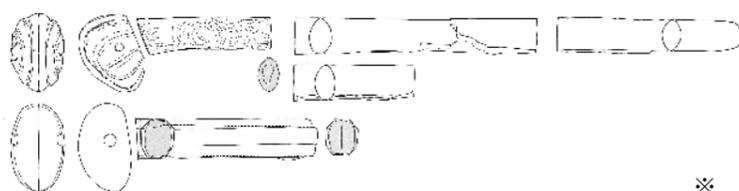
坂本1号墳出と類似する7世紀代の前方後方形の古墳は、県内でもほとんど類例がない。明和町内の明星7号墳(15m)にその可能性を残すが、確定ではない。

県外では、遠く離れた千葉県市原市諏訪台古墳群などに確実な例がある。複数の古墳で前方後方形古墳がみられ、年代は7世紀前葉~中葉までくだる。さらには木棺直葬が採用されており、興味深い事例である。



坂本1号墳出土金銅装頭椎大刀 (S=1/10)

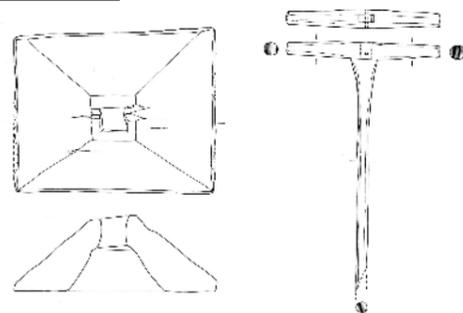
八代神社神宝 ※ 坂本1号墳出土資料と比較して小型品



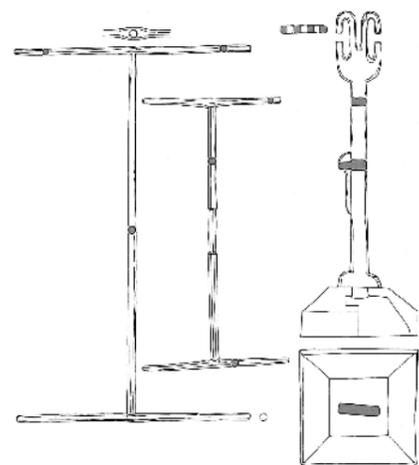
八代神社神宝の金銅装頭椎大刀 (S=1/6)

※ 六大A遺跡出土資料と比較して小型品

六大A遺跡 <参考>



六大A遺跡出土の木製柱・タタリ (S=1/10)



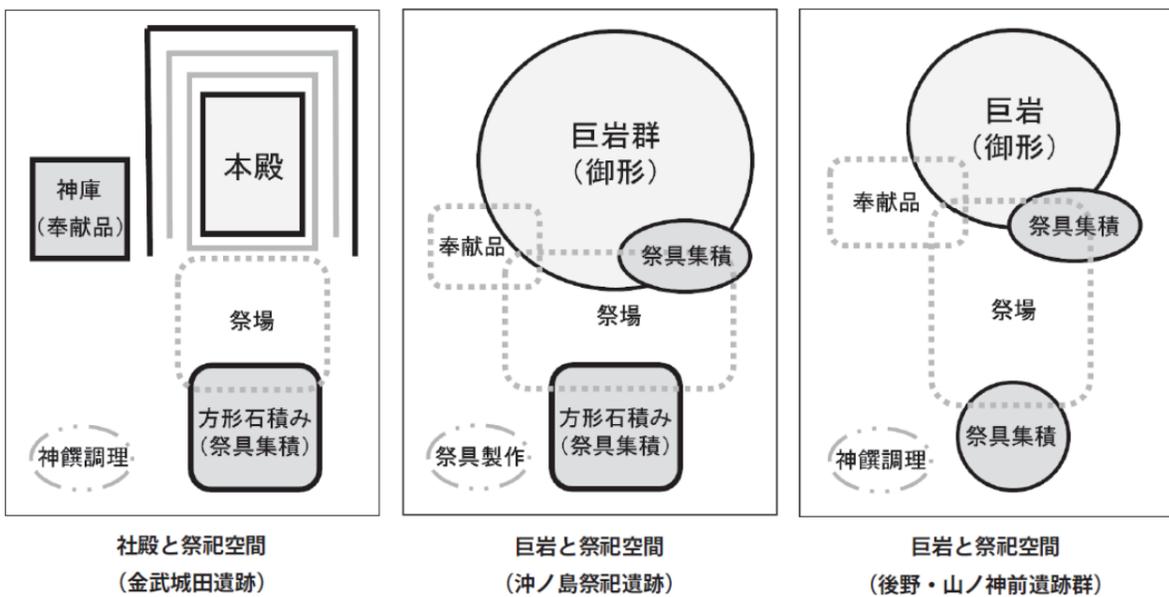
八代神社神宝の金銅製柱・タタリ (S=1/4)

図8 坂本1号墳と八代神社神宝



- 1：沖ノ島（沖ノ島祭祀遺跡・沖津宮）
- 2：大島御嶽山遺跡（中津宮）
- 3：高宮祭場（辺津宮）
- 4：金武城田遺跡
- 5：後野・山ノ神遺跡群 大藪池遺跡群
- 6：大宰府政庁跡

図1 宗像・沖ノ島と遺跡地図



後野・山ノ神前遺跡群、沖ノ島祭祀遺跡、金武城田遺跡を素材とした、奈良時代の大宰府管内における社の空間模式図である。物質資料で確認できる巨岩や本殿、祭具集積の位置関係から、祭場の位置を想定している。考古資料では、金武城田遺跡のタイル状礎敷（本殿と方形石積みの間の区画）が祭場の傍証である。祭具集積は考古資料からおおよその配置を特定でき、明確な遺構をもつ「埋納」は、本殿や巨岩と有機的関係をもちつつも、やや離れた場所となされる。神饌の調理は、後野・山ノ神前遺跡群で炉と調理具が確認できるため、祭場の近傍でなされたと判断できる。沖ノ島でも神饌の調理がなされた可能性はあるが、現状で確実な物証はない。沖ノ島祭祀遺跡の祭祀空間は巨岩と社殿の双方の要素をもつが、古代の社殿の有無は未確定である。

図2 大宰府管内における社の祭祀空間

海・八代海沿岸の集団）とのつながりが見出せる³⁾。

新原・奴山古墳群では、現在までに前方後円墳5基を含む59基の古墳が発見されている。隣接する古墳群も含めると、前方後円墳のみで16基が確認でき、西都原古墳群（西都市）や八女古墳群（八女市）とならぶ前方後円墳密集地域となる（重藤2011）。また、津屋崎古墳群内の前方後円墳には「基壇」と称される、広いテラス状平坦面が存在することも注目できる（池ノ上2018）⁴⁾。この基壇は、勝浦峯ノ畑古墳、新原・奴山12号墳、須多田ミソ塚古墳、在自剣塚古墳という、津屋崎古墳群を構成する各有力支群にまたがって採用されており、同族集団による古墳群造営という仮説を補強する考古資料である。古墳時代（6世紀）の様子を想像すれば、複数の前方後円墳や円墳が谷を挟んだ複数の丘の上で、同時併行で築造されている光景が思い浮かぶ。このような墓域形成から、宗像君の古墳築造は、「突出した規模の大型古墳を築く、造墓労力を集約した古墳築造」ではなく、「複数の古墳を同時併行で築く、造墓労力を分散した古墳築造」であったと判断できる。この現象は、首長（宗像君の家長）のみが、前方後円墳に埋葬されたのではなく、首長と同世代の兄弟や従兄弟、叔父・叔母等も前方後円墳に埋葬されたことと同義である。つまり、宗像君とは単一系列ではなく、複数系列の同族集団で構成されていたと考えられる。大型前方後円墳が特定の墓域に集中せず、複数の墓域に分散する状況は、宗像君の家長が特定系列から輩出されるのではなく、各世代の有力者が家長に就く集団構成の流動性を示す（小嶋2017）。

宗像君の個人名が特定できる初現は、「胸形君徳善」である。徳善は、壬申の乱（672年）で活躍した高市皇子の外祖父であり、飛鳥時代の宗像君の家長と判断できる。奈良時代の宗像郡では、記録にあるすべての郡司・神主が、「宗形朝臣（宗像君の後裔氏族）」で構成されており、「等抒・鳥麻呂・与呂志・深津・大徳・池作・秋足」の個人名が残る（亀井2011）。古墳時代以来の有力豪族である宗像君は、飛鳥時代以降も政教一致の同族集団による宗像郡の支配を継続する実態が窺える。

2. 宗像君の古墳築造技術

筆者は宗像地域に広がる特異な古墳築造技術に対し、「宗像型（宗像後期型）」という範型を見出した（小嶋2012）。範型とは、「人間が物をつくる際の集団行動方式」を意味する。古墳を対象にすると、「どのような手順で、どのように石や土を積むのか」といった当時の人々の行動や思考が研究素材となる。

宗像型の古墳築造技術では、深い墓坑内で石材を積み上げるため、壁面の積み上げ作業はせまい墓坑内で実施せざるを得ない（図4）。このため、壁面石材は総じて小型石材を用いる傾向にある。壁面構造においても裏込め量が少ないため、壁面維持における石材自重への依存度が高い。このため各石材の積み上げに際しては、丁寧に極小石材を詰める。以上のように、深い墓坑は作業姿勢や作業空間を制限する短所を有するが、その反面、墓坑内に石室大部分が収まるため、大型石材の天井石の搬入や据付が容易になる長所を有する。

宗像君の墓域形成で見られた「複数の古墳を同時併行で築く、造墓労力を分散した古墳築造」は、造墓集団に幾多の古墳築造の機会を与え、特定地域での長期間におよぶ古墳築造技術の共有という現象を生じさせた。特定地域に特有の古墳築造技術が共有される背景には、同地域に居住する人々の造墓動員があり、その中心軸に宗像君－宗像部の主従関係が存在したと考えられる。この特定地域こそが、後の宗像郡の母体となった領域（拙稿の第I領域）であり、宗像郡の母体が古墳時代には形成されていたことを示す論拠である（図3～5）（小嶋2012・2018a）。古墳構築技術の分析から抽出された本領域については、複数種類の考古資料・文献史料から検証が進められており、今後もさらなる研究成果や研究手法の錬磨が期待できる（図6～9）（井浦2017・池ノ上2018・大高2017・齋藤2020・白木2018・清喜2018等）。

また、宗像君の古墳築造技術を把握する上で、手光波切不動古墳の調査に端を発する石材産地同定の成果も重要である（井浦2013、井浦・森・石橋2015、井浦2017）。その成果に基づくと、勝浦峯ノ畑古墳、新原奴山1号墳、手光波切不動古墳、宮地嶽古墳の石材には、相島産オパサイト玄武岩を用いる状況に

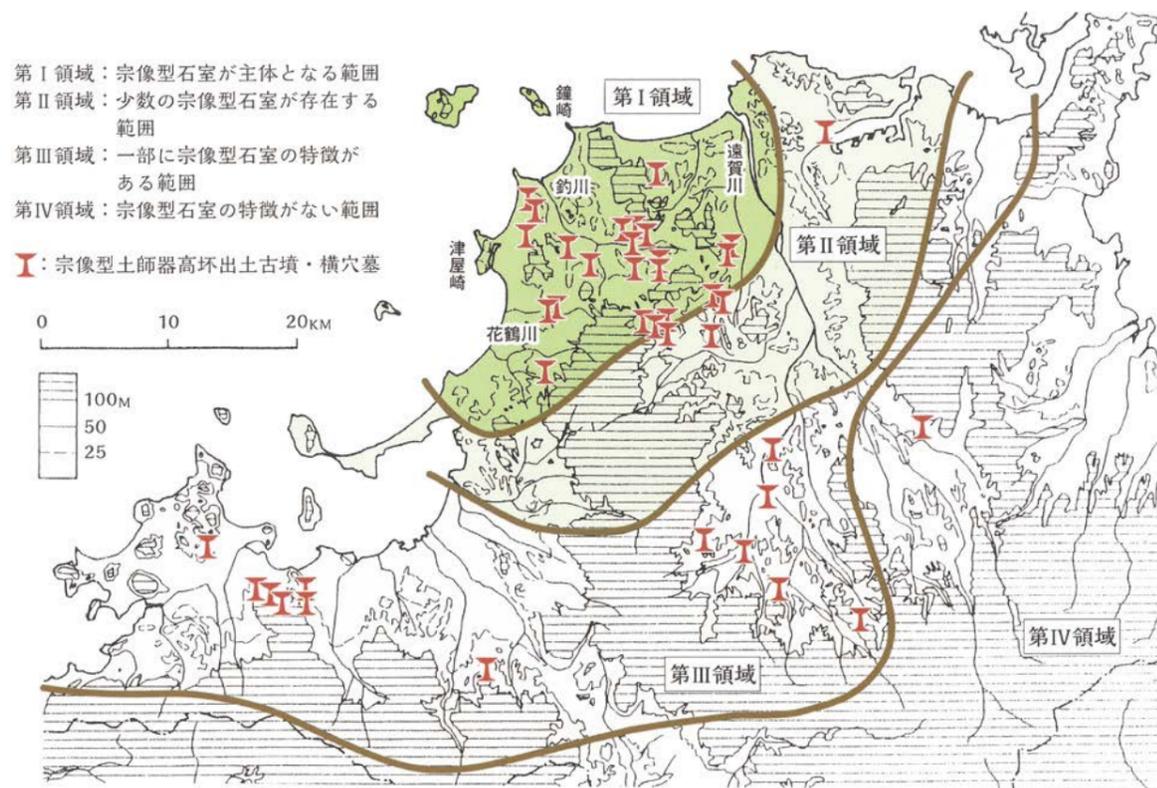
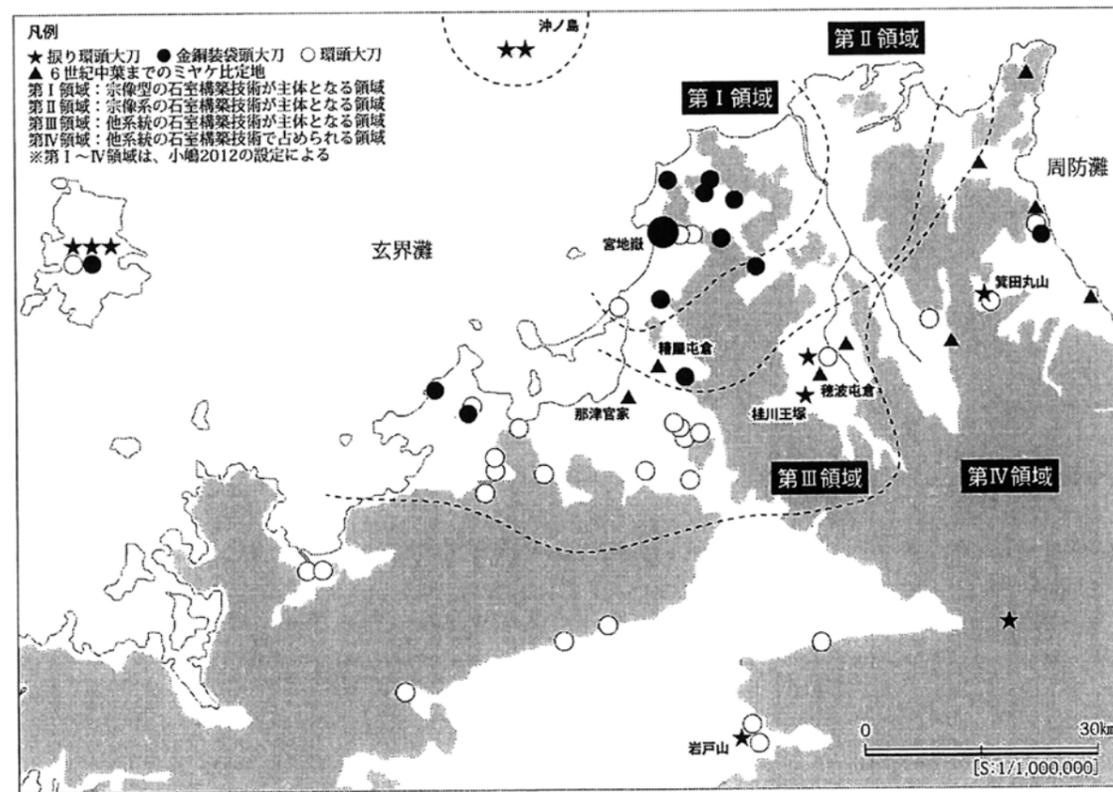


図3 宗像型石室の分布域と宗像型土師器高杯の分布 (小嶋2012・2017a)



【宗像地域への頭椎大刀(袋頭大刀)の集中】
 倭と朝鮮半島との緊張関係がたかまる5・6世紀において、沿岸部に前方後円墳を累々と築造した福津・宗像・古賀一帯は軍事的な境界領域の最前線だった。現在では糟屋郡域にふくめられることが多い古賀周辺も、前方後円墳の築造や同質の武装の共有という観点からは「宗像地域」にふくめることができる。これは、特定形式の横穴式石室や土師器高杯の分布にもとづいて区分された北部九州の領域設定[小嶋2012]とも親和的である。とくに宗像型石室が主体となる地域(小嶋篤の「第I領域」)に頭椎大刀をはじめとする金銅装袋頭大刀が集中する点は、まさにこうした装飾大刀群のおもな保有者集団が宗像君であった可能性を示す。なお、宮地嶽古墳の東方約2.5kmの福津市津丸横尾3号墳では、宗像・福津・古賀で唯一の三累環柄頭が出土している。相伴した、宝珠形飾りをともなう鳩目金具は、宮地嶽古墳の巨大頭椎大刀のものと同様、同じ集団間で大刀を分割割葬したか、あるいは巨大頭椎大刀に準じるような大刀の存在がうかがえる。確証を欠くが、もしそうであるとすれば、津丸横尾3号墳の被葬者は宗像君を対外的な場面で補佐する人物として評価できるだろう。

図6 装飾大刀と宗像型(系)石室の分布 (齋藤2020)

ある。各古墳に向けた通時的な相島産石材の海上輸送は、上記でも述べた同族集団による津屋崎古墳群の造営を示す状況証拠の一つである(図1)。加えて、相島産石材は花鶴川流域の永浦古墳群にも供給されていることが判明しており、その供給域が律令期の宗像郡と重なる点も注目できる⁵⁾。

3. 宗像君の儀礼と沖ノ島祭祀の関係

九州北部の後期古墳(6世紀)を対象に葬送儀礼を検討すると、宗像地域の古墳には特異な痕跡を見出すことができる。その特異性とは、「石室内から土器が出土せず、墳丘上から多量の土器が出土する」点にある(小嶋2012)。古墳時代中期(5世紀)の渡来文化の導入を経て、日本列島の古墳文化にも埋葬施設内における食料副葬・土器副葬が急速に普及し、古墳時代後期(6世紀)には普遍的に石室内から土器が出土するようになる。このような広域的動態の中であって、宗像地域の古墳では、古墳時代前期～後期を通じて土器副葬が浸透しない。つまり、宗像地域の古墳では、横穴式石室という新来の墓制を積極的に導入し、改変していく一方で、古墳時代前期以来の伝統的な墳丘祭祀を踏襲し続ける。この葬送儀礼は胸肩君が維持し続けてきた、遺体埋葬の適切な手段と評価できる。

このような古墳時代後期における墳丘祭祀を象徴する土器が、土師器高杯E a(重藤分類)であり、

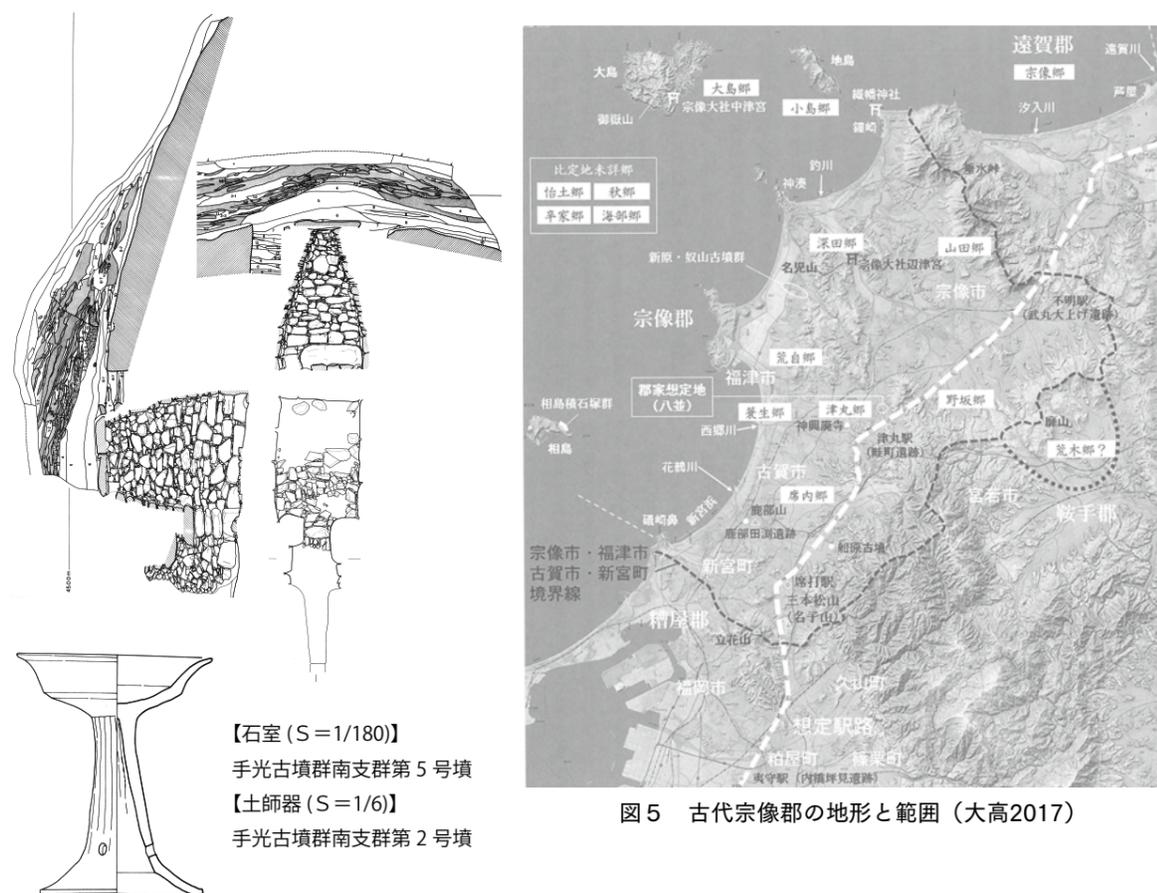


図5 古代宗像郡の地形と範囲 (大高2017)

図4 宗像型石室と宗像型土師器高杯

筆者は一般的に認知し易いように「宗像型土師器高坏」と呼んだ(図4)(重藤2009、小嶋2012・2017)。この土師器高坏は長い脚部をもち、裾に小さな円形透孔を三方向に穿つ。器面は光沢をもつほどの丁寧なミガキ調整を施す。この三方向の円形透孔と緻密なミガキ調整を組み合わせたデザインは、古墳時代前期(3~4世紀)の日本列島でひろく採用されていたデザインである。一般的には古墳時代中期(5世紀)には廃れてしまうデザインだが、宗像地域のみは古墳時代後期(6世紀)において、旧来のデザインを復古的に採用して増産する。この「復古調デザイン」となる土師器高坏は現在までに110点を確認しているが、その約8割が古墳の墳丘上から出土しており、墳丘祭祀と強い相関関係が認められる。次に、宗像型土師器高坏を用いた墳丘祭祀の分布域を見ていく。宗像型土師器高坏も、やはり律令期の宗像郡の範囲(拙稿の第I領域)に明らかな集中分布を見せる(図3)。また、飛び地的に今津湾沿岸に集中する他、洞海湾沿岸にも分布する。洞海湾沿岸は調査事例が少ないため、実態は不明だが、今津湾沿岸では宗像型石室との併存も確認でき、古墳築造と墳丘祭祀の両面で繋がりが見出せる。また、宗像型土師器高坏は瀬戸内海の山口湾沿岸でも出土事例があり、やはり港湾を中心に飛び地的に広がる(小嶋2018b)。

宗像型土師器高坏よりも数量は少ないが、「有孔器台須恵器」も特殊な形状と特定の分布域を有する(図8・9)。この有孔器台須恵器は、沖ノ島祭祀遺跡や大島御嶽山遺跡で出土しており、三女神を奉る際に用いられた祭具として確実視できる。このため、近年では有孔器台須恵器に対し、「沖ノ島系祭祀遺物」という呼称も用いられる(白木2018)。井浦一氏や小田富士雄氏、白木英敏氏等の研究成果に基づくと、沖ノ島系祭祀遺物の有孔器台須恵器は、沖ノ島と大島の他に宗像地域の浜宮貝塚・新波止貝塚・三郎丸堂ノ上C遺跡3号窯跡・朝町百田B-2号墳・相原古墳、福津市域の手光波切不動古墳・神興廃寺の北方丘陵、古賀市域の船原古墳で出土する(井浦2013、小田2013、白木2018)。白木氏が指摘するように、有孔器台須恵器は前方後円墳や大型円墳などの上位階層墓から出土する点が注目できる(白木2018)。出土遺跡の性格から見ても、分布域形成の中心軸に、三女神を奉る宗像君の存在を想定してよいだろう。

上記の有孔器台須恵器とならんで、沖ノ島祭祀を代表する祭具の一つが滑石製品である。この滑石製品の多くは三郡山系産と見られ、その製作地は宗像から糟屋にかけての範囲で想定されている(清喜2018)。また、清喜裕二氏の研究に基づくと、導入期(古墳時代中期)の有孔円板・剣形品の出土遺跡は、律令期の宗像郡(拙稿の第I領域)の範囲で面的に広がる(図7)(清喜2018)。

以上、考古資料から宗像君の儀礼と沖ノ島祭祀の関係を探った。沖ノ島と胸肩君との関係を直接的に示す考古資料としては、沖ノ島系祭祀遺物である有孔器台須恵器であり、葬祭にまたがる利用が確認できる。また、沖ノ島祭祀にも用いられる有孔円板と剣形品の面的な導入状況は、間接的な証拠と言えるだろう。同様の状況証拠には、津屋崎古墳群の造営期と沖ノ島祭祀の盛行が合致するという研究成果がある(重藤2011・2018)。とくに、勝浦峯ノ畑古墳を画期と捉える研究が多く、辻田淳一郎氏は勝浦峯ノ畑古墳出土の同型鏡の構成が、沖ノ島21号遺跡出土品と一致することから、ヤマト王権下での宗像君の主体的関与を想定する(小田2017、重藤2018、辻田2018)。

4. 沖ノ島祭祀の実像

沖ノ島祭祀遺跡は、沖ノ島の山頂尾根から下った平坦地を含む緩傾斜地にあり、石英斑岩の巨岩が集中する地点に位置する(図10)。本地点には沖津宮の社殿も鎮座しており、古代から現代にいたる「神まつり」の場が重層的に存在している。古代の祭祀遺跡は現在までに23箇所が確認されており、「祭具や奉納品(幣帛・神饌)となる出土資料の種類」と「祭具・奉納品を納めた場所と関係する出土位置」の組み合わせから4種類(岩上祭祀遺跡、岩陰祭祀遺跡、半岩陰・半露天祭祀遺跡、露天祭祀遺跡)に分けられる。本分類は1954年~1971年に実施された発掘調査の成果であり、沖ノ島祭祀の大局的な変遷を示すことは確かである。近年では、本調査成果を「古代の神の考え方(神観)」と「祭祀の構成(祭式)」

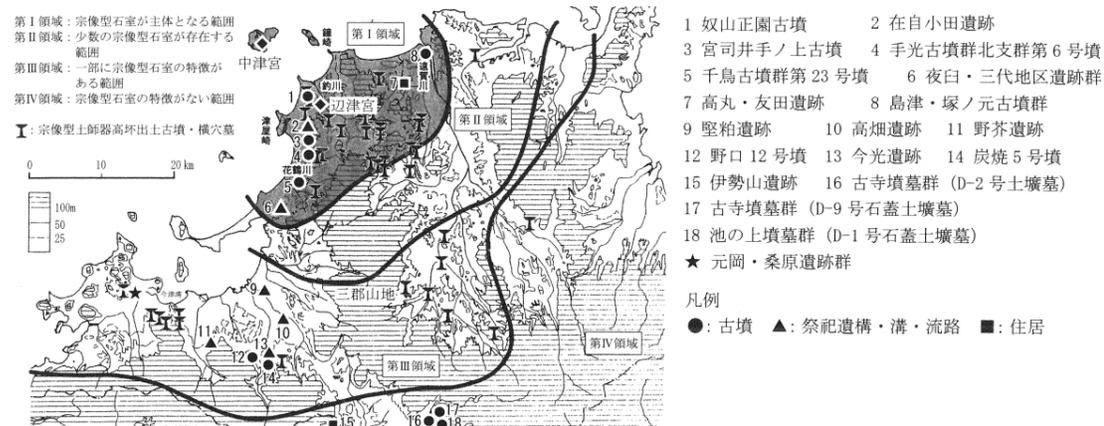


図7 古墳時代後期の胸肩君(ムナカタ氏)の領域と有孔円板導入期の範囲(清喜2018)

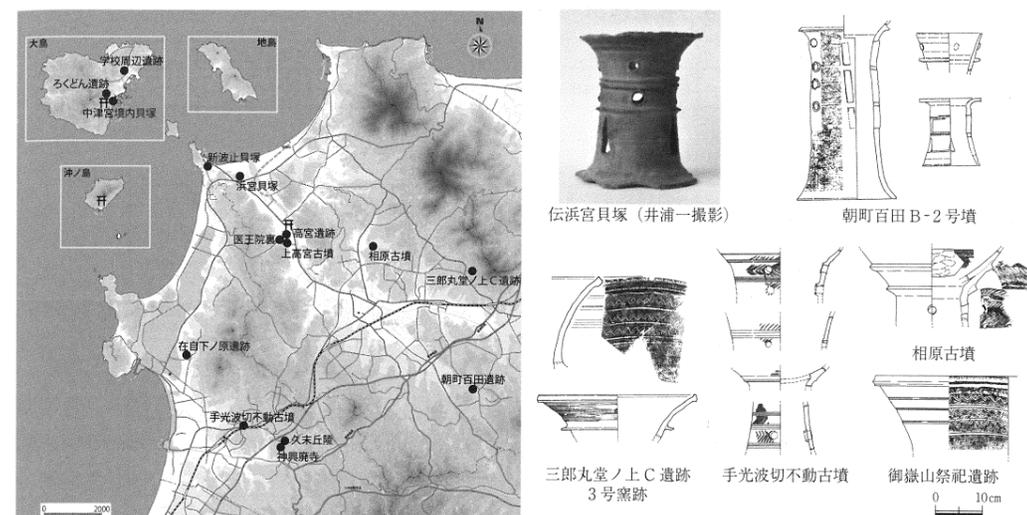
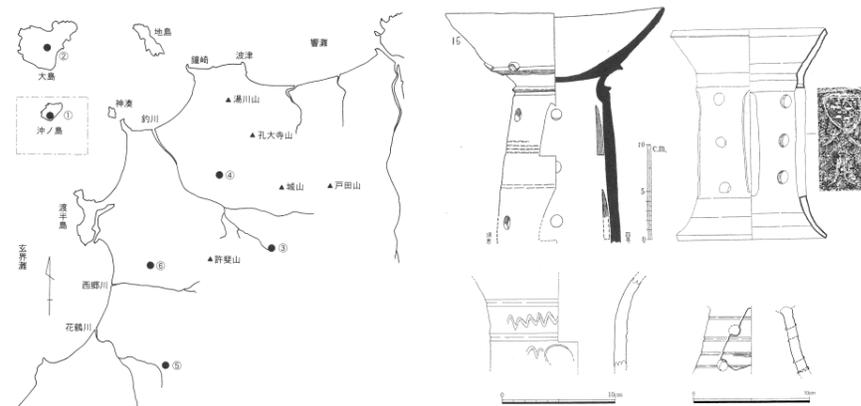


図8 沖ノ島系祭祀遺物関連遺跡分布図(白木2018)



番号	遺跡名	所在地	遺構	出土位置	遺構等の年代
①	沖ノ島祭祀遺跡	福岡県宗像市大島	祭祀跡	4号遺跡	5c後半~7世紀(岩陰祭祀期)
				5号遺跡	7c後半~8世紀前半(半岩陰・半露天祭祀期)
②	大島御嶽山遺跡	福岡県宗像市大島	祭祀跡	社殿壁崩落土	7c末~9c後半(須恵器の年代幅)
③	朝町百田B-2号墳	福岡県宗像市朝町	古墳	石室前庭部	6後半~7c(追葬含む)
④	相原古墳	福岡県宗像市河東	古墳	前室、羨道	6後半~7c(追葬含む)
⑤	船原3号墳	福岡県古賀市谷山	古墳	周辺採集	7c初頭~中頃
⑥	手光波切不動古墳	福岡県福津市手光	古墳	羨道、墓道	7c前半

図9 有孔器台出土遺跡分布図(井浦2013)

から検証する試みが進められている(笹生2011・2018、小嶋2018・2019 a b)。具体的には『皇太神宮儀式帳』(延暦23年(804年))の記述に基づき、祭祀を「①供献品や神饌を用意し、祭祀の場を清め装飾する準備段階」、「②幣帛や神饌を捧げ告刀(祝詞)を奏上する祭祀の中核部分」、「③幣帛等を収納したり直会を行ったりする祭祀後の対応」の三段階に分け、発掘調査による出土位置・状況、遺物組成・痕跡等から時系列的に追検証するという手法を用いる。つまり、遺跡に遺された痕跡が人のどのような動作(作業空間・所作等)、自然作用(風雨・土砂堆積)等により生じ、それらがどのように組み合っているのかという、考古学の基本とも言える「遺跡形成過程の分析」を行う。

大宰府管内(西海道・九州)の発掘調査では、近年、沖ノ島祭祀遺跡と同時代の社が確認されており、比較研究の素地が整いつつある。その成果に基づくと、奈良時代の大宰府管内には「神の存在を象徴する巨岩」と「神の占有空間である本殿」をそれぞれ核とする社が併存していたことが分かる(図11・12)(小嶋2018・2019)。そして、巨岩と本殿の前面において、祭祀執行の空間に接する形で「祭具収納施設(方形石積み・埋納土坑)」が確認できる。この空間構成は奈良時代の沖ノ島祭祀遺跡の状況と類似しており、巨岩群から平坦地を挟んだ沖ノ島1号遺跡でも方形石敷状遺構が検出されている。つまり、律令期の沖ノ島祭祀遺跡において、巨岩や方形石積みを基点に祭具収納がなされたとの仮説は、大宰府管内の社の様相からも裏付けられる(図2)。このような集石や石積みをを用いた区画と祭具収納は、古くは巨岩上に設けられた沖ノ島21号遺跡、岩陰の沖ノ島6号遺跡で認められ、古墳時代以来の伝統を踏襲していると考えられる。

最後に沖ノ島祭祀で用いられた祭具のうち、滑石製品とならんで数量の多い土器に着目する。沖ノ島祭祀遺跡において土器は通時的に見られるが、出土量が増加するのは古墳時代後期(6世紀)以後であり、その中には沖ノ島系祭祀遺物(有孔土器)や宗像地域に多い脚付ハソウが含まれる。とくに有孔土器は、器の用途と相反する形状や穿孔時の粘土バリ等の製作痕跡が磨耗せずに残ることから、実用品ではなく祭具に特化している。特殊土器以外の一般的な土器にも目を向けると、焼成時の歪みや破損により容器としての機能を喪失した器が多数含まれる点が注目できる。沖ノ島系祭祀遺物や焼損品の内包という事実をふまえると、6世紀以降の土器類の調達では「製品から祭具を選択する」方式に加え、「祭具用の製品を製作する」方式も存在することが窺える。祭式に当てはめれば、「①供献品や神饌を用意し、祭祀の場を清め装飾する準備段階」に相当する。つまり、沖ノ島祭祀を構成する祭式の一つに、宗像地域での須恵器生産が存在したと想定でき、沖ノ島祭祀の全体像は沖ノ島のみでは完結しないと評価できる。

おわりに

『「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群』の世界遺産登録にあたっては、イコモス(国際記念物遺跡会議)が宗像大社沖津宮のみを登録すべきと勧告する事態にも直面した。その要因には、「沖ノ島やその出土品に研究や関心が集中しがちだった」点が挙げられる(岡寺・大高2018)。この課題を克服するためには、沖ノ島祭祀遺跡を相対評価するための実証研究の蓄積が求められる(小嶋2019 b・2021)。本稿でも取り上げた宗像郡の領域変動も、その一つに加えることができ、考古学・文献史学・歴史地理学からの「多者多重分析」による検証がなされ、精度の高い成果が上がった。また、神道考古学から提言された神観・祭式は、過去の調査成果の検証や今後の調査手法の改善に反映すべき問題意識であり、本稿では大宰府管内の社の様相に着目した⁶⁾。

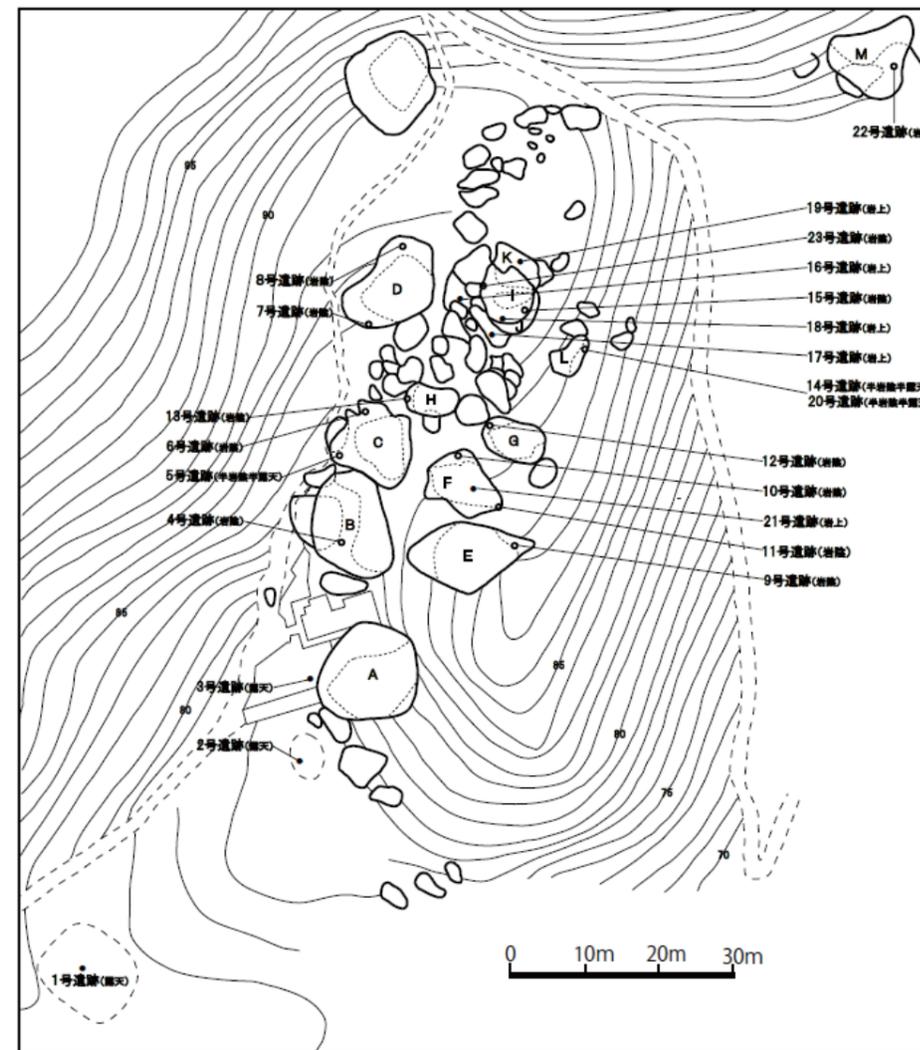


図10 沖ノ島祭祀遺跡全体図(笹生2012)

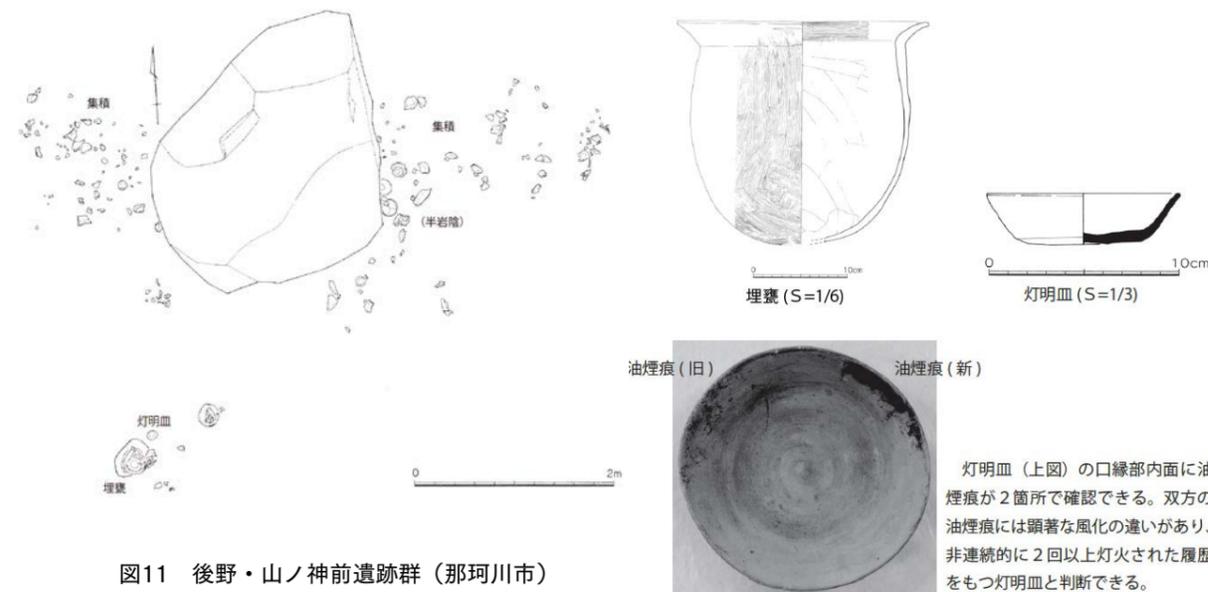
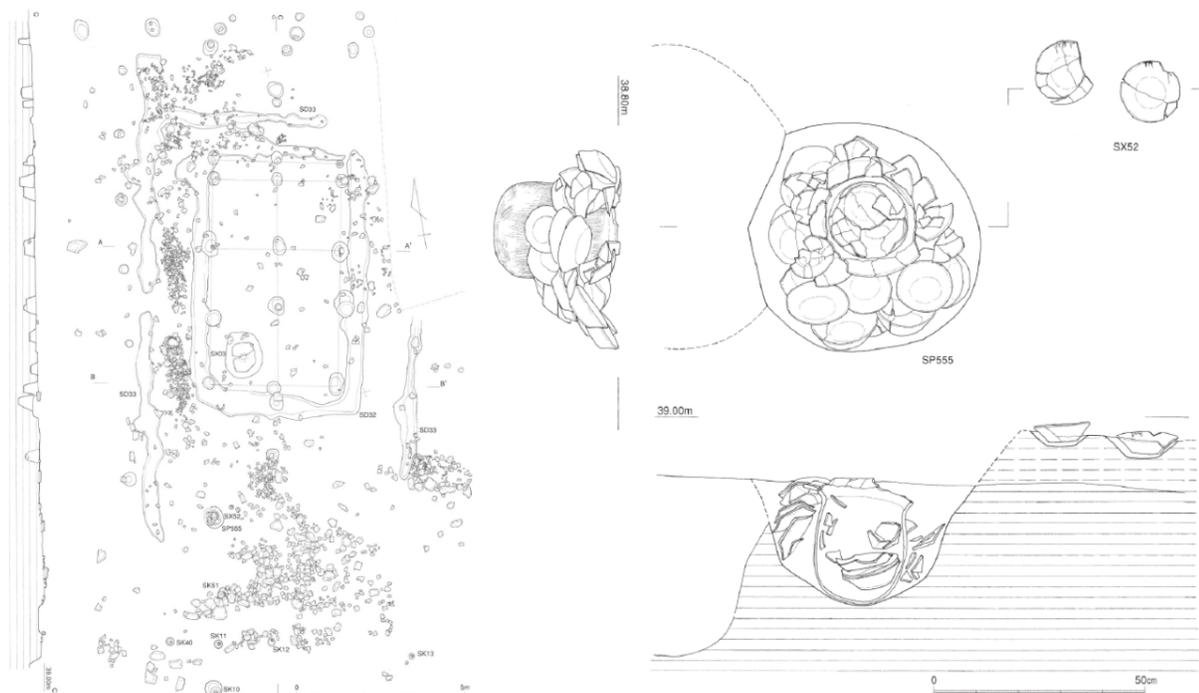


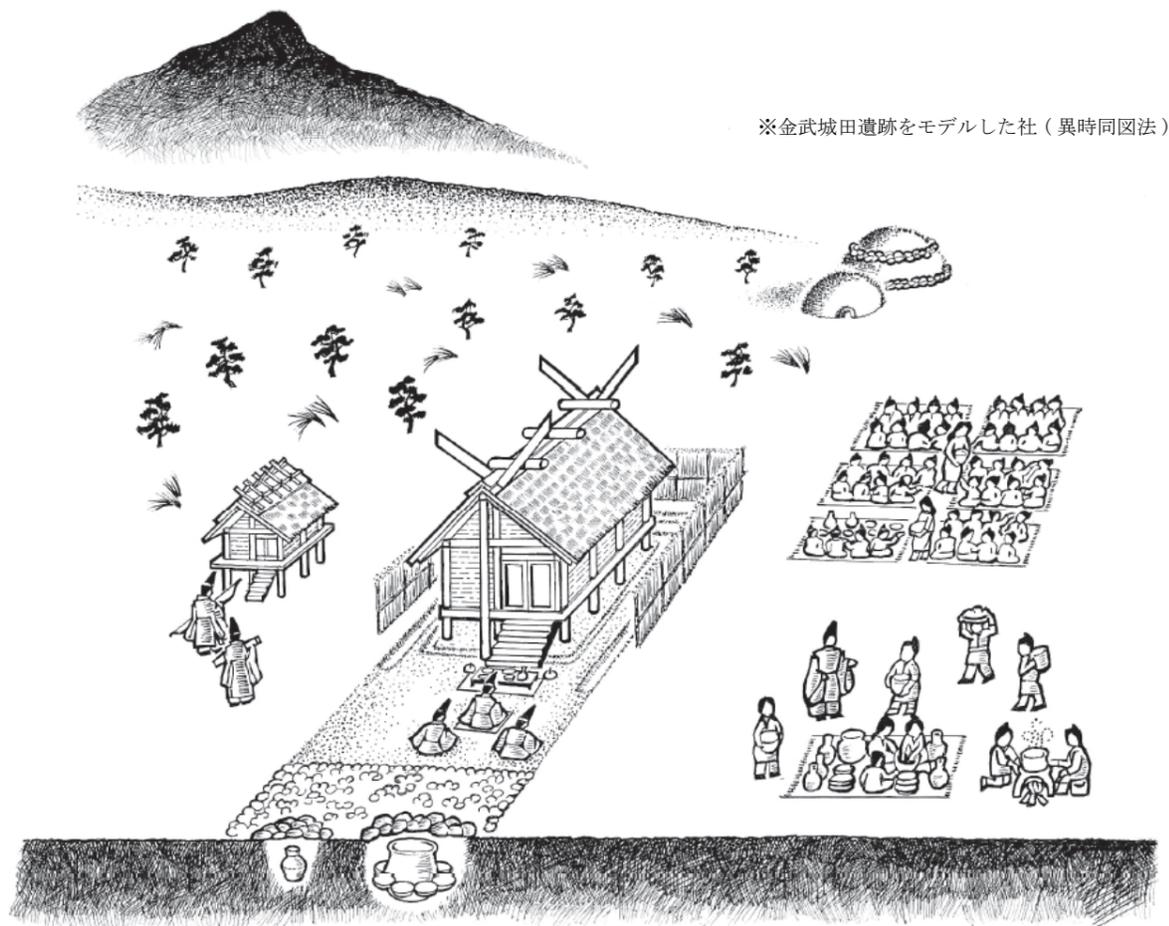
図11 後野・山ノ神前遺跡群(那珂川市)

灯明皿(上図)の口縁部内面に油煙痕が2箇所確認できる。双方の油煙痕には顕著な風化の違いがあり、非連続的に2回以上灯火された履歴をもつ灯明皿と判断できる。



金武城田遺跡の本殿跡

方形石積みの下に納められた調理具・供膳具・照明具



※金武城田遺跡をモデルした社（異時同図法）

図12 金武城田遺跡（福岡市）

註

- 1) 現在、定着している「宗像」の表記は中世以降のものであり、『古事記』・『日本書紀』では胸肩君・胸形君と表記されている。本稿では、現在の地理との対応を把握しやすいよう直接引用を除いて、「宗像」で表記を統一する。
- 2) 『古事記』・『日本書紀』にはさまざまな所伝があり、三柱の神と坐す場所の対応関係も一定ではない。水沼君が三女神を奉る所伝もあり、宗像君以外の豪族の関与も記されている。なお、現在の宗像大社では、沖津宮に田心姫神、中津宮に湍津姫神、辺津宮に市杵島姫神をお祀りしている。
- 3) 阿蘇溶結凝灰岩製石棺の輸送実験からも明らかのように、古墳時代の遠距離航海では、港への寄港は必須であった。肥君の航海も、玄界灘沿岸では宗像君等の掌握下にある港を利用する必要があり、古墳文化の融合を生じさせた協力関係が窺える。
- 4) 律令期の宗像郡内（拙稿の第Ⅰ領域）に立地する船原古墳は、墳丘盛土と埋納土坑群との間に2～3mの段差を内包する（小嶋2018 a b）。自然丘陵を視覚的な墳丘段構成に取り込む古墳築造技術は、九州北部では宗像地域を中心に玄界灘沿岸域に広がる。
- 5) 宗像郡の範囲は時代によって変動しており、「宗像郡が現在の宗像・福津両市域に確定するのは、中世の荘園公領制や小領主の登場などによって糟屋郡などとされる範囲が拡大し、さらには宗像大宮司家も断絶した近世になってからである」（大高2017）。
- 6) 本講座資料は小嶋2019 bを基に、小嶋2019 cの成果の一部を反映して製作した。小嶋2019 bを含む沖ノ島研究の各論は、九州国立博物館HP（www.kyuhaku.jp）の「大宰府学研究」にて無料ダウンロードできる。

参考文献

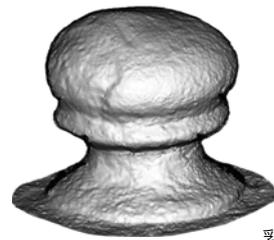
井浦一 2013『津屋崎古墳群Ⅲ』福津市文化財調査報告書第7集 福津市教育委員会
 井浦一 石橋英巳 森康 2015「福岡県津屋崎古墳群に用いられた玄武岩石材の供給地」『九州考古学』第90号 九州考古学会
 井浦一 2017「胸肩君の領域」『季刊邪馬台国』132号 梓書院
 池ノ上宏 2018「胸形君の古墳と新原・奴山古墳群」『考古学ジャーナル』No.707 ニューサイエンス社
 大高広和 2017「古代宗像郡郷名考証（三）」『沖ノ島研究』第3号「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議
 小田富士雄 2017「宗像・沖ノ島祭祀遺跡の調査と成果」『神宿る島と祈りの記憶』九州国立博物館 ※本書の第7部2章に再録
 亀井輝一郎 2011「古代の宗像氏と宗像信仰」『宗像・沖ノ島と関連遺産群研究報告Ⅰ』「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議
 小嶋篤 2012「墓制と領域 - 胸肩君一族の足跡 -」『九州歴史資料館研究論集』37号 九州歴史資料館
 小嶋篤 2017「宗像君の実像」『宗像・沖ノ島と大和朝廷』特別展図録 九州国立博物館
 小嶋篤 2018 a「前方後円墳の終焉」から見た胸肩君」『沖ノ島研究』第4号「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議
 小嶋篤 2018 b「古墳時代後期における横穴式石室墳の展開 - 日韓交流の視点から -」『海峡を通じた文化交流』九州考古学会・嶺南考古学会第13回合同考古学大会 九州考古学会・嶺南考古学会
 小嶋篤 2019 a「遺跡形成過程から見た巨岩と社殿」『沖ノ島研究』第4号「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会
 小嶋篤 2019 b「宗像・沖ノ島と胸肩君」『大宰府学研究』九州国立博物館アジア文化交流センター研究論集第1集 九州国立博物館
 小嶋篤 2019 c「祭式と考古学」『古代山城と祭祀・寺院』第59回古代山城研究会例会予稿集 古代山城研究会
 小嶋篤 2021「宗像の鉄刀・刀子・錐形鉄刀」『沖ノ島研究』第7号「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会
 齊藤大輔 2020「古墳時代後・終末期における武装具供給の実態 - 北部九州に点在する「東方偏重遺物群」 -」『七隈史学会第22回大会予稿集』七隈史学会
 重藤輝行 2009「古墳時代中期・後期の筑前・筑後地域の土師器」『地域の考古学』佐田茂先生論文集刊行会
 重藤輝行 2011「宗像地域における古墳時代首長の対外交渉と沖ノ島祭祀」『宗像・沖ノ島と関連遺産群研究報告Ⅰ』「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議
 重藤輝行 2018「宗像氏と宗像の古墳群」『季刊考古学・別冊27 世界のなかの沖ノ島』雄山閣
 清喜裕二 2018「沖ノ島の滑石製品」『季刊考古学・別冊27 世界のなかの沖ノ島』雄山閣
 辻田淳一郎 2018『同型鏡と倭の五王の時代』同成社

現在、九州国立博物館では、観世音寺からお預かりしている国宝「梵鐘」について調査を行っている。実見による詳細な観察はもちろん、三次元計測や蛍光X線による成分分析など多角的に実施している。実見による調査では、これまで詳細な観察が困難であった細部の形状や、製作技法、工程に関わる痕跡について調査し、新たな事象を確認することができた。さらに三次元計測では外面の計測を行うとともに、龍頭や乳、撞座、上下帯の文様などの細部を計測し、図化することで実見とはまた別の特徴を明らかにすることもできた。たとえば梵鐘そのものの構造や龍頭、鐘身上下帯の意匠に関する新知見、鋳型製作や鋳造段階におけるいくつかの事象の可能性など、調査途中ではあるが一定の成果を得ている。

これまでの調査成果については、九州国立博物館紀要『東風西声』16号で報告しているので、詳細はそちらを参照されたい。今後は、内面の三次元計測をはじめ、造形や製作技法についての更に詳細な観察、各部位の科学的成分、音響など多角的に調査をするとともに、同時代の梵鐘との比較研究も進め、その成果を調査報告書として刊行する予定である。
(齋部麻矢)



上面



乳



上帯唐草文



下帯唐草文